

名古屋市国際交流事業のあらまし

2 0 2 4

令和7年1月

名 古 屋 市

目 次

I 国際化の基本方針・計画

- 1 名古屋市基本構想 1
- 2 名古屋市総合計画 2028 1

II 国際化の組織・体制

- 1 国際交流課の組織 2
- 2 名古屋市国際化推進会議 3
- 3 多文化共生推進部会 4

III 国際化施策の概要

- 1 令和6年度国際化関連施策（体系図） 5
- 2 令和6年度局別国際化関連施策一覧 6
- 3 国際交流
 - （1）姉妹友好都市交流
 - ① 姉妹友好都市の概要 26
 - ② 名古屋姉妹友好都市協会 27
 - ③ ロサンゼルス市 28
 - ④ メキシコ市 31
 - ⑤ 南京市 33
 - ⑥ シドニー市 36
 - ⑦ トリノ市 39
 - ⑧ ランス市 41
 - （2）パートナー都市連携 43
 - （3）分野交流 44
 - （4）海外との人物交流等
 - ① 本市への表敬訪問 45
 - ② 職員通訳者登録制度 47
 - ③ 外国公館支援協議会 47
 - ④ 愛知・名古屋国際ネットワーク 47
 - （5）名古屋市国際交流活動助成 48
 - （6）国際化推進事業に対する後援名義 48
 - （7）名古屋市国際交流事業積立基金 49
- 4 多文化共生
 - （1）本市の主な取組み一覧 50
 - （2）国際交流課の主な取組み 51
 - （3）名古屋国際センターの主な取組み 53
 - （4）英文表示等
 - ① 英文表示 59
 - ② 多言語表示 60

(5) 外国語版ウェブサイト、パンフレット、DVD等の作成	
① 外国語版ウェブサイト	62
② 外国語版パンフレット、刊行物	63
③ 外国語版DVD・ビデオ	71

5 国際貢献

(1) 国際協力	
① 国際協力機構（JICA）を通じた事業	72
② それ以外の事業	72
(2) 留学生施策	
① 留学生交流促進	74
② 国際留学生会館の運営	74

IV 国際化推進施設

1 名古屋国際センター	75
2 国際留学生会館	79
3 名古屋市公館	80

《資料編》

I 在名外国人	
1 国籍別外国人住民登録者数	81
2 外国人留学生	83
II 国際会議等	
1 都市別国際会議の開催件数	85
2 令和6年度に名古屋市内で開催される主なコンベンション(予定)	86
3 令和5年度に名古屋市内で開催された主なコンベンション	87
III 在名古屋国際機関等一覧	
1 外国公館等	88
2 名誉（総）領事館	88
3 国際研修機関	90
4 愛知県内の国際交流団体	90
5 その他	90
IV 関係条例等	
1 名古屋市国際交流事業積立基金条例	91
2 名古屋市国際化推進会議規程	91
3 名古屋市国際化推進会議の運営について	93
4 名古屋国際センター条例	94
5 名古屋国際センター条例施行細則	96

I 国際化の基本方針・計画

1 名古屋市基本構想

昭和 52 年に議会の議決を経て定められた「名古屋市基本構想」は、本市の指導理念として位置づけられ、名古屋市総合計画 2028 をはじめ、市の諸計画の上位構想としての役割を果たすものである。

国際化については、「Ⅲ 名古屋の役割」のなかで、「3 国際的にひらかれた都市」として、基本方針が定められている。

3 国際的にひらかれた都市

日本の経済的、文化的な国際交流は、ますます進展するものと想定されている。

わたしたちは、このことを十分認識し、常に広く世界に目を向け、アジアの各国をはじめ諸外国との経済の交流はもとより、情報・文化・学術・スポーツなどの幅広い交流を強め、国際感覚豊かな市民性を育てる。

また、名古屋およびその周辺地域の国際化をはかるため、国際的な機関との連携を強めるとともに、名古屋港の機能の強化、国際空港など交通・通信手段の発達に対応した施設の整備、新しい国際的機関の誘致などにつとめる。

＜参考＞<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/66-6-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

2 名古屋市総合計画 2028

「名古屋市総合計画 2028」は、「名古屋市基本構想」のもと、本市がめざす都市像などを「長期的展望に立ったまちづくり」として示し、その実現に向けた取り組みを総合的・体系的に取りまとめた計画として、令和 6 年 10 月に策定された（計画期間：令和 6 年度から令和 10 年度まで）。

リニア中央新幹線の開業や、全国の高齢者人口がピークを迎える時期を念頭に置き、令和 22（2040）年頃を見据え、名古屋を取り巻く状況やニーズを分析した上で「基本方針」を示し、「めざす都市像」を描いている。「めざす都市像の実現に向けた取り組み」には、「めざす都市像」を実現するため、計画期間内において優先的に取り組む分野横断的な「重点戦略」を描くとともに、推進する 42 施策と各施策を推進する上で重要な 506 事業を掲載している。

国際化については、施策 35 において「国際的に開かれたまちづくりを進めます」、多文化共生については、施策 10 において「多文化共生を進めます」とし、成果指標等を定め、事業に取り組むこととしている。

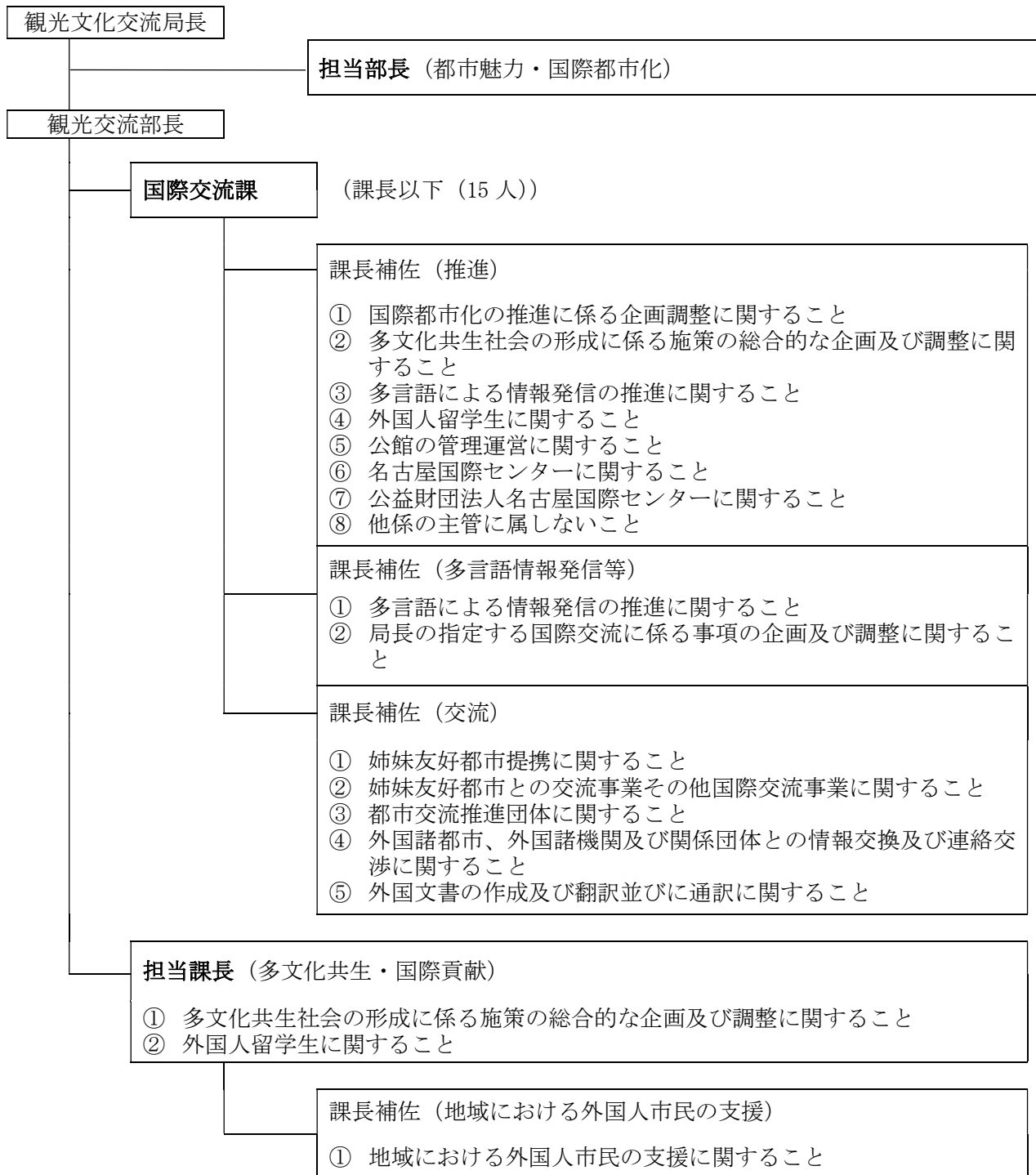
＜参考＞<https://www.city.nagoya.jp/somu/page/0000178326.html>

Ⅱ 国際化の組織・体制

1 国際交流課の組織

<令和6年4月1日時点>

■観光文化交流局



<一般財団法人自治体国際化協会へ派遣>

シドニー事務所次長 (局付担当課長) 1 名

JET プログラム事業部調整課 (主事) 1 名

2 名古屋市国際化推進会議

市内の国際化の推進に関する諸施策について各局間の協議及び調整を図るとともに、国際化に関する相互の情報交換を行い、事業を円滑に推進するために、昭和 62 年 8 月 1 日に設置された。

会長は観光文化交流局主管副市長、副会長は観光文化交流局長であり、各局室長等が委員となっている。

委員を補佐するために幹事を置き、各局室の企画経理課長等が充てられている。

推進会議の庶務等を担当する事務局は観光文化交流局観光交流部国際交流課内におかれている。

委員（26名）

会計室長	防災危機管理局長	市長室長
総務局長	財政局長	スポーツ市民局長
経済局長	環境局長	健康福祉局長
子ども青少年局長	住宅都市局長	緑政土木局長
上下水道局長	交通局長	消防局長
選挙管理委員会事務局長	監査事務局長	人事委員会事務局長
教育長	市会事務局長	総務局担当局長（企画調整）
総務局企画部長	観光文化交流局観光交流部長	観光文化交流局担当部長 （都市魅力・国際都市化）
中村区長	中区長	

幹事（27名）

会計室出納課長	防災危機管理局総務課長
市長室秘書課長	総務局総務課長
総務局企画部企画課長	財政局総務課長
スポーツ市民局総務課長	経済局産業労働部産業企画課長
観光文化交流局総務課長	観光文化交流局観光交流部観光推進課長
観光文化交流局観光交流部国際交流課長	観光文化交流局観光交流部担当課長 （多文化共生・国際貢献）
環境局総務課長	健康福祉局総務課長
子ども青少年局企画経理課長	住宅都市局担当課長（企画調整）
緑政土木局企画経理課長	上下水道局企画経理部経営企画課長
交通局営業本部企画財務部担当課長 （企画調整・外郭団体）	消防局総務部総務課長
選挙管理委員会事務局次長	監査事務局監査管理課長
人事委員会事務局審査課長	教育委員会事務局総務部企画経理課長
市会事務局総務課長	中村区区政部企画経理課長
中区区政部企画経理課長	

（参照）P. 91 名古屋市国際化推進会議規程

3 多文化共生推進部会

名古屋市国際化推進会議規程第 5 条に基づき、名古屋市国際化推進会議の専門部会として平成 16 年 2 月 1 日に設置された。第 3 次名古屋市多文化共生推進プラン策定のため、令和 2 年 5 月に構成員を変更した。

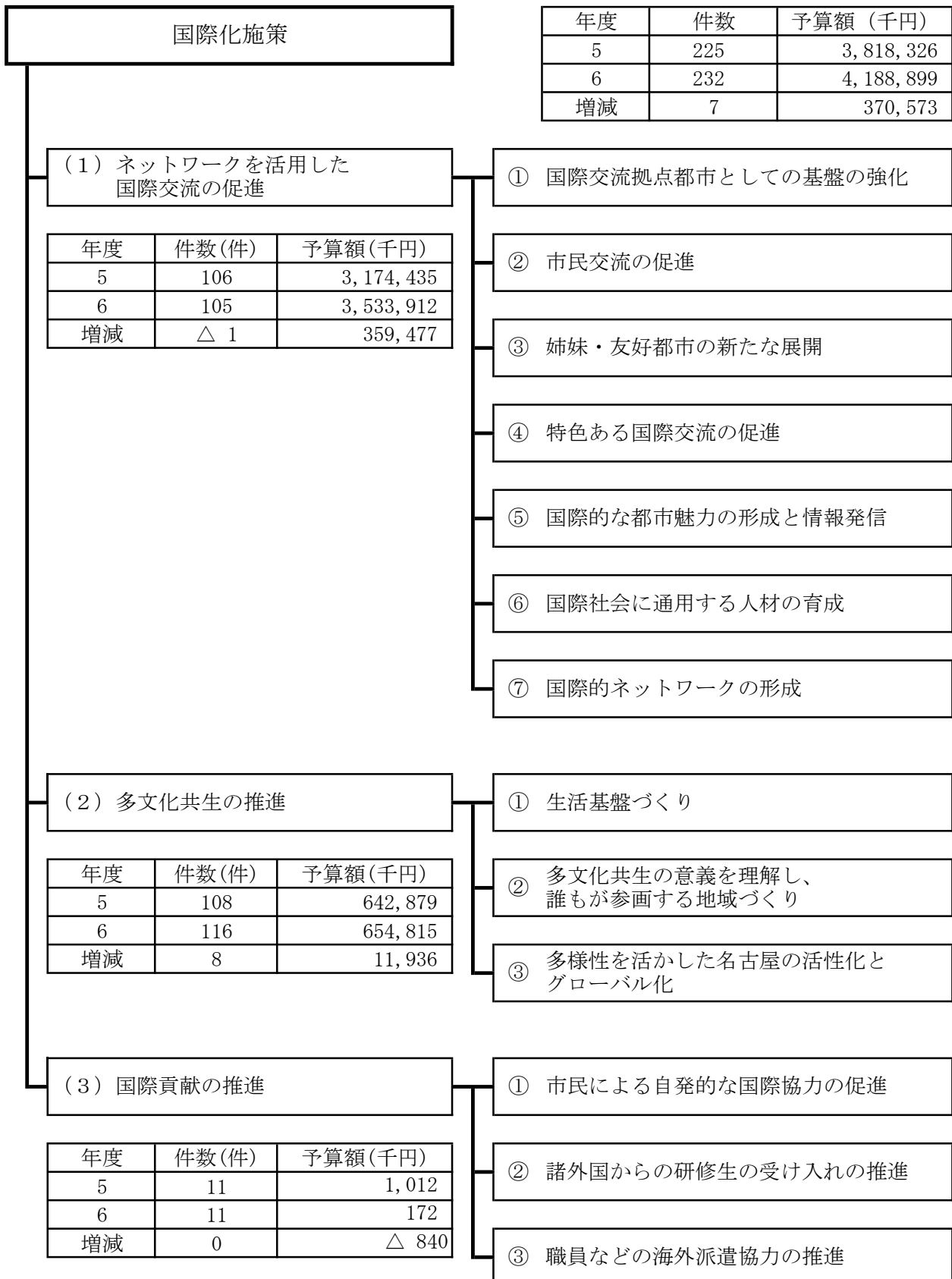
在住外国人が年々増加する中、日本人と外国人の相互理解を深め、外国人の暮らしやすいまちづくりを実現するための施策を検討することを目的としている。

部会構成員（13 名）

防災危機管理局総務課長	スポーツ市民局総務課長
経済局産業労働部産業企画課長	観光文化交流局観光交流部国際交流課長
観光文化交流局観光交流部担当課長 （多文化共生・国際貢献）	環境局総務課長
健康福祉局総務課長	子ども青少年局企画経理課長
住宅都市局担当課長（企画調整）	消防局総務部総務課長
教育委員会事務局総務部企画経理課長	中村区区政部企画経理課長
中区区政部企画経理課長	

Ⅲ 国際化施策の概要

1 令和6年度国際化関連施策（体系図）



2 令和6年度国際化関連施策一覧

※区分は、P.5の体系図の項目番号に対応

(1) ネットワークを活用した国際交流の促進

区分	事業名	事業内容	所管
①	空港の利用促進	中部国際空港利用促進協議会等関係団体とともに、中部国際空港及び県営名古屋空港のPR・利用促進を図る。	総務局
	エアポートセールスの実施	海外の航空会社や空港会社等を訪問する等、中部路線の新規開設や増便に向けたセールスを行う。	
	国際化企画調整事務	国際化推進会議等の運営、国際化企画調整事務および庶務事務一般を行う。	観光文化交流局
	外国青年招致事業	(一財)自治体国際化協会が実施している「語学指導等を行う外国青年招致事業」を活用し、国際交流員を国際交流課に1名配置し、外国語文書の作成等や外国からの訪問客の応接補助等の国際交流関係事務に従事させる。	
	自治体国際化協会負担金支出	外国青年招致事業やシドニー等における海外事務所の運営により、地域の国際化推進事業を支援している同協会に負担金を支出する。	
	渉外事務	外国諸都市や外国諸機関等からの表敬訪問等の受け入れ及び通訳並びにその連絡調整、外国文書や英文表示の作成及び翻訳を行う。	
	公館の運営	名古屋市公館を各国からの使節団との交流・式典や重要な会議を開催する場として活用し、地下1階の国際交流展示室では、本市の姉妹友好都市交流についての紹介ビデオや各国からの交流記念品を展示する。	
	国際センターの運営・整備	市民の国際感覚の育成、外国人への利便の提供、市民・外国人の相互理解の形成を目的として名古屋国際センターを運営。	
	ゆとりーとライン	(1)車内案内表示装置 車内案内表示装置により次駅名を英文で案内する。 (2)各駅LED案内表示装置 各駅に「到着予告システム」を設置し、車両の接近情報をLED案内表示装置により英文表示する。	住宅都市局
	あおなみ線	(1)車内案内放送 車内において、駅到着時等に4言語（日本語、英語、中国語、ポルトガル語）による案内放送を実施する。	
		(2)車内案内表示装置 車内案内表示装置により行先、次駅名を4言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、ポルトガル語）で案内する。	
		(3)各駅ホームLED案内表示装置 駅構内のLED案内表示装置により電車の行先情報を2言語（日本語、英語）で案内する。	

区分	事業名	事業内容	所管
①	あおなみ線	(4)各駅改札上LCD案内表示装置 改札上のLCD案内表示装置により電車の行先情報を5言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、ハングル、ポルトガル語）で案内する。 (5)各駅運行情報盤 駅構内に運行状況等を表示するモニターを整備し、5言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、ハングル、ポルトガル語）で運行状況等を表示する。 (6)各駅券売機 自動券売機のきっぷ購入画面等を5言語（日本語、英語、中国語（簡体字）、ハングル、ポルトガル語）に対応。 (7)公式ホームページ 英語をはじめとする8言語(日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語)に対応。	住宅都市局
	リニモ	(1)車内案内放送 車内において、駅到着時等に英語による案内放送を実施する。 (2)車内案内表示装置 車内案内表示装置により行先、次駅名、扉の開閉方向等を英文で案内する。 (3)駅案内表示装置 各駅の「旅客案内装置」により、電車の行先情報を英文表示する。 (4)公式ホームページ 英語をはじめとする5言語に対応。 (5)デジタルサイネージ 藤が丘駅に大型のデジタルサイネージを設置し、路線情報や沿線地域・施設等の情報を発信。5言語に対応。	
	金山総合駅連絡通路橋における外国語案内	金山総合駅を利用される外国人の方のため、吊下案内標示板及び金山総合駅周辺図の施設名等を英文併記することによる案内。	
	栄バスターミナルにおける外国語案内	バスターミナルにおいて、LED案内表示装置により、バスの行き先情報を英語をはじめ4言語表示する。	
	英文・図記号による案内施設・設備の充実	外国人にもわかりやすい英文を併記した道路標識を全市的に配置する。 標識設置予定数 60基 （うち英文併記数 60基）	土木局 緑政
	地下鉄	(1)車両案内放送 地下鉄車内において駅到着時等に英語による案内放送を実施する。 東山線名古屋駅から伏見駅間、名城線・名港線（左回り、名古屋港行き）東別院駅から金山駅間で4言語による案内放送を実施する。 （言語：日本語、英語、ハングル、中国語） (2)車内案内表示装置 行先、次駅名、扉の開閉方向、各種案内情報等を車内案内表示装置等において日本語と英語で案内する。 液晶式車内案内表示装置においては、5言語で案内する。 （言語：日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））	交通局

区分	事業名	事業内容	所管
①	地下鉄	(3)各駅旅客案内表示装置 ①東山線・鶴舞線・桜通線・上飯田線（上飯田駅）駅構内：電車の行先情報を日本語と英語で表示する。 ②名城線・名港線・上飯田線（平安通駅）駅構内：電車の行先情報を5言語で表示する。 （言語：日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））	交通局
		(4)駅等の記号・番号表示 地下鉄駅名表示板、全線案内図等に駅番号等を表示し、ホーム・コンコース・列車内に掲出する。	
		(5)駅のサイン ①サインは、日本語と英語を併記して案内する。 ②「出口」「改札口」「きっぷうりば」「精算機」の位置を案内するサインについては、5言語で表示する。 （言語：日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））	
		(6)乗車券 窓口発売用一日乗車券（ドニチエコきっぷを含む）の券面表示（主要部分）を日本語と英語で併記する。	
	バス	(1)車内案内表示装置 次停留所名を車内案内表示装置において英文で案内する。	
		(2)名古屋駅バスターミナル案内表示 名古屋駅バスターミナルにおいて、5言語による案内表示板等を掲出する。 （言語：日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））	
		(3)都心部を巡回するバス路線の魅力向上 都心ループバス（C-758系統）車内・停留所の多言語案内表示を実施する。 専用バス停において、5言語による案内表示を実施する。 （言語：日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））	
		(4)バス停サイン 広告付上屋付停留所において5言語による案内表示を実施する。 （言語：日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））	
		(5)乗車券 窓口発売用一日乗車券（ドニチエコきっぷを含む）の券面表示（主要部分）を日本語と英語で併記する。	
	国際交流活動助成	本市における市民レベルの国際交流活動の振興、各種国際交流団体の育成を図る。原則として助成対象経費の2分の1、15万円を限度として助成金を給付する。	
②	名古屋姉妹友好都市協会負担金	姉妹友好都市との市民レベルの相互理解と友好親善を促進するため、人物・文化等幅広い交流事業を行っている同協会に負担金を支出する。	観光文化交流局
	NIC国際交流・国際協力事業	(1)NIC地球市民教室の運営 ア NIC地球市民教室 地域の国際化の重要な担い手である在住外国人を講師として登録を行い、学校や地域の団体に派遣し、母国の文化や日本での生活の様子などを伝える講座を実施する。 イ 発見！体験！地球市民キャンパス NIC地球市民教室を活用し、中学生や高校生などを対象とした参加型のモデル授業を実施し、若者世代が交流を深め、共に学び、考える場を作る。	

区分	事業名	事業内容	所管
②	NIC国際交流・国際協力事業	(2)名古屋市の姉妹友好都市との周年記念に併せた事業 名古屋市の姉妹友好都市やパートナーシップ都市の文化や人々の暮らしに関心を持つことで、世界に視野を広げる機会を提供し、グローバル化や多様性を学ぶ機会を市民に提供する。 (3)グローバル人材育成事業 ア グローバルユースフォーラム 若者が世界に視野を広げ、多様性を尊重する人材を目指すためのきっかけをつくるフォーラムを実施する。 イ グローバルユースカフェ 若者たちが自由に語り合い、地域や地球の課題等をテーマに事業等の企画・運営を行う機会を提供する。 ウ グローバルユースデー 国際交流、国際協力、多文化共生の分野で活躍する若年層の団体の活動紹介などを通して、地域の若者の活性化を図る。	観光文化交流局
	NICボランティア制度の運営等	(1)ボランティア制度の管理運営 ア 多文化共生ボランティア NIC日本語教室（大人） 情報サービスコーナー ライブラリー ひらがなしんぶん NIC子ども日本語教室 NIC高校生日本語教室 語学 災害語学 留学生サポート やさしい日本語 ピアサポート イ 異文化理解ボランティア ホームステイ 事業サポート グローバルユース ウ 国際協力ボランティア 世界寺子屋運動	
		(2)災害時外国人支援研修 ア 災害時外国人支援ボランティア研修 大規模災害の発生時に、センターとともに外国人被災者の対応を行うボランティアや関係機関・団体職員を対象に、災害時の支援について考え、ネットワークづくりに役立つ研修を行う。 イ 災害語学ボランティア研修 災害語学ボランティアの災害時における役割や基本的な支援活動を学ぶ研修会を実施する。 (3)ボランティア研修 センター登録ボランティアを対象に、ボランティアの心構え、活動に必要な多文化共生や異文化理解に関する研修及び交流会を実施する。またセンターが実施する各分野のセミナーや講演会等への参加も促す。	

区分	事業名	事業内容	所管
③	姉妹都市交流の推進	(1) 姉妹友好都市交流事務 姉妹友好都市との交流事業を円滑に進めるため、名古屋姉妹友好都市協会の運営、名古屋市在ロサンゼルス連絡員、名古屋市在メキシコ連絡員・名古屋市在トリノ連絡員への業務委託、姉妹友好都市親善使節団の受入れなど姉妹友好都市交流に係る庶務事務一般を行う。 (2) 姉妹友好都市への公式代表団等の派遣 本市の姉妹友好都市へ公式代表団を派遣し、市役所表敬、現地行事などに参加し、友好親善を深め、姉妹都市交流について継続的に情報や意見を交換する。 (3) ロサンゼルス交歓高校生の派遣 ロサンゼルスへ4名の交歓高校生及び引率者1名を派遣。ホームステイなどを通じて、両市の高校生の姉妹友好都市についての相互理解と友好親善を促進する。	観光文化交流局
	ロサンゼルス市姉妹都市提携65周年記念事業	ロサンゼルス市と姉妹都市提携65周年記念として、周年記念事業を通じ、両市の友好親善と相互理解を促進する。	
	戦略的姉妹友好都市交流発信事業	ロサンゼルス市内でロサンゼルス市との交流事業を開催する。	
	台中市との交流事業	名古屋市・台中市のパートナー都市協定に基づき、観光分野の交流事業を行う。	
	パートナー都市連携の促進	外国諸都市と分野を特定し実益ある交流を行うための調査等を行う。	
	姉妹友好都市児童生徒書画展の開催	姉妹友好都市と市立小中学校の児童生徒の絵画及び書写作品を交換して、展覧会を開催。	
④	姉妹友好都市図書館との資料交換	姉妹友好都市図書館と鶴舞中央図書館間における資料交換。	委員会 教育
	語学講師の雇用（市大）	外国人を語学講師として採用することにより、市立大学における教育及び研究の推進を図るとともに、学術の国際交流の推進に資する。 （高等教育院において語学講師を雇用）	
	外国人研究者の招へい（市大）	外国人研究者を招へいして共同研究を実施することにより、市立大学における教育研究機能の活性化及び学部・大学院学生への教育効果の向上を図るとともに、学術的な国際交流に資する。 短期2か月以内、長期12か月以内。	総務局
	教員の海外派遣（市大）	海外における国際会議・学会出席、学術研究その他これらに類する目的で市立大学教授又は他の教員を派遣する。	
	海外の大学との大学間交流の推進（市大）	新たに海外の大学間交流協定締結に関する準備及び協定締結大学との交流拡充や拠点校の設置をする学術研究等を大学内で公募し、研究費を配分する。	

区分	事業名	事業内容	所管
④	商店街魅力向上事業助成	左記の事業の枠内で、外国商店街との提携により国内で実施する国際交流事業に対して補助を行う。	経済局
	外資系企業誘致の推進	対日投資に関心のある海外企業の進出を促進するため、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（GNI）や、日本貿易振興機構（JETRO）名古屋貿易情報センターと連携するほか、愛知県等とともに設立したコンソーシアムの活動を通じて、外資系企業誘致を実施する。	
	中小企業海外展開支援事業	中小企業の海外事業展開を支援するため、海外商談の機会を提供するとともに、商談スキル向上、ネットワーキング等を目的としたセミナーを開催する。	
	外国企業誘致推進事業	愛知県等関係機関との連携により、外国企業の当地域への進出を促進するため、伴走型支援や当地域ものづくり企業等とのビジネスマッチング等を実施する。	
	コンベンション等の開催促進	MICEを誘致するためのPR、情報収集、調査を実施するとともに、開催助成、コンベンションボランティアの派遣等を実施する。	観光文化交流局
	MICE誘致の推進	MICE誘致の都市間競争に対応するため、愛知県等とともに組織している「愛知・名古屋MICE推進協議会」による誘致活動を実施する。 ※MICEとは、企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（インセンティブ旅行）（Incentive Travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。	
	藤前干潟の保全活用推進事業	藤前干潟に飛来する渡り鳥の経路地を有するオーストラリアビクトリア州ジロング市との湿地提携・交流事業をはじめとした環境教育・啓発事業。	環境局
	湿地都市市長会議における成果発信	「ラムサール条約湿地自治体認証」について、令和7年の認証を目指し、令和6年2月に申請書を提出した。自治体認証に対する意欲の表明と、さらなる自治体間に連携を推進するため、会議に出席し本市の取組みについて発信するもの。	
⑤	種の保存のための交流	世界の動物園等と連携し、絶滅危惧種等の保全を行うため動物の受入や交換など、動物園交流を行う。	土木緑政局
	ランス美術館との交流事業	名古屋市美術館とフランスのランス美術館は、両美術館の発展のため、所蔵品の相互貸し出し、人材の交流、学術研究成果の共有などを積極的に行っていく。	教育委員会
	「なごやマイタウン」の発行	名古屋のまちの魅力や、市の施策を紹介する冊子を発行する。 言語：日本語（英語併記） 発行部数：10,000部	市長室
	ユネスコ・デザイン都市なごやの推進	平成20年10月にユネスコからデザイン分野の創造都市に認定されたことを受け、名古屋の魅力を一層向上させるとともに、国内外に向けて広く「ユネスコ・デザイン都市なごや」を発信するため、ユネスコ創造都市ネットワークを活用した他都市との交流事業や、若手の人材育成などを実施する。また、国内デザイン都市と連携し、取り組みを発信する。	観光文化交流局

区分	事業名	事業内容	所管
⑤	歴史的町並み保存事業	有松、白壁・主税・檀木、四間道、中小田井の町並み保存地区指定の4地区で修理・修景工事に対する補助金の交付及び技術的助言を行う。	観光文化交流局
	インバウンド誘致の強化	本市を訪問する外国人観光客の増加を図るため国内外の事業者等と連携し、観光客誘致や本市の知名度向上等に係る事業を広く展開する。	
	広域観光の推進	訪日外国人観光客を着実に当地域に呼び込むため、近隣自治体や関係機関等と連携し中部圏の幅広い魅力を提供する広域観光に取り組む。	
	外国人観光客の誘致宣伝活動	外国人観光客用のガイドマップ等を作成するとともに、海外からの旅行社・マスコミ等を受け入れるなど、誘客のための宣伝活動を実施する。	
	無料公衆無線LAN環境の運営	外国人を含む観光客の利便性向上のために民設民営で無料公衆無線LAN環境を整備・運営する。	
	名古屋城子どもプロジェクト（文化遺産をテーマにした国際的なオンライン交流事業）	名古屋と海外の学生（大学生・高校生など）が、文化遺産を通じてお互いの歴史や文化について学び、オンライン上で交流する事業を行う。	
	モノづくり文化交流拠点構想の推進（金城ふ頭開発の推進）	テーマパークを核とする民間開発を踏まえ、金城ふ頭における交流拠点形成を行い、モノづくり文化交流拠点構想の推進を図る。	都市局 住宅
⑥	国連食糧農業機関（FAO）インターンシップ派遣（市大）	生物多様性保全の一翼を担う国連専門機関における本学学生のインターンシップを提供することにより、環境分野や国際分野における有為な人材の育成を図る。	総務局
	職員通訳者登録制度	外国人や外国語文書に対し、国際都市としてふさわしい対応ができるよう国際感覚のある人材の育成・活用を図り、全庁的に職員の対応能力を向上させるもの。 登録者数47人（令和6年5月28日時点） 英語38人、スペイン語5人、フランス語5人、中国語4人、その他4人 ※複数言語登録あり	観光文化交流局
	NIC研修事業	(1) 日本語学習支援活動者向け研修 ア 日本語ボランティアシンポジウム 東海日本語ネットワーク（TNN）との共催で、地域で活動する日本語教室の情報交換と連携を図るシンポジウムを実施する。 イ 日本語ボランティア研修 日本語ボランティアの活動に関心のある人を対象に研修や啓発を行う。 (2) 地域の国際化セミナー 地球規模で考え、国際感覚や多様な社会への理解を促進するセミナーを実施する。	
	国際学会研究発表海外派遣	厚生院に勤務する医師その他の医療技術職員を、国際学会での研究論文の発表のために海外に派遣する。 10日間程度、1人。	福祉局 健康

区分	事業名	事業内容	所管
⑥	向陽高等学校への外国人理数英語教諭の配置	向陽高等学校国際科学科に、在名外国人を理数英語教諭として任用し、理数分野における英語の指導を行う。	教育委員会
	外国人英語指導助手の派遣	①内容 英語指導助手を市立小学校・中学校・高等学校へ派遣し英語の指導にあたる。 ②派遣人員 162人 ③派遣校 ア 小学校 全校 イ 中学校 全校 ウ 高等学校 9校	
	帰国児童生徒教育推進校の充実	帰国児童生徒の学校生活への適応を図り、海外で身に付けた能力・特性の保持・伸長を図り、さらに、一般の児童生徒と帰国児童生徒との相互啓発を通して国際理解を深める。 平成4年9月より、帰国児童受入学級を新明小学校（現笹島小学校）に設置。平成19年4月より、帰国生徒受入学級を笹島中学校に設置。	
	私立高等学校国際化推進補助	帰国子女、外国人留学生等を受け入れている私立高等学校に対し、国際化の進展に対応した教育の推進を図るために実施する教員研修事業に要する経費に対して補助を行う。	
	商業系・国際系の学科・コースを設置する高等学校への非常勤外国人教諭の配置	市立2商業高等学校及び西陵高等学校、中央高等学校夜間定時制商業科、北高等学校、工業高校定時制において、在名外国人を非常勤外国人英語教諭として任用し、英語の指導を行う。	
	名東高等学校への外国人英語講師の配置	名東高等学校国際英語科に、ロサンゼルス市から現職の英語講師を2人招へいする。	
	帰国児童生徒の受入	帰国児童生徒の学校教育への適応を促進するため、小学校4校（田代、東山、笹島、浦里）及び中学校3校（城山、笹島、千鳥丘）の研究協力校を設けるとともに、「出国・帰国児童生徒のための教育ガイド（西暦の奇数年度に改訂）」又は「早期適応指導のための帰国児童生徒教育の手引き（西暦の偶数年度に改訂）」を作成する。また、名東高等学校国際英語科では、帰国生徒を積極的に受入れる。	
	小学校への外国語指導アシスタントの配置	小学校、特別支援学校全校へ外国語指導アシスタント（英語に堪能な人材）を派遣し、コミュニケーションの目的や場面・状況に必然性をもたせ、英語の理解を促す活動を展開する。 配置人員…外国語指導アシスタント 46人	
	市立高校生の国際交流	グローバル人材の育成と姉妹友好都市を中心とする国際親善交流を目的とし、オーストラリア、マレーシア、ドイツ、フランス、イタリア、ウズベキスタン、中国、台湾、韓国の9つの国と地域に、市立高等学校生を派遣する。	
	高等学校への留学生受入	名東高等学校、名古屋商業高等学校、向陽高等学校及びその他の全日制高校において留学生を受入れる。	

区分	事業名	事業内容	所管
⑥	市民向け講座の開催	多文化共生に関する講座・講演会・交流事業の開催。 生涯学習センター等で講座を実施。	教育委員会
	若手教員海外派遣研修	休止	
⑦	国際連合地域開発センターへの支援	国際連合地域開発センターにおける国内向け情報提供並びに地域開発に関する情報発信機能の強化及び国内関係機関との連携協力促進のための活動に対しての支援を行う。	総務局
	外国公館支援協議会の共同運営	愛知県、名古屋商工会議所、名古屋港管理組合とともに設置している「外国公館支援協議会」を通じ、在名外国公館への支援を図る。	観光文化交流局
	愛知・名古屋国際ネットワークの共同開催	愛知県、名古屋商工会議所、名古屋港管理組合、中部経済連合会とともに、駐日の外交官等を名古屋に招待して交流事業を行い、本市をPRする。	観光文化交流局
	国際環境協力	環境面からの国際協力を推進するため、「イクレイ日本」を通じて、国内外の都市との情報交換を行う。	環境局
	生物多様性に係る国際連携	過去の生物多様性COPの開催自治体や先進自治体等で構成される「自治体と生物多様性に関する諮問委員会」に副委員長として参画し、各国との連携を図る。また、コロンビア・カリ市で開催予定のCOP16に併催される自治体会議等に参加し、本市の取組み成果等を発信する。	
	健康都市宣言（健康都市連合）	平成19年11月24日に本市は、指定都市で初となるWHOの理念に沿った「なごや健康都市宣言」を行った。この宣言を行うにあたりWHOの協力により設置された健康都市連合に加盟し、東アジア地域の9か国、約190都市とのネットワークを築いている。	福祉局 健康
	IWA年会費	IWA（国際水協会）へ上下水道局としての入会を更新し、技術交流を図る。	水道局 上下

（２） 多文化共生の推進

区分	事業名	事業内容	所管
①	外国語によるハザードマップ等の周知・啓発	ハザードマップ等を公式ウェブサイトに掲載。 （言語：英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ネパール語、ポルトガル語、ハンガール語、スペイン語）	防災危機管理局
	多文化共生施策の推進（情報収集提供）	外国語版ホームページの運営 令和4年度より名古屋市公式ウェブサイト機械翻訳を導入。108言語に対応。	市長室
	外国人のかたへ住民税の納税について	住民税の納税について理解を深めてもらうためにリーフレットを作成し、国際センター及び市税事務所に配付。 （言語：日本語・英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ハンガール語・ベトナム語・ネパール語） 合計4,150部（英語版 650部、その他 各500部）	財政局

区分	事業名	事業内容	所管
①	多文化共生施策の推進（情報収集提供）	(1)AI等を活用した多言語情報の発信 言語による情報格差の解消を目指し、AI等を活用して行政情報を迅速かつ効率的に多言語で情報発信する。	観光文化交流局
		(2)ガイドランスの実施 市職員等が外国人集住地区や日本語学校等へ赴き、ごみ・防災・税金・健康保険等、市政に関するガイドランスを行う。	
		(3)「やさしい日本語」を使った情報提供 市公式ウェブサイト内に日本語が不自由な外国人市民にもわかりやすい「やさしい日本語のページ」を作成するとともに、「やさしい日本語」の使用を広げるため、研修を実施する。	
		(4)区役所・支所における多言語対応サービス 各区役所・支所、名古屋国際センターの窓口タブレット端末を設置し、ビデオ通訳と機械翻訳を実施する。 また、外国人が比較的多い区（千種、中村、中、港）において、外国人総合案内を設置し、外国人スタッフによる案内、書類記入補助や窓口における通訳等を実施する。	
	地域日本語教育体制づくり推進事業	日本語教育が必要な外国人市民が日常生活に必要な日本語を習得し、地域のコミュニティで円滑に生活できるよう、長期的に地域の実態に合った日本語教育の体制づくりを行う。	
	外国語によるパンフレットの配布	名古屋城の英語、中国語（簡体、繁体）、韓国語リーフレットの配布。揚輝荘、文化のみち二葉館（旧川上貞奴邸）、文化のみち榎木館、旧豊田佐助邸・旧春田鉄次郎邸、文化のみちの英語リーフレットの配布。	
	NIC情報収集提供事業	(1)情報サービスコーナーの運営 情報カウンターでは、「一元的相談窓口」として、行政、医療、日本語教室、出入国関係、観光など生活に欠かせない情報を11言語で提供を行う。 （言語：日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語）	
		(2)ライブラリーの運営 ア 資料室の運営 イ 親子絵本コーナーの運営 ウ 交流スペースの運営 エ ライブラリー特別企画	
		(3)社会見学の受入れ センターの事業を紹介するとともにグローバルな視野で多文化共生や国際問題について理解を深めてもらうため、子どもから大人まで幅広く見学を受け入れる。	
		(4)留学ガイドランス 留学に関心を持つ市民に、留学先の教育制度や奨学金、語学検定試験、現地情報等を提供するガイドランスを公的専門機関との共催により、実施する。	
		(5)行政文書翻訳 外国人市民向けの行政情報等を外国語に翻訳する。	

区分	事業名	事業内容	所管
①	NIC広報出版事業	(1)地域の国際化推進のための情報発信「NIC NEWS Web」イベントやボランティア活動等に関する情報の発信を行う。 (2)「子どもニック・ニュース」の発行 地球市民意識を子どものころから養うため、日々の暮らしと世界とのつながりを考える事例や国際協力・多文化共生のヒントなどを取り上げる「子どもニック・ニュース」の発行を行う。また、関連の記事や動画等をウェブサイトに掲載する。 (3)多言語によるウェブサイト等での情報発信 ア 多言語によるウェブサイトでの情報発信 生活・行政・防災等の情報や、感染症などの緊急情報等をはじめ多言語でウェブサイトに掲載する。 イ SNSでの情報発信 ウェブサイトで掲載した情報を、SNSを活用し、広く発信する。 ウ メールマガジンでの情報配信 ウェブサイトに掲載した情報を、メールマガジンにて配信する。 (4)名古屋生活ガイドの発行等 生活に関する基本情報や各種手続きの窓口・相談先等を記した「名古屋生活ガイド」を作成し、センターウェブサイトに掲載する。また、名古屋市が発行する広報資料等を同封した「ウェルカムキット」を区役所・支所などに配布する。	観光文化交流局
	あいち医療通訳システム推進協議会への参加	医療関係機関を対象に通訳派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加する。	
	NIC相談事業	(1)海外児童生徒教育相談 家族の海外勤務による出国・帰国時の編入学等に関する相談や外国人児童生徒の教育に係る相談への対応を、専門の相談員が行う。 (2)外国人行政相談 市政、行政に関する問題について、専門の相談員が相談や情報提供に応じる。また、区役所や保健所等において日本語に不案内な外国人に対して、トリオホン（3者通話システム）等により通訳サービスを行う。 (3)外国人のための行政書士による相談 在留資格、帰化、起業などの各種手続き等について、行政書士が無料で相談に応じる。 （言語：日本語、英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハンガール、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語） (4)名古屋出入国在留管理局による相談 出国手続きや在留資格の更新・変更について、名古屋出入国在留管理局の職員が相談に応じる。 （言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハンガール、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語） (5)外国人無料法律相談 結婚・離婚、在留資格、交通事故や労働問題等、日本で生活する上で生じる法律上の問題について、専門家（弁護士）が無料で相談に応じる。（言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語）	

区分	事業名	事業内容	所管
①	NIC相談事業	(6)外国人のための税理士による無料税務相談 名古屋税理士会との共催で、専門家（税理士）による確定申告書の書き方をはじめ、税金に関する理解を深めるセミナーを開催する。 (7)外国人こころの相談 外国人が日本の生活で抱く不安や悩みなどを解消するため、母国で資格、経験のある相談員が通訳を介さずに相談に応じる。 （言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語） (8)ピアサポートサロン 外国人が孤独や孤立感を感じながら精神的に不安定になることを未然に防ぐため、仲間づくり、居場所、悩みを共有する場としてのサロンを実施する。 (9)外国人健康相談 外国人が健康で安心して暮らせるように、健康に関する相談や情報提供を行う。 (10)難民相談 （公財）アジア福祉教育財団難民事業本部との共催で、インドシナ難民定住者、条約難民及び難民認定申請者等のための生活相談、保護措置等に関する相談に応じる。 （言語：英語等） (11)外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス 中学卒業後の進路に関わる情報提供と相談に対応するガイダンスを、教育委員会、学校等の関係団体の協力のもとに実施する。 （言語：英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語） (12)外国人生活相談出張サービス 外国人が居住する地域や参加する日本語教室等において、相談員と通訳者を派遣し、行政相談や教育相談等を実施する。 (13)外国人ワンストップ総合相談会 関係専門機関・団体等が一堂に会し、在留資格、労働、住居、教育、性格全般などの相談にワンストップで対応する相談会を実施する。 (14)相談事業における関係機関との連携 関係機関・団体との情報・意見交換等を通じた連携の強化により、相談業務や窓口運営の充実を図る。 (15)大規模災害発生時における外国人市民の相談支援事業 大規模災害の発生時に、情報サービスコーナーに「災害多言語支援センター」を設置し、外国人市民への情報提供や生活復興などの相談対応を行う。	観光文化交流局
	外国人住民に対する3Rの普及啓発、資源・ごみの分別推進	やさしい日本語や分かりやすいイラスト等を使用した「ごみ減量・資源化ガイド（やさしい日本語版）」等を用いて、日本語学校での分別講座を実施するなど、外国人住民に対して分別ルールの周知を行う。	環境局
	外国語によるパンフレット等の作成	(1)外国語版「保健ガイド」 （言語：英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、ミャンマー語、タイ語） (2)エイズ予防リーフレット （言語：英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、フィリピン語、ベトナム語、インドネシア語）	健康福祉局

区分	事業名	事業内容	所管
①	外国語によるパンフレット等の作成	(3)HIV・性感染症検査を受ける外国人に向けた説明資料 (言語：英語) (4)外国語版「国民健康保険のてびき」 国民健康保険加入者向けパンフレット (言語：英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、ベトナム語、ネパール語) (概略版：英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピノ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、シンハラ語、タイ語、クメール語、ミャンマー語) (5)外国語版「支えあい育てる介護保険制度」 介護保険制度を説明する利用者向けパンフレット (言語：英語、中国語、ハングル、ポルトガル語、スペイン語)	健康福祉局
	外国語によるフロア案内	区役所保険年金課窓口でのフロア案内について、外国語での対応ができるフロアサービス員を配置（言語：ベトナム語、ネパール語）	
	外国人結核患者等に対する通訳ボランティア派遣	外国人通訳ボランティアの派遣	
	外国人に対する結核健診	外国人に対して結核健診を実施	
	留学生・技能実習生受け入れ先への国保制度説明	留学生・技能実習生を多く受け入れている学校や会社を訪ねし、国保制度の説明を行う。	
	SMS配信による外国人への国保制度説明	国民健康保険料の前月のみ未納のあった外国人世帯に対し制度説明動画のURLを記載したSMS配信する。（言語：英語・中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・スペイン語・ポルトガル語）	
	保育所における通訳の配置及び翻訳機の導入	外国人乳幼児が多い保育所において、その保護者と保育士とのコミュニケーションを円滑にするため、通訳を配置するとともに翻訳機を導入するもの。	子ども青少年局
	外国語によるパンフレット等の作成	母子健康手帳 (言語：英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、ネパール語)	
	女性や児童の相談における通訳派遣等	女性及び児童への相談援助活動を行う区役所・支所及び児童相談所において、円滑な相談業務を行うために、通訳者等の派遣や翻訳を行うもの。	
	外部スーパーバイザーの導入	区役所・支所等が、様々な背景を持つ外国人の被害者等をはじめとした支援困難事例に対して、適切かつ迅速に対応することができるよう外部のスーパーバイザーを導入するもの。	
	外国人向け市営住宅入居者募集総合案内リーフレットの配布	外国人向けに市営住宅入居者募集のあらましを案内するリーフレットを配布する。 ①配布場所 名古屋市住宅供給公社 ②言語 英語・中国語・ハングル・ポルトガル語・スペイン語・フィリピノ語・ベトナム語・ネパール語	住宅都市局
	局ウェブサイト自動翻訳サービス	局公式ウェブサイトに掲載されているほとんどのコンテンツを、外国語に自動で翻訳し掲載。 (言語：英語、中国語（簡体字・繁体字）、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語)	上下水道局
	英語版パンフレットの製作	英語版パンフレットを製作し、当局の事業を総合的に紹介する。 (令和2年3月作成分を継続配布。令和6年度は改訂予定なし。)	

区分	事業名	事業内容	所管
①	市バス地下鉄ガイド	6言語による市バス地下鉄利用案内を掲載したガイドを作成し、地下鉄駅、市内観光施設等で配布する。 (言語：日本語、英語、ハングル、中国語(簡体字、繁体字)、ポルトガル語)	交通局
	英語版「なごや得ナビ」	英語版「なごや得ナビ」を冊子で発行するとともに、当局ウェブサイトにて公開する。 日本語版冊子発行のタイミングと合わせ、7月、11月、3月に情報を更新する。	
	インターネット上でのホームページの開設	インターネット上にホームページを開設し、10言語による市バス・地下鉄の利用案内情報を提供する。 (言語：日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、ハングル、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語、ベトナム語) (アドレス https://www.kotsu.city.nagoya.jp/)	
	「なごや乗換ナビ」における検索機能の充実	観光地を紹介するウェブサイト等と連携し、観光者向け施設や店舗の情報から目的地を設定し検索できる機能(日本語及び英語に対応)の充実	
	運行情報多言語化	管理・運営するウェブサイト及び名古屋市交通局(運行情報)X(旧：Twitter)を通じ、多言語による外国人への運行情報提供を行う。	
	外国語によるパンフレット等の作成	小学校入学年齢になる前年の8月に区役所・支所から保護者に対して「入学のご案内」を送付する際に外国語版も送付しているほか、在籍している児童生徒に対し就学援助及び特別支援教育就学奨励費についてのお知らせの外国語版も作成し配布している。 (言語：中国語、ポルトガル語、英語、フィリピン語、ハングル、スペイン語、ベトナム語、ネパール語)	教育委員会
	「みなみ文化日本語教室」	日本語を母語としない人等に対して、南生涯学習センターとみなみ文化日本語の会と共催で、日本語教室を開催する。	
	母語学習協力員の配置	日本語指導が必要な児童生徒に対し、本人の母語により、日本語指導や適応指導の補助を行う母語学習協力員を配置。日本語指導が必要な児童生徒が集住している地域に母語学習協力員スーパーバイザーを配置。 26年度：20名配置 27年度：26名配置 28年度：28名配置 29年度：30名配置 30年度：38名配置 元年度：40名配置 2年度：42名配置 スーパーバイザー：3名配置 3年度：44名配置 スーパーバイザー：3名配置 4年度：46名配置 スーパーバイザー：3名配置 5年度：48名配置 スーパーバイザー：3名配置 6年度：51名配置 スーパーバイザー：3名配置	
	日本語指導が必要な児童生徒の受入れ	日本語指導が必要な児童生徒の学校生活への適応を図る。 ①日本語指導講師の派遣 ②日本語教育相談センターの運営 学校や保護者から、日本語指導が必要な児童生徒に関する相談を受けている。また、学校からの翻訳依頼と通訳派遣依頼に対応している。 (ア) 相談時間 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時45分 (イ) 相談場所 名古屋市教育館3階 (ウ) 対応言語 ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ハングル、ネパール語、ベトナム語 (予約なしの相談については午後1時～4時のみ) (エ) 令和 5年度実績 翻訳 889件 通訳派遣 124件 ③初期日本語集中教室の運営 ④日本語通級指導教室の運営	

区分	事業名	事業内容	所管
①	タブレット端末を活用した多言語対応	区役所窓口での外国人対応を円滑に行うため、タブレット端末を活用し、国際センターのテレビ電話通訳が利用できない日時や対応していない言語について、民間サービスを利用しテレビ電話通訳を実施する。	千種区
	外国人の子育て支援事業	(1)外国語版子育て応援ガイド 外国人も安心して子育てができるよう、子育て支援情報を提供するため、4言語（やさしい日本語併記）によるガイドを配布 （言語：英語、中国語、ベトナム語、ネパール語） (2)タブレット端末を活用した家庭訪問等 外国人子育て家庭への訪問等の際、民間サービスを利用したテレビ電話通訳機能が付いたタブレット端末を使用 (3)子育てサロンチラシの外国語翻訳 (4)「R5年度版子育て支援情報がいど」の翻訳（英語）	
	外国人家庭の子育て支援	妊婦面接時、出生報告受理時に「子育てチャート」の外国語版を用いて説明し、外国人の妊婦・産婦に配付	
	多文化共生型子育て支援事業	・外国人参加型子育てサロンの開催 ・多言語版子育てガイドの配付（英語・中国語・韓国語・タガログ語）	東区
	区役所窓口への通訳配置	区役所窓口にネパール語（毎週月、火、木曜日）とベトナム語（毎週月、水、金曜日）の通訳を配置。	中村区
	中国語及びフィリピン語通訳の配置（中区役所）	中国語 毎週水曜（9時30分～17時）1名 保険年金課に配置 フィリピン語 毎週火曜（13時～17時）1名 民生子ども課に配置	中区
	外国人への子育て支援事業（中区役所）	外国人保護者が育児について学び、安心して子育てができる環境の整備（英語・中国語・タガログ語等） ・通訳を配置した子育て教室の開催 ・ニーズに応じて新生児乳児訪問等に通訳者が同行	
	健康診査等における外国人子育て家庭への相談支援事業（中区役所）	乳幼児健康診査等における案内や相談時における通訳の実施等	
	児童発達支援等にかかる外国人子育て家庭支援事業（中区役所）	児童発達支援等の適切な利用に向けた案内や、同行支援における通訳の実施	
	外国人要支援家庭にかかる外部スーパーバイザー兼通訳（中区役所）	子どもの養育上の問題や外国人特有の生活上の問題等を抱える外国人家庭及び外国人女性の支援困難事例に対して、外部スーパーバイザー兼通訳を実施 （タガログ語、英語）	
	外国人要支援家庭等の訪問・同行支援（中区役所）	各種生活支援施策につなぐための支援や申請手続きのサポートなど、外国人要支援家庭に対して伴走型支援を実施 （英語、タガログ語、中国語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、ポルトガル語 等）	

区分	事業名	事業内容	所管
①	保育所等への外国人子育て家庭向けアウトリーチ支援（中区役所）	外国人子育て家庭が、子どもの入園・入学等に関する相談、支援、案内を適切に受けることができるよう、区内保育所等へのアウトリーチ支援を実施 （英語、タガログ語、中国語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、ポルトガル語 等）	中区
	外国人へのやさしい保健サービス	乳幼児健診や育児相談、家庭訪問等において、多言語での対応を必要とする外国人住民への支援を充実させるため、通訳や翻訳ツールを活用します。	昭和区
	多言語による窓口サービスの充実	通訳サービスの導入により、多言語による窓口対応を実施する。	港区
	港区役所外国人総合案内（コンシェルジュ）	港区役所において来庁者が窓口で手続き等を行うにあたり、職員との意思疎通を円滑に行うため、開庁日の月・水曜日、日曜開庁日にポルトガル語の、金曜日にフィリピン語の通訳を行う係員を配置するもの。なお、上記以外の言語に対応するため、タブレット端末を併せて配置する。	
	A I 通訳機を活用した多言語対応（港区役所・南陽支所・港保健センター）	外国人住民に対する市民サービスの向上を図るため、A I 通訳機を活用する。	
	外国語によるパンフレットの作成（港保健センター）	防災についての子育て家族向けのパンフレット作成し、妊婦・乳幼児の親に対しての防災教育を充実させる。 （言語：英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、ウルドゥ語、スペイン語、韓国語） 令和6年度にパンフレットの内容を見直し更新する。	
	音声翻訳機を活用した多言語対応（天白区役所）	外国人住民に対する市民サービスの向上を図るため、音声翻訳機を活用する。	天白区
②	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」普及セミナー	平成20年1月に岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市が共同で策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を普及させるための企業向けセミナーを開催する。なお、静岡県も同様の趣旨の憲章を策定したため、平成24年度より静岡県も加わり現在は4県1市でのセミナーを実施。	経済局
	NIC外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業	(1) 多文化共生まちづくり事業 国籍問わず多様な住民の地域社会への参画や「顔の見える」関係づくりを促すため、地域の要請に応じて支援を行う。 (2) 外国人防災啓発事業 ボランティアや地域住民の協力を得て、合同防災訓練を実施する。また、「なごや市民総ぐるみ防災訓練」への外国住民の参加を促す。地域の日本語教室等と連携し、「防災出前講座」などの防災啓発事業を実施する。	観光文化交流局

区分	事業名	事業内容	所管
②	NIC外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業	(3)NIC防災サポーター制度の運営・養成 外国人住民を「NIC外国人防災サポーター」として登録・養成し、NICの「外国人防災啓発事業」や地域の防災イベントに派遣することで、母語等による防災啓発を行うとともに、在住外国人の地域参画を促す。 (4)災害時外国人支援に備えた地域・広域における連携 大規模災害発生時における東海北陸圏内の地域国際化協会相互の協力体制を整備し、定期的に情報共有・協議を行うとともに、災害時の活動に関する研修・訓練等の開催に協力する。 (5)NIC日本語教室の運営 外国人市民に必要な日本語でのコミュニケーションの機会と、生活に必要な情報を提供する。 (6)NIC子ども日本語教室 ボランティアの協力のもと、日常生活に必要な日本語の学習機会を提供する日本語教室を実施する。また、教科学習に必要な学習言語の指導を行う。 (7)NIC高校生日本語教室の運営 日常生活に必要な生活言語や、教科学習に必要な学習言語を指導する。また、社会性を育み、将来へのキャリア形成につなげる支援プログラムも併せて実施する。 (8)キャリア支援プログラム 外国につながりをもつ若者向けに先輩との交流や高校・大学の見学などを行い、自分のキャリア形成につながる支援プログラムを実施する。 (9)市内日本語教室との協働 市内の日本語教室と定期的に情報交換を行うとともに、検索サイト「なごには」に最新情報を掲載する。 (10)日本語学習者・支援者サポートデスク 日本語学習者希望者には、教室の紹介や学習方法についてのアドバイスなどを行い、日本語支援に関心のある人には、ボランティア活動や教室の情報を提供窓口を開設する。 (11)外国人児童・生徒サポーター研修 外国につながりをもつ子どもたちの支援に関心のある人または携わっている人を対象に、支援する際の心構えや知識・スキルを講義やワークショップを通して学ぶ講座を実施する。 (12)多文化子ども支援者のネットワーク 外国につながりをもつ子どもたちの支援に関心のある人または携わっている人同士が情報交換できる場を提供する。	観光文化交流局

区分	事業名	事業内容	所管
②	NIC外国人市民の暮らしやすいまちづくり事業	(13)やさしい日本語普及啓発事業 円滑な情報伝達・コミュニケーションの促進を図ることを目的として、「やさしい日本語」の普及啓発を行う。 ア 「やさしい日本語」の講座等の実施 地域住民等を対象に、「やさしい日本語」の必要性や考え方や有用性をわかりやすく伝える講座を実施する。 イ 「やさしい日本語」での情報発信および制作物の活用 普段の生活情報に加え、災害時にはウェブサイト等で避難状況をやさしい日本語」で発信する。	観光文化交流局
	多文化共生推進月間	8月を「多文化共生推進月間」と定め、多文化共生に関する理解の促進や、日本人市民と外国人市民との交流の推進に向けて、普及啓発活動を集中的に行う。	
	多文化共生推進事務	多文化共生推進体制の整備のため、外国人状況調査の実施や、啓発チラシ等の印刷を始め、庶務事務一般を行う。	
	民間賃貸住宅などの情報提供	外国人が円滑に住居を見つけ、入居できるように、「住まいの窓口」において民間賃貸住宅などの情報提供を行う。	住宅都市局
	住宅確保要配慮者に対する居住支援の促進	外国人等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居円滑化に向けて、関係者による居住支援活動のネットワークづくりを進めるため、居住支援コーディネート事業（住まいサポートなごや）等を実施。	
	中国帰国者等地域学習活動促進事業	中国帰国者等の方々と住民の皆さんが相互に理解を深めるために学習交流活動を行う。 南生涯学習センターで1事業実施（全5回）	委員会 教育
	外国人との共生と交流のまちづくり事業	(1)多言語パンフレットによる生活情報の提供 ゴミ出しなどの生活情報、防災情報及び観光情報を掲載した多言語パンフレットを区役所窓口や外国人が多く集まる場所で配布する。また、必要に応じて増刷を行う。 (2)外国人との共生と交流事業 外国人との意見交換を目的とした交流会を開催し、日本と外国の制度の違いや生活する上での課題を共有するとともに、参加者同士のつながりづくりのきっかけを与える。 (3)AI通訳機の活用した多言語対応 AI通訳機を導入することで、言語の違いによる不利益を解消し、誰もが平等な行政サービスが受けられる環境を整備する。 (4)多言語による魅力情報の発信 外国人住民に地域への愛着を持ってもらえるよう、区の魅力情報を多言語に翻訳し、発信する。	千種区
	留学生とつくる「日本の生活ルール紹介動画」～千種区に住む外国人に伝えたいこと～	外国人（特に留学生）が千種区での生活に困ることがないよう、留学生を中心に外国人との交流会等で意見を聞きながら、留学生等の当事者と共に、千種区での生活について必要な制度を紹介する動画をSNS等で周知することで、日本人・外国人を問わずすべての区民が安心して暮らすことができる多文化共生のまちづくりを推進する。	

区分	事業名	事業内容	所管
②	千種区多文化共生推進庁内会議の運営	千種区における多文化共生施策の推進を図るため設置された庁内会議の場において、各課の情報交換・連絡調整および協議を行うなど、連携して多文化共生の推進に取り組む。	千種区
	多文化共生啓発事業	文化のみちエリア内にある施設を題材に、東区在学の高校生、留学生で、国際交流を通じて多文化共生に関する理解を深めていく。	東区
	外国籍の方への子育て支援事業	言語等の問題から自力で情報を取得することが困難な外国籍子育て世帯が、地域や行政から孤立することなく、適切な支援を受けながら子育てを行えるよう、赤ちゃん訪問や子育てサロン、地域交流、区役所の窓口等、様々な場面で自動翻訳機を活用し、円滑なコミュニケーションを図る。	中村区
	外国人との共生と交流のまちづくり事業（中区役所）	・お役立ち情報について、窓口等で配布を実施。 ・中区安心・安全・快適なまちづくりフェスタに多文化共生ブースを出展し、啓発活動を実施。 ・職員向け多文化共生研修を実施。	中区
	中区多文化共生推進事業	・外国人総合受付の設置及び多言語情報発信 ・多文化共生推進講演会 ・多文化共生推進ワークショップ	
	多文化共生事業の実施（港区役所）	日本人と文化生活習慣が異なった外国人が地域でともに暮らしていくために、多文化共生推進協議会を組織し、その構成員（区内関係行政機関、地域住民代表者、外国人協力者）と連携しながら、港区における多文化共生の推進を図る。	港区
	みなと外国人コミュニティパートナー制度の実施（港区役所）	「みなと外国人コミュニティパートナー」を任命し、地域コミュニティと外国人住民の橋渡し役を担ってもらうことで、外国人住民の地域コミュニティへの参画の促進を図る。	
③	出張子育てサロン「みつばち」の充実	外国籍子育て世帯と行政機関等とのつながりや正しい情報の提供を阻害する要因の一つとして挙げられる言葉の壁を解消するために、各言語の通訳派遣を行い、子育てサロン及び子育て制度等に関する講座を実施	南区
	留学生の受け入れ（市大）	国際化に対応するため、市立大学においても門戸を広く諸外国に開放し、各国からの優れた留学生を受入れる。外国人留学生の住居を確保し便宜を図る。	総務局
	中小企業外国人材雇用支援事業	市内企業における外国人材の採用及び定着を支援するため、専門家派遣や企業と外国人留学生との交流会を実施。	経済局
	国際留学生会館の運営	愛知県の大学等に在学する留学生が日本での生活をスムーズに始められるよう良質・快適な宿泊施設を提供する。 居室数：90室（单身室80室、夫婦室10室） 使用料：シングル20,000円、ツイン25,000円 その他：地域住民との交流事業を実施	観光文化交流局
	留学生交流促進	外国人留学生と日本人学生が協力し、交流フィールドワークを通して名古屋の魅力を体験・発信するとともに、外国人留学生にとって生活に役立つ情報を提供し、留学生活の充実を図る事業を実施する。	

(3) 国際貢献の推進

区分	事業名	事業内容	所管
①	NIC民間国際交流活動振興事業	(1) 国際交流協力・多文化共生協働事業 社会情勢や地域のニーズをテーマとした事業を専門・関連機関と連携・協働して実施する。	観光文化交流局
		(2) 団体資料の配架 情報サービスコーナーなどに国際機関や政府機関、全国の民間国際交流・国際協力団体が発行するニュースレターなどを配架する。	
		(3) 交流室の提供 民間国際交流団体がミーティングや行事等の準備に使用できる交流室を運営する。	
		(4) 事業の企画・実施支援 地域のNGO/NPOやボランティア団体が実施する事業について、助言・協力を行う。	
②	地方環境行政に関する研修	JICAの依頼により、主に開発途上国の政府・自治体等からの研修生を受け入れ、環境行政についての研修を行う。	環境局
	上水道無収水量管理対策コース	漏水を中心とする無収水量管理対策に関する能力強化を目的にJICAの事業として実施する。	上下水道局
	JICAを通じた研修員の受入れ・職員の海外派遣	開発途上国への技術協力を行っているJICAの要請等に応じて、諸外国からの研修員の受入れ並びに職員を派遣する。	
	JICAを通じた研修生の受け入れ	開発途上国からの交通関係の研修生を受け入れる。 JICA主催。 「環境的に持続可能な都市交通計画」コース 「都市公共交通コロキウム」コース	交通局
③	スリランカ調査派遣	スリランカの上下水道事業に関する技術協力のため、現地機関との協議を継続して実施する。	上下水道局
	草の根技術協力事業「メキシコ市における統合水資源管理に向けた上下水道サービス水準の向上プロジェクト」	メキシコ市における統合水資源管理に向けて、上下水道サービス水準を向上するための取り組みを実施する。 令和6年度は、職員の海外派遣（キックオフミーティング）を実施する。 プロジェクト期間：令和7年1月～令和9年12月（予定）	
	JICAを通じた研修員の受入れ・職員の海外派遣	開発途上国への技術協力を行っているJICAの要請等に応じて、諸外国からの研修員の受入れ並びに職員を派遣する。 ※(3)②の再掲	

3 国際交流

(1) 姉妹友好都市交流

都市提携とは、市民の機運の盛り上がりによって結ばれた二つの都市の市民が、積極的に文化や経済の交流をはかりながら、人種や国境を越えた友愛精神を育て、風俗習慣の相違から起こりがちな誤解や偏見を取り除いて、国際間の理解と親善を深めようとするものである。

現在、本市の姉妹友好都市は、ロサンゼルス市、メキシコ市、南京市、シドニー市、トリノ市及びランス市の6市である。

これらの都市と、親善使節団等の相互訪問、動植物の交換、児童生徒書画展の相互開催など、多彩な交流活動を活発に展開してきている。このほか、市民レベルの相互理解と友好親善を促進するため、市民・民間団体等による「名古屋姉妹友好都市協会」が設立されている。

① 姉妹友好都市の概要

令和6年10月末現在※

都 市 名	市 長	人口・面積	概 要
ロサンゼルス市 昭和34年 4月1日提携	カレン・バス 令和4年12月 12日就任	約390万人 約1,213k㎡	米国カリフォルニア州の南部に位置し、気候は海岸沿いが亜熱帯性、内陸は高地砂漠性となっている。1850年に市制が施行されており、経済・文化都市として大いに発展している。市内には日系人の街リトル・トーキョーや映画の都ハリウッド、近郊にはディズニーランドなどがあり、航空宇宙やエレクトロニクスなどの産業が発達している。
メキシコ市 昭和53年 2月16日提携	クララ・ブルガーダ 令和6年10月 5日就任	約920万人 約1,595k㎡ 大都市圏 約2,200万人 3,129k㎡	メキシコ合衆国の首都で政治・経済・文化の中心地である。海拔約2200mに位置し、四季の変化の少ない温暖な気候である。文化面では14世紀から16世紀に栄えたアステカ文化を基礎にスペイン植民地文化の影響を受けながら独自の文化を形成している。また、市内の主要道路には街路樹が多く、各所に歴史的な記念像が設置され近代的なビルと美しい調和をみせている。
南京市 昭和53年 12月21日提携	陳之常 平成30年1月 25日就任	約942万人 約6,587k㎡	長江下流南部にある江蘇省の省都で、気候は温和で湿潤であり、丘陵地が多く、緑豊かな都市として有名である。その歴史は約2,500年前に始まり、10の王朝の都も置かれた。のちに、明の永楽皇帝が北京に都を移したため、「南の都」として南京と呼ばれるようになった。現在の南京は工業や科学技術、教育などにおいて発展を遂げている。
シドニー市 昭和55年 9月16日提携	クローバー・ムーア 平成16年3月 27日就任 平成20年、平成24年、平成28年、令和3年、令和6年再任 (6期目)	約22万人 約26k㎡ 大都市圏 約536万人 12368.2k㎡	ニュー・サウス・ウェールズ州の州都で、オーストラリアの商工業・金融・文化等の中心地である。気候はおおむね温暖であり、大都市圏はシドニー湾をはさんで南北に広がり、繁華街や官庁街のある南側にシドニー市がある。シドニーはオーストラリア移民団が歴史的な第一歩をしるした建国の地といわれている。

都 市 名	市 長	人口・面積	概 要
トリノ市 平成 17 年 5 月 27 日提携	ステファノ・ ロ・ルッソ 令和 3 年 10 月 28 日就任	約 86 万人 約 130 k m ²	イタリア半島の北西に位置するピエモンテ州の州都で、気候は日本と同じく四季がはっきりしている。ローマ時代に起源を発する基盤の目状の整然とした町並みに、バロック様式の美しい建築物が数多く現存している。自動車をはじめとする製造業や工業デザインが盛んで、2006 年には冬季オリンピックが開催された。1861 年のイタリア建国時初の首都。
ランス市 平成 29 年 10 月 20 日提携	アルノー・ ロビネ 平成 26 年 3 月 就任 令和 2 年 3 月再 任（2 期目）	約 18 万人 約 46.9k m ²	歴代のフランス国王が戴冠式を行い、シャンパンの産地としても知られる。数多くの有名なシャンパン・メゾンが拠点を置く由緒ある都市の地下には、総延長 120 キロに及ぶワイン貯蔵庫・カーヴが縦横に張り巡らされている。ノートルダム大聖堂、トー宮殿、サン・レミ聖堂などは、ユネスコの世界遺産にも登録されている。



② 名古屋姉妹友好都市協会

ア 設立の趣旨

名古屋市とそれぞれの姉妹・友好都市との人物・文化・教育・経済等の交流を通じ、市民の相互理解と友好親善を促進することを目的として平成元年 6 月に設立された。（前身となる各都市の 4 協会を統合し、名称変更した。）

イ 事業の概要

- ・ 各種親善事業の計画・実施
- ・ 市提携の趣旨の普及・啓蒙

ウ 主な事業実績（令和 5 年度）

- ・ 南京市友好都市提携 45 周年記念事業の実施
- ・ ランス市公式代表団の受入
- ・ 関係機関（日豪ニュージージーランド協会、イタリア文化会館等）と連携した事業

エ 会員数（令和 5 年度末）

個人会員	127
団体会員	50
学生会員	33

オ ホームページアドレス

<http://www.nsga.gr.jp/>

③ ロサンゼルス市

ア 提携までの経過

昭和 32 年 4 月

名古屋の米国領事館にある米国広報文化局（USIS）から、名古屋は米国の都市と提携する意向があるかどうか、問合せがあった。

昭和 33 年 1 月 13 日

1 月 6 日の市会幹部及び市理事者との会談ならびに名古屋商工会議所幹部会などの結果、「米国西海岸第 1 の商工都市ロサンゼルス市は、優秀な施設を誇る大港湾都市である。また、将来の発展が約束されている青年都市として、その占める地位と性格は、名古屋にもっとも似ている。」という点からみて、名古屋の姉妹都市候補として、ロサンゼルス市が最適であると意見が一致した。市理事者は、ロサンゼルス市との提携実現を促進することについて、市会の議員総会で事前承認を得た。

昭和 34 年 3 月 31 日

小林市長を団長とする名古屋親善使節団一行 11 名のロサンゼルス市訪問を契機として、ロサンゼルス市議会では、同日午前 10 時（名古屋時間 4 月 1 日午前 3 時）名古屋市との都市提携を決議し、ここに懸案となっていた両市の姉妹関係が成立した。またこの機会に両市の港湾もそれぞれ姉妹関係を結んだ。

イ ロサンゼルス市議会の都市提携に関する決議文

日本国、名古屋市の小林市長が親善使節団の一員として、カリフォルニア国際見本市及び産業博覧会を機に、ロサンゼルス市を訪問中であること。

ロサンゼルス市がアメリカ合衆国第三の大都市であるごとく、名古屋市も今や日本第三の大都市であること。

ロサンゼルス市議会は、名古屋市及び名古屋港が世界の商業、文化及び通商において、現在及び将来占める重要性を深く認識していること。

両市とも、商工業の発展は、それぞれの港を通じて行われる両市間の国際貿易の伸長によること大であること。

よって、ロサンゼルス市議会は、大名古屋市が近來商工業上の重要性を高めたことにかんがみ、ここに名古屋市長及び名古屋からの日本使節団に対し、祝意を表することを決議する。

かつまた、ロサンゼルス市長及びロサンゼルス市議会は、名古屋市に対しいだく尊敬の念から、日本国、名古屋市及び名古屋港を、その同意をえて、ロサンゼルス市の姉妹都市と宣言し、制定することを決議する。

ウ 令和5年度の主な交流

月日	内容	所管局	派遣 人数	受入 人数
3/14～ 4/14	ロサンゼルス名古屋姉妹都市委員会委員長等の来名 ロサンゼルス名古屋姉妹都市委員会（LANSCA）の照子・ワインバーグ委員長 始め2名が来名 名古屋市長表敬訪問、名古屋市副市長、教育長等とのミーティングを実施	観光文化交流局 国際交流課		2
4月	姉妹友好都市献立 国際理解教育の一環で、名古屋市学校給食で毎年恒例の姉妹・友好都市給食 を行い、4月はロサンゼルス市との姉妹都市提携記念日の属する月であり、 ロサンゼルスにちなんだ献立を出した	教育委員会 学校保健課		
5/6	「Asian Cultural Festival」における名古屋PR及び名古屋市児童生徒絵画の 展示 例年5月にロサンゼルスで開催される「Asian Cultural Festival」におい て、在ロサンゼルス日本国総領事館のブースにて名古屋PRを行ったほか、 名古屋市の児童生徒の絵画を展示した	観光文化交流局 国際交流課		
5/20	「California-Japan Sister Cities Network」ワークショップへの参加 日本に姉妹都市を持つカリフォルニア州の都市の姉妹都市団体で構成され る「California-Japan Sister Cities Network」のワークショップに参加	観光文化交流局 国際交流課	3	
6/28～ 7/28	南カリフォルニア大学（臨床薬学研修）への派遣 名古屋市立大学薬学部より南カリフォルニア大学臨床薬学研修に派遣した	名古屋市立大学	4	
7/8～ 7/22	ロサンゼルス交歓高校生を受入 交歓高校生4名、引率教員1名を受入 体験入学、市役所表敬訪問、ホームステイ、歓迎交流会、市内視察、 宿泊研修	観光文化交流局 国際交流課		5
8/1～	名東高校英語教師の招聘 バオ・グエン氏（8月1日より2年間）	教育委員会 教職員課		1
8/9～ 8/15	名古屋市会公式代表団のロサンゼルス市訪問 成田たかゆき議長 始め5名 ロサンゼルス市役所等訪問、LANSCA との懇親会等	市会事務局	5	
8/9～ 8/15	名古屋市公式代表団のロサンゼルス市訪問 河村市長始め6名（内、名古屋港管理組合1名） ロサンゼルス市役所等訪問、LANSCA との懇親会等	観光文化交流局 国際交流課	6	

Ⅲ 国際化施策の概要

月日	内容	所管局	派遣 人数	受入 人数
10/5～ 10/25	ロサンゼルス市親善使節団の来名 ロサンゼルス名古屋姉妹都市委員会（LANSCA）照子・ワインバーグ委員長 デヴィッド・ヤマハタ二世週基金会長 始め 2 2 名 名古屋市長表敬訪問、名古屋まつり関連行事への参加	観光文化交流局 国際交流課		22
10/13～ 10/19	向陽高校生徒のロサンゼルス訪問 引率者 4 名、生徒 4 0 名の計 4 4 名 ホームステイ、現地高校体験入学、UCLA 訪問、教育機関見学、市内視察等	教育委員会 義務教育課	44	
10/31～ 11/5	名古屋市公式代表団のロサンゼルス市訪問 松雄副市長始め 5 名 在ロサンゼルス日本国総領事公邸にて名古屋 PR イベントを開催 ロサンゼルス統一学区（LAUSD）訪問、現地中学校キャリア・ラボ視察、ロ サンゼルス市の関係機関訪問、インバウンド関連企業等訪問	観光文化交流局 国際交流課	5	
11/23～ 12/1	児童生徒書画展の開催（ロサンゼルスは参加できず） 市民ギャラリー矢田で第 4 5 回姉妹友好都市児童生徒書画展が開催された が、ロサンゼルスからは作品収集ができなかったため、姉妹都市ロサンゼル スの紹介パネルを展示した。	教育委員会 義務教育課		
12/23	子どもの支援に関するフォーラムの開催（教育委員会所管） ロサンゼルス統一学区（LAUSD）の職員 ディクソン・ペレイ氏始め 2 名及び ロサンゼルス名古屋姉妹都市委員会（LANSCA）照子・ワインバーグ委員長の 計 3 名を招へい スクールカウンセラー等を対象とした子どもの支援に関するフォーラムを 開催	観光文化交流局 国際交流課／ 教育委員会子ども 応援課		3
2/9	ロサンゼルス若手黒人リーダーの来名 在ロサンゼルス日本国総領事館主催の「KAKEHASHI プロジェクト」の一環で ロサンゼルス出身の若手黒人リーダー 5 名が来名 名古屋市長表敬訪問、名古屋城視察を実施	観光文化交流局 国際交流課		5
3/11	ロサンゼルス市議会議長等の来名 ロサンゼルス市議会のポール・クレコリアン議長及び議員 2 名の計 3 名が 来名 名古屋市長・松雄副市長を表敬訪問、懇親会を実施	観光文化交流局 国際交流課		3
			67	41

④ メキシコ市

ア 提携までの経過

昭和 50 年 7 月

名古屋日墨協会第 1 回訪墨親善使節団とオクタビオ・メキシコ市長とが会談した際、同市長から「姉妹提携について積極的に考えたいので文書で申し入れてもらいたい。同時にロサンゼルスと名古屋の姉妹提携関係の資料もほしい。」旨の発言があった。

昭和 52 年 7 月 27 日

オレア・ムニョス駐日メキシコ大使が市長を表敬訪問し、姉妹都市提携を自ら提言し、市長の意向を質した。市長は市議会や関係団体とも協議し、検討する旨回答した。

昭和 52 年 9 月 22 日

オレア・ムニョス駐日メキシコ大使が再度来名。ハング・ゴンザレス・メキシコ市長からの「名古屋市との都市提携に関するメキシコ市政府の決意」を述べた公式文書を伝達した。併せて、ロペス・ポルティエーリョ大統領からの名古屋市への贈物（モンテ・アルバン出土金製品の複製品 22 点）が手渡された。

昭和 52 年 9 月 26 日

市議員総会において「メキシコ市との都市提携に関し具体的折衝とその手続きをすすめること」につき市長発言を行ない了承を得る。

昭和 52 年 11 月 6 日～11 日

名古屋市メキシコシティ等親善使節団（団長浅井名古屋市助役）がメキシコ市を訪問。大統領、外務大臣、メキシコ市長を表敬訪問し、11 月 8 日には、メキシコ市長との間に都市提携調印にかかる手続等に関する覚書を調整し交換した。

昭和 53 年 2 月 14 日

本山市長を団長とする名古屋メキシコシティ親善使節団が、メキシコ市との姉妹都市の提携調印のためメキシコ市を訪問。

昭和 53 年 2 月 15 日

午前 11 時（日本時間 2 月 16 日午前 2 時）からメキシコ市政庁「カビルドス（市会）の間」で調印式が行われ、正式に姉妹都市提携が結ばれた。

イ 協定書

名古屋市とメキシコ市は、永年にわたり培われた友情の絆に基づき、相互に、文化、経済、行政及び人物等の交流を通じ、両市間の相互理解と友好親善を深め、あわせて日本国とメキシコ合衆国両国の友好関係の促進に寄与することを念願し、ここに両市が姉妹都市として提携することを協約する。

名古屋市民及びメキシコ市民を代表してこれを確認し、署名する。

1978 年 2 月 15 日（現地時間）

ウ 令和5年度の主な交流

月日	内容	所管局	派遣 人数	受入 人数
9/28	マリアッチコンサートの開催 メキシコの伝統音楽である「マリアッチ」のコンサートを開催。メキシコ市出身のリーダーを中心に東京で結成されたマリアッチグループが演奏し、音楽を通じて姉妹都市であるメキシコ市をPRした。(来場者数約300名)	観光文化交流局 国際交流課		
職員派遣 6月、 10月 研修員 受け入 れ 8月 ウェブ 会議 年10回 開催	JICA 草の根技術協力事業「メキシコ市における上下水道震災対策強化プロジェクト」 職員派遣や研修員の受け入れなどを実施し、技術交流を実施した。 ・職員派遣2回 名古屋市上下水道局より計6名 ・研修員受け入れ1回 メキシコ市上下水道局およびメキシコ市リスク統合管理・市民保護局より計6名 ・ウェブ会議の実施10回 メキシコ市上下水道局5名、メキシコ市リスク統合管理・市民保護局4名、名古屋市上下水道局6名、JICA2名／回	上下水道局 経営企画課	6	6
11/23～ 12/1	児童生徒書画展の開催 市民ギャラリー矢田で開催された第45回姉妹友好都市児童生徒書画展において、メキシコ市の児童生徒の絵画作品54点を展示	教育委員会 義務教育課		
2月	姉妹友好都市献立 国際理解教育の一環で、名古屋市学校給食で毎年恒例の姉妹・友好都市給食を行い、2月はメキシコ市との姉妹都市提携記念日の属する月であり、メキシコにちなんだ献立を出した	教育委員会 学校保健課		
			6	6

⑤ 南京市

ア 提携までの経過

昭和 50 年 10 月 28 日～11 月 6 日

本山市長を団長とする名古屋友好訪中団 6 名が訪中した。

一行が中国滞在中の 11 月 3 日、中国全国人民代表大会常務委員会の譚震林副委員長に会見し、名古屋市と中国の都市との友好都市提携の可能性について打診した。譚副委員長は、友好都市提携を再開する時期が来たら、名古屋市のことを積極的に考慮すると述べた。

昭和 53 年 10 月 17 日～28 日

本山市長を団長とする「名古屋市民の翼友好訪中団」の 138 名が中国を訪問した。

昭和 53 年 10 月 24 日

本山市長は、北京滞在中の 10 月 20 日の夜、あらかじめ中日友好協会から意向打診を受けた名古屋、南京両市の友好都市提携について、「名古屋・南京の都市提携を歓迎し、帰名後市議会に諮ったうえ提携の手続きをすすめたい。」旨表明した。

記者会見に引きつづき本山市長はこのことを全団員に発表し、拍手によって賛同を得た。この日の夜、日中平和友好条約の批准書交換のため、鄧小平副総理とともに来日中の廖承志中日友好協会会長は、東京で開催の友好団体主催歓迎宴の席上、名古屋市と南京市の友好都市結成を提案した。

昭和 53 年 10 月 25 日～26 日

「名古屋市民の翼友好訪中団」の中から、田辺副団長をはじめとする参与、報道班等の代表 23 名が南京市を親善訪問した。

昭和 53 年 11 月 20 日

名古屋市と南京市との友好都市提携について市議会に諮り、議員総会の下承を得た。

同日、南京市側においても南京市革命委員会常務委員会の下承が得られた。

昭和 53 年 12 月 20 日

南京市革命委員会儲江主任を団長とする中国南京市友好訪問団一行 19 名が来名した。

昭和 53 年 12 月 21 日

名古屋市と南京市との友好都市提携調印式が、午前 11 時、名古屋市役所本庁舎正庁において挙行された。

イ 協定文

名古屋市と南京市は、日中平和友好条約の精神に基づき、相互に、文化、教育、体育、経済、科学技術及び人物等の交流を通じ、子々孫々に至るまで両市間の友好親善と相互理解を深め、あわせて、日本国と中華人民共和国両国の善隣友好関係の促進に寄与することを念願し、ここに両市が友好都市として提携することを協約する。

日中平和友好条約締結の年に当り、名古屋市民及び南京市民を代表して、これを確認し、署名する。

1978 年 12 月 21 日

ウ 令和5年度の主な交流

月日	内容	所管局	派遣 人数	受入 人数
4/2	桜二胡音楽会 南京民族楽団がVTR出演した	観光文化交流局 国際交流課		
7/23～ 8/3	名古屋市立高校生 中国派遣 名古屋市立高校生20名と引率教諭2名を南京市へ派遣した	教育委員会 義務教育課	22	
9月	南京曉庄学院からの交換留学生の受入 協定校である南京曉庄学院より3名の交換留学生を受け入れた	名古屋市立大学		3
10/14～ 10/15	ワールド・コラボ・フェスタ2023へのブース出展 NPO法人愛知県日中友好協会、名古屋市日中友好協会と共同でブース出展をした。ブース内には、南京市の紹介コーナーと中国きりえ体験コーナーを実施	観光文化交流局 国際交流課		
11/3	中国茶講座 名古屋市公館特別公開に合わせ、ガイドツアー参加者に中国茶講座を開催した。「南京雨花茶」のお手前、試飲を実施	観光文化交流局 国際交流課		
11/12	世界をつなぐ日中交流音楽会 一般社団法人日中国際文化芸術交流協会、名古屋市日中友好協会、一般社団法人東海日中貿易センターと実行委員会を構成し、チャン・ビン二胡演奏団はじめ南京の演奏家が出演するコンサートを開催	観光文化交流局 国際交流課		5
11/23～ 12/1	児童生徒書画展の開催 市民ギャラリー矢田で開催された第45回姉妹友好都市児童生徒書画展において、南京市の児童生徒の絵画作品、書道作品29点を展示	教育委員会 義務教育課		
12月	姉妹友好都市献立 国際理解教育の一環で、名古屋市学校給食で毎年恒例の姉妹・友好都市給食を行い、12月は南京市との姉妹都市提携記念日の属する月であり、南京にちなんだ献立を出した	教育委員会 学校保健課		

Ⅲ 国際化施策の概要

月日	内容	所管局	派遣 人数	受入 人数
1/13	NIC 姉妹友好都市周年事業「新年好！NIC 的中国・南京文化旅游～切り絵と中国茶体験～」 NIC 地球市民教室講師より中国・南京の歴史や文化について紹介された後、切り絵体験、中国茶の試飲、民族衣装試着を行った	観光文化交流局 国際交流課		
通年	名古屋南京友好交流 4 5 周年記念 パネル展 名古屋市公館地下 1 階国際交流展示室内において、名古屋南京友好交流 4 5 周年を記念し、南京の魅力や名古屋と南京のこれまでの交流を紹介するパネル展を開催した	観光文化交流局 国際交流課		
			22	8

⑥ シドニー市

ア 提携までの経過

昭和 53 年 12 月 8 日

名古屋日豪協会が発足し、会長には三宅重光名古屋商工会議所会頭が選出された。

昭和 54 年 5 月 9 日

東南アジア商工会議所連合の理事会がオーストラリアのパース市で開催された折、三宅会頭がシドニー市を訪れ、アレン・ブラック・ニュー・サウス・ウェールズ豪日協会名誉事務局長との間で、名古屋市との提携が話題になった。

昭和 54 年 10 月 8 日

溝口通郎在シドニー総領事から、「ミヤーズ市長は、名古屋市との姉妹都市提携の早期実現を歓迎するが、具体的な計画の裏づけのため、(1)名古屋とロサンゼルスとの提携実績、(2)名古屋側のシドニーとの提携プログラム案、以上 2 点について資料要求している」旨、外務省情報文化局経由で本市に連絡があった。

昭和 55 年 5 月 19 日

名古屋市会の議員総会において、本山市長から、「シドニー市との姉妹都市提携について、5 月 12 日から 17 日まで来名したシドニー市長と、今後両市間において、経済・教育・文化等の交流を更に強めることを確認、また姉妹都市提携早期実現のため努力する旨の覚書を取りかわした。したがって今後、姉妹都市提携にむけて具体的折衝を重ね、手続を進めたい」旨の発言があり、これを異議なく了承した。

昭和 55 年 9 月 12 日

名古屋市会の議員総会において、本山市長から、「オーストラリア・シドニー市との都市提携について、8 月 26 日付で文書が届き、シドニー市議会においては、本市との姉妹都市提携の樹立が承認されたとのことであり、したがって今後、早期にミヤーズ市長との間で都市提携の協約を結び、具体的手続を進めたい」旨の発言があり、全会一致でこれを異議なく了承した。

本会議終了後、本山市長は、和文・英文各 2 通の協定書に署名した。

昭和 55 年 9 月 16 日

本山市長が署名した協定書を名古屋市外事課長が持参してシドニー市を訪れ、ミヤーズ市長のサインを得て、双方で協定書を交換し、名古屋市とシドニー市との間の姉妹都市提携が正式に成立した。

イ 協定書

名古屋市長本山政雄とシドニー市長ネルソン・ミヤーズは 1980 年 5 月 16 日名古屋市において調印した覚書に基づき、名古屋市とシドニー市との姉妹都市提携を確立することにつき各々の市議会に提案し、シドニー市にあつては 1980 年 6 月 23 日、名古屋市にあつては 1980 年 9 月 12 日それぞれの承認を得た。

これに基づき両市長は両市の姉妹都市提携を確立することについてここに協約する。

両市長は上記について確認しここに署名する。

1980 年 9 月 16 日

ウ 令和5年度の主な交流

月日	内容	所管局	派遣 人数	受入 人数
5月 1月	ニューサウスウェールズ大学（臨床実習）への派遣 ニューサウスウェールズ大学の臨床実習に名古屋市立大学医学部の学生を派遣した	名古屋市立大学	10	
7/23～ 8/3	名古屋市立高校生 オーストラリア派遣 名古屋市立高校生20名と引率教諭2名をシドニー市へ派遣した。	教育委員会 義務教育課	22	
9月	姉妹友好都市献立 国際理解教育の一環で、名古屋市学校給食で毎年恒例の姉妹・友好都市給食を行い、9月はシドニー市との姉妹都市提携記念日の属する月であり、シドニーにちなんだ献立を出した	教育委員会 学校保健課		
9/16～ 9/18	名古屋シティマラソンからランナー派遣、マラソン EXPO ブース出展 マラソンフェスティバルナゴヤ愛知実行委員会として、例年9月に開催されるシドニーマラソンに参加する選手を2名派遣し、スポーツ戦略課職員が随行した。また、マラソン EXPO ブースに名古屋シティマラソンのPR ブースを設置した。	スポーツ市民局 スポーツ戦略課	2	
11/23～ 12/1	児童生徒書画展の開催 市民ギャラリー矢田で開催された第45回姉妹友好都市児童生徒書画展において、シドニー市の児童生徒の絵画作品50点を展示	教育委員会 義務教育課		
12/9～ 12/15	名古屋市公式代表団のシドニー市訪問 松雄副市長始め5名 シドニー市役所、在シドニー日本国総領事館、カスタムハウス図書館、オーストラリア博物館等訪問、図書交流の覚書締結等	観光文化交流局 国際交流課	5	
12/10～ 12/14	名古屋市会公式代表団のシドニー市訪問 長谷川由美子副議長 始め6名 シドニー市役所、在シドニー日本国総領事館、カスタムハウス図書館、オーストラリア博物館等訪問、図書交流の覚書締結等	市会事務局	6	

Ⅲ 国際化施策の概要

月日	内容	所管局	派遣 人数	受入 人数
3/10	シドニーマラソン関係者の来名 例年３月に開催される名古屋シティマラソンに合わせてシドニー・ランニング・フェスティバル招待ランナー等２名が来名	スポーツ市民局 スポーツ戦略課		2
-	ニューサウスウェールズ大学への交換留学（中止） 対象学生がおらず派遣中止とした	名古屋市立大学		
			45	2

⑦ トリノ市

ア 提携までの経過

昭和 58 年頃～平成 12 年

書簡の往復や、人的交流を行う。

平成 12 年 9 月

「名古屋新世紀計画 2010」において「ヨーロッパなどの都市との姉妹提携をはかります」との方針を示した。

平成 13 年 1 月 26 日

名古屋市立大学芸術工学部とトリノ工科大学が学術交流協定を締結した。

平成 14 年 2 月 21 日

市長室参事始め本市職員 2 名がトリノ市を訪問し、ティラボスキ国際課長と意見交換。

平成 14 年 3 月 22 日

おくむら市会議長がキアンパリーノ・トリノ市長を訪問。

平成 14 年 9 月 17 日

名古屋商工会議所・経済交流使節団がトリノ市を訪問した折に、キアンパリーノ市長宛ての松原市長の親書をデアレッサンドリ・トリノ市副市長へ手渡した。

平成 14 年 10 月 29 日

斉藤市会議長がトリノ市を訪問した折、松原市長の親書をマリーノ・トリノ市会議長へ手渡した。

平成 15 年 12 月 15 日

ボーヴェ駐日イタリア大使が松原市長を表敬訪問した折に、「トリノ市に名古屋市との姉妹都市提携の意向がある」旨の発言があった。

平成 15 年 12 月～平成 16 年 1 月

松原市長とキアンパリーノ市長との間で、両市の間で交流分野の検討を進めていく旨の書簡のやり取りが交わされた。

平成 16 年 4 月 9 日

市長室国際交流課長始め本市職員 2 名がトリノ市を訪問し、スカリッシ国際課長と意見交換をした。

平成 16 年 5 月 28 日

松原市長がトリノ市を訪問し、キアンパリーノ市長と意見交換を行ない、姉妹都市提携について基本的に合意した。

平成 16 年 10 月 22 日

桜井市会議長を団長とする名古屋市会公式団が、キアンパリーノ市長、コッポラ・トリノ市会副議長を訪問した。

平成 17 年 5 月 26 日

キアンパリーノ市長、コッポラ副議長を始めとするトリノ市公式団が姉妹都市提携の調印のため来名した。

平成 17 年 5 月 27 日

名古屋市公館で行われた調印式で、松原市長とキアンパリーノ市長が和文・伊文各 2 通の協定書に署名し、両市の姉妹都市提携が正式に結ばれた。

平成 17 年 5 月 28 日～29 日

名古屋まつり姉妹友好都市親善パレードにキアンパリーノ市長が参加。また、名古屋まつりフラワーカーパレードにトリノ冬季五輪 PR 隊が参加した。

イ 協定書

名古屋市とトリノ市は、永年にわたり交流を深めてきたが、経済、文化、デザイン、環境などの幅広い交流を一層進めることにより、更なる両市の発展を期するとともに、日本国とイタリア共和国両国の友好関係の促進に寄与することを念願し、ここに両市が姉妹都市として提携することを協約する。

日伊文化協定締結 50 周年記念の年にあたり、名古屋市民及びトリノ市民を代表して、これを確認し、署名する。

2005 年 5 月 27 日

ウ 令和5年度の主な交流

月日	内容	所管局	派遣 人数	受入 人数
5月	姉妹友好都市献立 国際理解教育の一環で、名古屋市学校給食で毎年恒例の姉妹・友好都市給食を行い、5月はトリノ市との姉妹都市提携記念日の属する月であり、トリノにちなんだ献立を出した	教育委員会 学校保健課		
7/22	「Bravo! トリノトーク&ピアノコンサート」の開催 「トリノの街とトリノの音楽」に関するトークイベントと、トリノにゆかりのあるイタリア人ピアニストによるピアノコンサートを開催した (名古屋姉妹友好都市協会・イタリア文化会館-大阪と共催) 来場者数：140名	観光文化交流局 国際交流課		
7月 10月	トリノ工科大学との研究者の交流 名古屋市立大学の教員が7月および10月に訪問した。	名古屋市立大学	2	
9月～ 3月	トリノ工科大学への交換留学 名古屋市立大学芸術工学部より日本人学生を派遣した。	名古屋市立大学	1	
10/1～ 3/31	トリノ工科大学からの交換留学 名古屋市立大学芸術工学研究科で学生を受け入れた。	名古屋市立大学		4
10/30	「欧州連合日欧地域間イノベーション協力プログラム 第4回交流会」への参加 2021年に開始し2023年11月に終了した「日欧地域間イノベーション協力プログラム」の交流会へ参加し、トリノ市との3年間にわたる協力の結果を報告するとともに、今後の展望を発表した。(経済局と共同参加)	観光文化交流局 国際交流課／ 経済局スタート アップ支援課	2	
11/14	在大阪イタリア総領事の来名 マルコ・ブレンチペ在大阪イタリア総領事始め2名が来名 「世界イタリア料理週間 オープニングイベント」参加のため、ピッツェリアトラットリアチェザリ(大須)を訪問 市長、松雄副市長がオープニング挨拶に参加した。	観光文化交流局 国際交流課		2
11/23～ 12/1	児童生徒書画展の開催 市民ギャラリー矢田で開催された第45回姉妹友好都市児童生徒書画展において、トリノの児童生徒の絵画作品106点を展示	教育委員会 義務教育課		
3/20～ 3/29	名古屋市立高校生 トリノ市派遣 名古屋市立高校生20名と引率教諭2名をトリノ市へ派遣した。	教育委員会 義務教育課	22	
			27	6

⑧ ランス市

ア 提携までの経過

平成 25 年 6 月

ランス市から画家藤田嗣治をきっかけとした姉妹都市提携の申し入れがあった。

平成 25 年 10 月 30 日

名古屋市美術館長と名古屋市会公式代表団がランス市を訪問し、「名古屋市美術館とランス美術館の友好提携に関する覚書」を締結した。

平成 26 年 10 月 31 日

名古屋市公式代表団及び市会公式代表団がランス市を訪問し、河村市長より「姉妹都市提携を見据えた協議を始めてまいりたい」旨を表明した。

平成 27 年 7 月 21 日

ランス市長が来名し「姉妹都市提携に向け話をしたい」旨を表明した。市内ホテルにおいて、シャンパンとなごやめしを提供するなど食の交流を実施した。

平成 28 年 4 月 29 日～7 月 3 日

名古屋市美術館で「生誕 130 年記念 藤田嗣治展 東と西を結ぶ絵画」を開催した。

平成 28 年 10 月 24 日

名古屋市会で「将来的な姉妹都市提携に向け、名古屋市とフランス共和国ランス市との交流をさらに促進することを求める請願書」が採択された。

平成 29 年 7 月 20 日

名古屋市公式代表団及び市会公式代表団がランス市を訪問し、平成 29 年 10 月の姉妹都市提携に合意した。

平成 29 年 10 月 7 日～12 月 3 日

名古屋市美術館で「ランス美術館展」を開催した。

平成 29 年 10 月 20 日

ランス市公式代表団が名古屋市を訪問し、午前 11 時から名古屋市公館において調印式が行われ、正式に姉妹都市提携が結ばれた。

イ 協定書

名古屋市とランス市は、2013 年 10 月 30 日に名古屋市美術館とランス美術館の友好提携に関する覚書を締結して以降、交流を深めてきた。今後、観光、文化、教育、経済などの幅広い交流を一層進めることによりさらなる両市の発展を期するとともに、日本国とフランス共和国両国の友好関係の促進に寄与することを念願し、ここに両市が姉妹都市として提携することを協約する。

両市長は、名古屋市民及びランス市民を代表してこれを確認し、ここに署名する。

2017 年 10 月 20 日

ウ 令和5年度の主な交流

月 日	内 容	所管局	派遣 人数	受入 人数
9/17～ 9/20	名古屋市立大学教職員のランス・シャンパーニュ・アルデンヌ大学訪問 名古屋市立大学の教職員4名がランス・シャンパーニュ・アルデンヌ大学を訪問	名古屋市立大学	4	
10 月	姉妹友好都市献立 国際理解教育の一環で、名古屋市学校給食で毎年恒例の姉妹・友好都市給食を行い、10月はランス市との姉妹都市提携記念日の属する月であり、ランスにちなんだ献立を出した	教育委員会 学校保健課		
11/23～ 12/1	児童生徒書画展の開催 市民ギャラリー矢田で開催された第45回姉妹友好都市児童生徒書画展に関連して、作品の送付が行われた	教育委員会 義務教育課		
2/12～ 2/16	ランス市公式代表団の受入 ランス市、ランス・シャンパーニュ・アルデンヌ大学、ランス大聖堂合唱団、アレグリ合唱団で構成されるランス市公式代表団の受入を行った。名古屋市立大学とランス・シャンパーニュ・アルデンヌ大学の学生交流協定の締結や、名古屋市美術館や名古屋市科学館等の訪問を行った	観光文化交流局 国際交流課		20
3/20～ 3/29	名古屋市立高校生 ランス市派遣 名古屋市立高校生15名と引率教諭2名をランス市へ派遣した	教育委員会 義務教育課	17	
			21	20

(2) パートナー都市連携

本市では、アジアをはじめとする外国諸都市との交流を促進するため、分野を特定し実益ある交流を行う新たな都市間連携である「パートナー都市連携」を進めている。

＜パートナー都市連携指針の策定（平成 30 年度）＞

【骨子】 ● 目的 ・ アジアをはじめとする外国諸都市と分野を特定した都市間の連携を行う ● 内容 ・ 包括的な交流でなく、特定の分野において実益をもたらすものとする ・ 特定分野の交流を行うとともに、交流の発展を目指し新たな分野における交流を検討していく ・ 継続的かつ将来的な発展が見込まれるものを対象とする ● 支援策の例 ・ 事業の協働実施、助成を通じた財政支援、広報協力などが考えられる ● 締結 ・ 局長など事業の責任者において文書にて締結を行う ・ 全庁的な共有を行う	
--	--

＜パートナー都市連携の経緯及び実績等＞

所管	相手先都市	分 野	本市とのつながり及びパートナー都市協定締結に向けた経緯
観光文化交流局	台中市（台湾） 令和元年 10 月 25 日締結	観光	（本市とのつながり） ・ 台中市で開催される国際ダンスパレード祭と本市で開催される「にっぽんど真ん中祭り」において、相互にダンスチームが参加 ・ 平成 30 年 11 月 3 日～18 日に開催された台中フローラ世界博覧会に名古屋市として出展 ・ 台中国際空港と、当地域の中部国際空港は平成 29 年 4 月 6 日に友好空港の提携を結んだ。 （パートナー都市協定締結に向けた経緯） ・ 平成 30 年 11 月 2 日に副市長が台中市を訪問し、パートナー都市提携に向けた覚書を調印 ・ 令和元年 10 月 25 日に副市長が台中市を訪問し、観光分野におけるパートナー都市協定を締結
	タシケント市（ウズベキスタン共和国） 令和元年 12 月 18 日締結	観光・文化交流	（本市とのつながり） ・ 名古屋大学を通じた交流（古くからウズベキスタンへ法整備において支援を行っており交流が深い。多くのウズベキスタン留学生が在学し、卒業後は、母国で行政官などに従事している。） ・ 本市は、東京オリパラにおけるウズベキスタン共和国のホストタウン登録都市 （パートナー都市協定締結に向けた経緯） ・ 平成 31 年 3 月 22 日～29 日に観光文化交流局長がタシケント市を訪問し、同 3 月 25 日にパートナー都市提携に向けた覚書を調印 ・ 令和元年 5 月 23 日にタシケント市副市長が名古屋市を訪問し、パートナー都市連携に向けた確認書を調印 ・ 令和元年 12 月 17 日～20 日に、ウズベキスタン共和国大統領の訪日に併せてタシケント市長が来名。大統領立会いのもと、同 12 月 18 日に観光・文化交流分野におけるパートナー都市協定を締結

(3) 分野交流

本市では、パートナー都市連携の他、さまざまな分野での交流提携が結ばれ、分野別の交流が行われている。

＜提携に基づく交流実績等＞

所管	協 定 名	相手先都市	分 野	内 容
スポーツ市民局	カナダ車いすバスケットボール代表チームの事前キャンプ受入れに関する覚書	カナダ	スポーツ	市長とカナダ車いすバスケットボール代表チーム強化本部長 Jeff Dumbrack(ジェフ・ダンブラック)との間で、東京 2020 大会まで名古屋で継続的に事前合宿を実施する旨の覚書を調印。 30 年度には、男子代表及び女子代表の事前キャンプの受入と交流事業を実施。
	「名古屋シティマラソン」と「シドニーマラソン」との姉妹マラソン提携	オーストラリア／シドニーランニングフェスティバル	マラソン大会	ランナー相互派遣やそれぞれのマラソン大会の EXPO 会場にブースを出展し、PR 活動を行っている。2012 年 8 月提携。
観光文化交流局	ユネスコ・クリエイティブ・シティズ・ネットワーク	ネットワーク加盟都市（海外はドイツ／ベルリン始め 350 都市） (2024 年 4 月現在)	デザイン	都市間連携により、ユネスコが目指す文化多様性を保護・促進するもの。本市は 2008 年 10 月に加盟認定。
環境局	名古屋-ジロング湿地提携	オーストラリア・ジロング市	環境	湿地の保全と活用に向けた情報交流事業、人的交流事業の推進。2007 年 5 月締結。
	イクレイ (ICLEI)-持続可能な都市と地域をめざす自治体協議会	世界 125 カ国、2,500 以上の自治体 (2024 年 4 月現在)	環境	1990 年に持続可能な開発を公約した自治体および自治体協会で構成された国際的な組織。国内外の都市との情報交換を行う。
緑政土木局	姉妹動物園提携	オーストラリア／ニューサウスウェルズ州タロンガ動物園	職員交流・動物交流	両園の職員交流及び動物交流を通して、互いの充実発展に努める。1996 年 9 月締結。

Ⅲ 国際化施策の概要

緑政土木局	姉妹動物園提携	メキシコ／メキシコ市 チャプルテペック動物園	職員交流・ 動物交流	野生動物の交換、繁殖および管理に関する飼育技術の促進、ならびに生息域内保全・生息域外保全の促進を目的とする。2012年8月締結。
		アメリカ／ロサンゼルス市 ロサンゼルス動物園	職員交流・ 動物交流	名古屋市とロサンゼルス市との姉妹都市提携10周年を記念し提携。1969年10月提携。
教育委員会	日本国名古屋市博物館とオーストリア国ウィーン市歴史博物館の友好提携	オーストリア／ウィーン市 ウィーン博物館	博物館	展観事業・学術研究の成果の交流、両博物館の友好親善等。2000年1月提携。
	名古屋市美術館とランス美術館の友好提携に関する覚書	フランス ランス美術館	美術館	両美術館発展のため、所蔵品の相互貸し出し、人材の交流、学術研究成果の共有などを行う。2013年10月締結。

(4) 海外との人物交流等

① 本市への表敬訪問

＜表敬件数国・地域別一覧（過去3ヵ年）＞

国・地域	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	件数	件数	件数
姉妹友好都市関係国 計	4	7	4
・米国	2	2	3
・中国	0	1	0
・オーストラリア	0	1	0
・メキシコ	0	1	0
・イタリア	1	1	0
・フランス	1	1	1
パートナー都市関連国・地域 計	3	3	1
・台湾	0	0	0
・ウズベキスタン	3	3	1
アジア・オセアニア 計	1	5	3
・インド	0	1	0
・韓国	0	2	1

Ⅲ 国際化施策の概要

	・カンボジア	0	0	1
	・フィリピン	0	1	1
	・ベトナム	0	1	0
	・ラオス	1	0	0
北米・中南米 計		6	2	0
	・カナダ	2	1	0
	・ブラジル	2	0	0
	・ペルー	2	1	0
ヨーロッパ 計		4	7	4
	・アイルランド	0	1	0
	・英国	0	1	0
	・オーストリア	0	1	0
	・オランダ	1	0	0
	・クロアチア	0	0	1
	・スウェーデン	0	1	0
	・ドイツ	0	0	1
	・トルコ	2	0	2
	・ベルギー	0	1	0
	・ポーランド	1	0	0
	・モルドバ	0	1	0
	・ルーマニア	0	1	0
アフリカ・中東 計		2	0	3
	・アンゴラ	1	0	0
	・イスラエル	0	0	2
	・ケニア	1	0	0
	・パレスチナ	0	0	1
その他 計		1	3	4
	・国際機関	0	2	1
	・会議・大会参加者	0	0	0
	・その他	1	1	3
計		21	27	19

② 職員通訳者登録制度

外国人や外国語文書に対し、国際都市としてふさわしい対応ができるよう国際感覚のあふれる人材の育成・活用を図り、全庁的に職員の対応能力を向上させるもの。

ア 登録者数

(単位：名)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
英語	27	28	28
中国語	2	1	2
その他（※）	11	8	8
計	40	37	38

(各年度 3 月 31 日現在)
(複数言語登録あり)

※「その他」の言語は、スペイン語、フランス語、ハングル、ベトナム語、タガログ語である。

イ 登録対象の職員

以下に相当するレベル以上の語学力を持つ職員

○CEFR（ヨーロッパ共通言語参照枠）B2 相当以上

※B2 相当の目安（英語の場合）：TOEIC（L&R）785 点以上、英検準一級以上

ウ 活動内容

本市を訪問する外国人の接遇や国際交流関連事業における通訳等を行う。

③ 外国公館支援協議会

中部地域の国際化を推進するため、在名外国公館の活動を支援するとともに、新たな外国公館の誘致を図るもの。

ア 組織

(ア)構成団体：愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合、名古屋商工会議所

④ 愛知・名古屋国際ネットワーク

中部地域の国際化を推進するため、駐日外交官を当地域に招き、関係諸国と当地域とのネットワークづくりを図る。

※令和 6 年 7 月 31 日をもって解散

ア 組織

(ア)構成団体：愛知県、名古屋市、名古屋港管理組合、名古屋商工会議所、中部経済連合会

(5) 名古屋市国際交流活動助成

市民レベルの国際交流活動の振興、各種国際交流団体の育成を図るため、その活動経費の一部を助成する。

① 対象となる団体

原則として、市内に主たる活動の場を有する、国際交流に携わる組織的かつ1年以上継続して活動している市民レベルの団体

② 対象となる事業

- | | |
|----------------------|-------------------|
| ア 多文化共生を推進する活動 | イ 国際的な人物交流活動 |
| ウ 市民の国際理解を推進する普及啓発活動 | エ 国際的な支援活動・国際協力活動 |

ただし、

- a 営利を目的とする事業
b 政治活動又は宗教活動に関する事業
c 公序良俗を害するおそれのある事業

は助成対象とならない。

また、同一年度内において本市から助成を受けた事業については、この制度による助成を受けることはできない。また、同一の団体に対する助成は、同一年度内で1事業とする。

③ 助成の金額

事業の助成対象経費の 1/2（海外で行う事業は 1/3）以内の額で、15 万円を超えない額。

国内で行う事業については助成対象経費の合計額が 6 万円未満、海外で行う事業については、9 万円未満の事業は助成の対象としない。

ただし、姉妹友好都市・パートナー都市（締結分野）関連事業については、当該事業の助成対象経費の合計額の 1/2 以内の額で、20 万円を超えない額。

【過去の実績】

助成額の単位：千円

対 象 事 業	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	件数	助成額	件数	助成額	件数	助成額
多文化共生を推進する活動	6	436	8	831	7	647
国際的な人物交流活動	4	275	4	514	8	1,130
市民の国際理解を推進する普及啓発活動	0	0	0	0	0	0
国際的な支援活動・国際協力活動	0	0	0	0	0	0
合 計	10	711	12	1,345	15	1,777

(6) 国際化推進事業に対する後援名義

地域の国際化の推進を図る目的をもって行われる、公共性の高い行事である等の要件を満たす行事に対して後援名義の使用を許可している。

【過去の実績】

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
件 数	34 件	35 件	49 件

(7) 名古屋市国際交流事業積立基金

名古屋市国際交流事業積立基金は、年々市民的拡がりをみせつつある国際交流事業を推進する資金に充て、国際化時代への対応を図るため、昭和 63 年 3 月 31 日に条例で設置された。

名古屋市からの 20 億 6 千万円及び市民からの寄附の積立金及びその運用益を事業費に充てることとしている。

① 基金の対象事業

- ア 市民レベルの国際交流活動
- イ 留学生交流促進
- ウ 姉妹友好都市交流等の推進事業

② 積立実績(令和 5 年度末現在)

財源	積立実績
市費	2,060,000 千円
国際交流事業積立基金寄附	176,737 千円
ウクライナ避難民支援寄附	3,455 千円
運用益に対する利子の積立	42,610 千円
事業費に対する取崩	- 84,593 千円
基金現在高	2,198,209 千円

(内 ウクライナ分 1,444 千円)

※取崩実施後のウクライナ避難民支援寄附の残は 2,011 千円

③ 運用実績

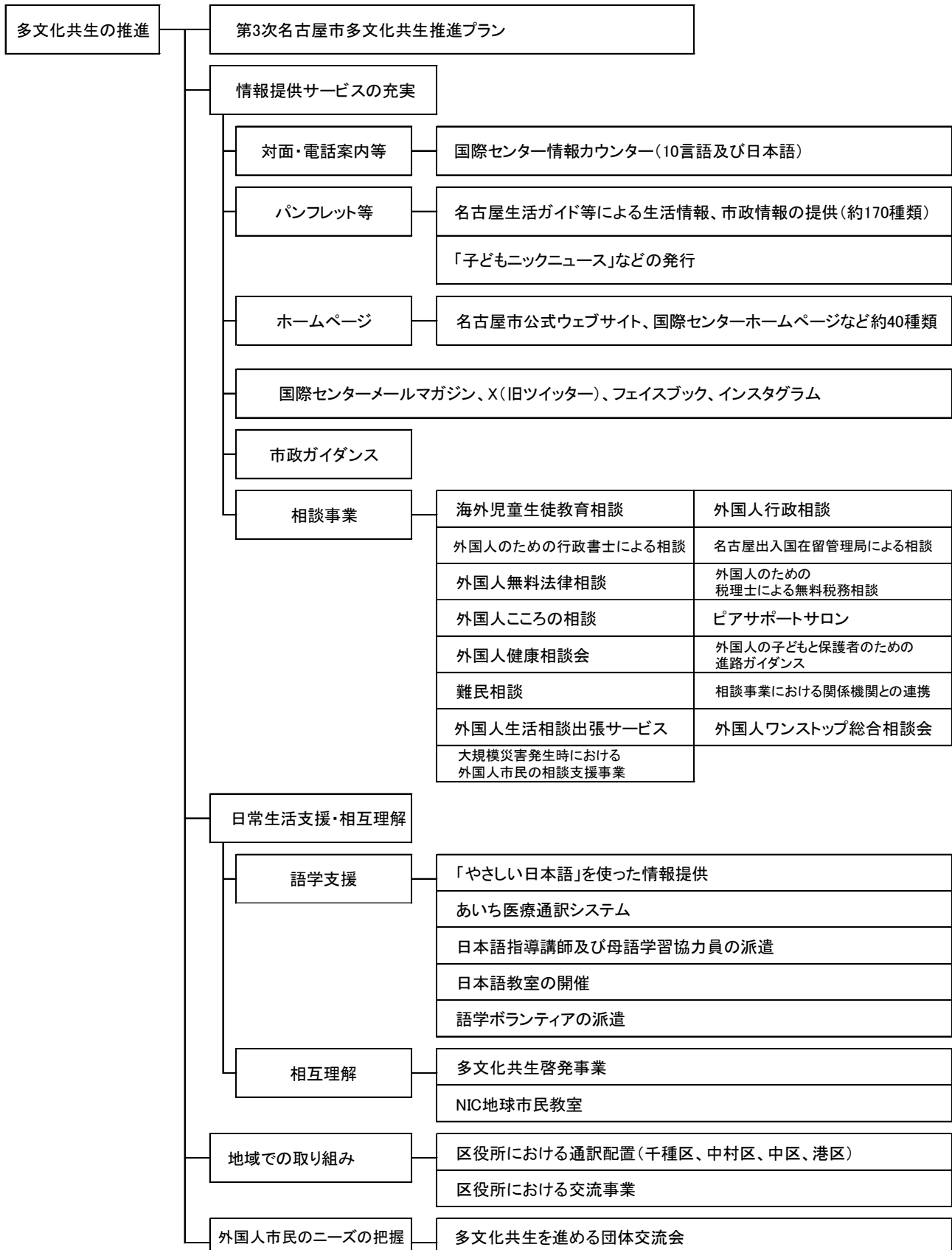
年度	運用益
令和元年度	3,312 千円
令和 2 年度	3,302 千円
令和 3 年度	3,266 千円
令和 4 年度	3,256 千円
令和 5 年度	3,254 千円

(参照) P. 91 名古屋市国際交流事業積立基金条例

(参照) ウクライナ避難民支援事業寄附による事業については P. 53 参照

4 多文化共生

(1) 本市の主な取組み一覧 (令和6年度)



(2) 国際交流課の主な取組み（令和5年度）

① 区役所・支所における民間サービスを利用して遠隔通訳・音声機械翻訳

ア 目的

行政窓口における外国人市民への対応向上のため、各区役所・支所の窓口にタブレット端末を設置し、遠隔通訳と、自動音声翻訳を実施する。

イ 内容

(ア) 実施箇所：全区役所・全支所、国際センター

(イ) 通訳言語（12言語）：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ヒンディー語

(ウ) 翻訳言語（31言語）：英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ロシア語、タイ語、タガログ語、ネパール語、インドネシア語、ヒンディー語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、アラビア語、ウルドゥー語、オランダ語、シンハラ語、デンマーク語、トルコ語、ハンガリー語、ポーランド語、ポルトガル語、ラーオ語、ウクライナ語、やさしい日本語

② 名古屋生活ガイドの発行等（平成7年度開始）

ア 目的

来日して間もない外国人市民を対象に、生活にかかる基本情報や各種手続きの窓口・相談先等を掲載した冊子（デジタル版）を作成し、名古屋国際センター及び名古屋市の公式ウェブサイト上に掲載する。また、同冊子の案内と名古屋市が多言語にて発行する広報資料等を同封した「ウェルカムキット」を配布する。

イ 内容

(ア) 言語（8言語及び日本語）：英語、中国語、ハングル、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、ネパール語、日本語（ルビ付）

(イ) ウェルカムキットの配布場所：区役所・支所、名古屋国際センターなど

③ 名古屋市公式ウェブサイトの多言語化

ア 目的

外国人市民が日常生活を営むうえで必要な、市政や生活に関する情報を提供する。

イ 内容

令和4年11月より、行政情報の発信を迅速かつ効率的に行うため、108言語に対応した機械翻訳を導入

※名古屋市公式ウェブサイト以外の外国語ウェブサイトについてはP.62 参照

④ 市政ガイダンスの実施

内容

市職員等が、外国人市民を対象に、やさしい日本語や対象者の母国語を使用して、市税・教育・福祉・健康・防災などの市政に関する説明会を行う。

年度	実施概要	実施回数
令和3年度	対象者：外国人市民 内 容：防災施策の説明会	2回
令和4年度	対象者：外国人市民 内 容：ごみ・資源の分別、防災など	9回
令和5年度	対象者：外国人市民 内容：ごみ・資源の分別、国民健康保険、防犯など	12回

⑤ 「やさしい日本語」の普及（平成 25 年度開始）

内容

日本語が不自由な外国人市民にもわかりやすい「やさしい日本語」の使用を普及させるため、愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室作成の『『やさしい日本語』の手引き』を庁内および市民等に周知する。また、庁内等において、「やさしい日本語」の使用についての研修を実施する。

⑥ あいち医療通訳システム（平成 24 年度開始）

内容

医療機関に通訳者派遣・電話通訳・文書翻訳を行う「あいち医療通訳システム推進協議会」に参加。

【通訳者派遣】

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、マレー語、アラビア語、韓国・朝鮮語、ミャンマー語、モンゴル語の 14 言語に対応。

【電話通訳】

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、韓国・朝鮮語の 6 言語で 24 時間 365 日対応。（フィリピン語のみ平日 9 時 00 分から 18 時 00 分まで）

【文書翻訳】

英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、マレー語、アラビア語、韓国・朝鮮語、ミャンマー語、モンゴル語の 14 言語に対応。

⑦ 多文化共生推進月間

8月の多文化共生推進月間において、イベントの実施や啓発ポスターの掲出を行うことにより、市民の多文化共生に対する理解と認識の向上を図る。

年度	主な事業内容
令和3年度	多文化共生推進月間シンポジウム 実施月日：8月24日（日） テーマ：世界で活躍するプロスポーツ選手と多文化共生を一緒に考える
令和4年度	多文化共生推進月間シンポジウム 実施月日：8月28日（日） テーマ：「ハロー！ネイバーズ」の紹介事例から多文化共生を考える
令和5年度	多文化共生推進月間シンポジウム 実施月日：8月11日（金） テーマ：たしかに、そうだね！外国ルーツで困った経験

⑧ 地域日本語教育体制づくり推進事業

ア 目的

日本語教育が必要な外国人市民が日常生活に必要な日本語を習得し、地域のコミュニティで円滑に生活できるよう、長期的に地域の実態に合った日本語教育の体制づくりを行う。

イ 内容

- (ア) 多様な主体と連携した地域日本語教育の推進
- (イ) 地域日本語教育コーディネート事業
- (ウ) オンライン地域日本語教室の実施

⑨ ウクライナ避難民の支援

ロシアによるウクライナ侵攻を受け、寄附金（ふるさと納税等）を財源に以下の各事業を実施。

- 1 個別相談体制の構築
- 2 支援登録窓口の運営
- 3 つどいの場の開催
- 4 市民交流イベントの開催
- 5 その他

名古屋ウクライナ避難民支援実行委員会による迅速な給付等（現在は解散）

<参考>名古屋市のウクライナ情勢への対応

<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000154206.html>

(3) 名古屋国際センターの主な取組み（入館者数等は令和5年度実績）

① 情報サービスコーナーの運営

日本語・英語はじめ 11 言語で生活・観光情報等を提供している。（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語）

入館者数：7,201 人、問い合わせ件数：10,468 件

② ライブラリーの運営

国際理解・国際協力、海外や日本紹介、日本語教材等の図書やビデオ、DVD等の視聴覚教材を収集、配架している。

入館者数：15,335 人、図書貸出数：4,303 冊

③ 海外児童生徒教育相談

ア 目的

家族の海外勤務に伴い海外へ出かける児童・生徒及び外国につながるのある児童・生徒に対する教育相談を実施している。出国時には、在留地への編入学、学習・生活指導など、そして帰国時には、編入学・進学、帰国後の適応教育、外国語の保持・伸長のほか、外国籍の児童・生徒の就学、進学などについての相談を実施している。

イ 内容

- (ア) 相談場所 名古屋国際センター
- (イ) 相談日時 水曜日、金曜日及び日曜日 午前 10 時～午後 5 時（予約制）
- (ウ) 相談方法 面接、電話、メール、オンライン
- (エ) 相談件数 477 件

④ 外国人行政相談

ア 目的

外国人が安心して活動し生活するために必要な行政についての相談に専門の相談員や行政書士が応じている。

イ 内容

- (ア) 相談場所 名古屋国際センター
- (イ) 相談日時 毎週火曜日～日曜日 午前 10 時～午後 5 時（正午から午後 1 時を除く）
- (ウ) 相談方法 面接または電話
- (エ) 通 訳 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語
ただし、曜日や午前・午後の区分によって対応言語が異なる。
- (オ) そ の 他 区役所等で言葉の通じない外国人のために、トリオホン(3 者通話システム)、テレビ通訳（令和 5 年 4 月末終了）による行政相談通訳サービスも行っている。
- (カ) 相談件数 738 件
- (キ) トリオホン件数 274 件

⑤ 外国人のための行政書士による相談

ア 目的

在留資格、国籍、起業などの各種手続き等について、行政書士が無料で相談に応じる。

イ 内容

- (ア) 相談場所 名古屋国際センター
- (イ) 相談日時 毎週水曜日、日曜日 午後 1 時～午後 5 時
- (ウ) 相談方法 面接、電話、メール、オンライン

Ⅲ 国際化施策の概要

(エ) 通 訳 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語（ただし、曜日によって対応言語が異なる。）

(オ) 相談件数 255 件

⑥ 名古屋出入国在留管理局による相談

ア 目的

出入国手続きや在留資格の更新・変更等について、名古屋出入国在留管理局の職員が相談に応じる。

イ 内容

(ア) 相談場所 名古屋国際センター

(イ) 相談日時 毎月第4土曜日 午後1時～午後5時

(ウ) 相談方法 面接（予約制）

(エ) 通 訳 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ハングル、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語

(オ) 相談件数 29 件

⑦ 外国人無料法律相談

ア 目的

日本語のわからない外国人を対象とした弁護士による無料の法律相談を実施している。

イ 内容

(ア) 相談場所 名古屋国際センター

(イ) 相談日時 毎週土曜日 午前10時～午後0時30分

(ウ) 相談方法 面接、電話、オンライン（予約制）

(エ) 通 訳 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語

(オ) 相談件数 157 件

⑧ 外国人のための税理士による無料税務相談（共催：名古屋税理士会）

ア 目的

税理士による確定申告（還付申告）を行う必要のある外国人を対象とした無料相談を実施している。

イ 内容

(ア) 相談場所 名古屋国際センター

(イ) 相談日時 令和6年2月25日

(ウ) 相談方法 面接（予約制）

(エ) 通 訳 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語

(オ) 参加者数 24 名

⑨ 外国人こころの相談

ア 目的

暮らしの中で生じる不安や悩みを抱えた外国人を対象に、母語で相談できる無料相談を実施している。

イ 内容

- (ア) 相談場所 名古屋国際センター
- (イ) 相談方法 面接、電話、オンライン（予約制）
- (ウ) 相談言語 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語
- (エ) 相談件数 662 件

⑩ ピアサポートサロン

ア 目的

日本で生活する中で悩みを持つ在住外国人を対象に、母語で心おきなく話せる機会を設け、悩みや不安を軽減するとともに、仲間づくりの場として実施している。

イ 内容

- (ア) 相談場所 名古屋国際センター
- (イ) 相談日 令和 5 年 7 月 9 日
- (ウ) 参加者数 24 名

⑪ 外国人健康相談会（共催：（特活）外国人医療センター）

ア 目的

外国人が気軽に健康に関する相談を行うことができる場を提供することを目的に実施している。

イ 内容

- (ア) 相談場所 名古屋国際センター
- (イ) 相談日 令和 5 年 5 月 21 日、11 月 12 日
- (ウ) 通 訳 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語
- (エ) 参加者数 延べ 37 名

⑫ 難民相談（共催：（公財）アジア福祉教育財団難民事業本部）

ア 目的

インドシナ難民定住者、条約難民及び難民認定申請者等の申請手続き等に係る相談を実施している。

イ 内容

- (ア) 相談場所 名古屋国際センター
- (イ) 相談日 毎週木曜日（予約制）
- (ウ) 相談件数 401 件

⑬ 外国人の子どもと保護者のための進路ガイダンス

ア 目的

中学卒業後の進路についての情報提供と相談に対応するガイダンスを、教育委員会、学校等の関係団体の協力のもとに実施している。

イ 内容

(ア) 相談場所 名古屋国際センター

(イ) 開催日 令和5年7月29日

(ウ) 通 訳 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語

(エ) 参加者数 73名

⑭ 外国人生活相談出張サービス

ア 目的

地域で行われる保健・福祉・教育などの相談活動に通訳ボランティアや相談員を派遣している。

イ 内容

(ア) 相談場所 市内

(イ) 開催日 令和5年4月4日、8月12日、11月19日

(ウ) 参加者数 延べ27名

⑮ 外国人ワンストップ総合相談会

ア 目的

関係専門機関・団体等が一堂に会し、在留資格、労働、住居、教育、生活全般などの相談にワンストップで対応する相談会を実施する。

イ 内容

(ア) 相談場所 名古屋国際センター

(イ) 開催日 令和5年9月10日、3月10日

(ウ) 通 訳 英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語

(エ) 参加者数 延べ101名

⑯ 相談事業における関係機関との連携

教育、生活支援等を行っている専門機関・団体との具体的な相談事例の情報・意見交換を行い、連携を強化するとともに外国人支援の充実を図る。

⑰ 大規模災害発生時における外国人市民の相談支援事業

大規模災害が発生した際は、情報サービスコーナーに「災害多言語支援センター」を設置し、通常業務に優先して、外国人市民への情報提供や生活復興などの相談を行う。

⑱ 語学ボランティアの派遣

ア 目的

在住外国人が日本語でのサポートを必要とする場面での通訳・翻訳について、ボランティアを派遣している。

イ 内容

(ア) 登録者数 353 名

(イ) 活動実績 延べ 81 名 (保育園の保護者懇談会の通訳など)

⑲ 「NIC 日本語教室」の開催

ア 目的

日本語を母語としない外国人のために、基礎的な日本語の習得や生活情報の提供を目的とした講座をセンター登録ボランティアの協力により毎週日曜日に開催している。

イ 内容

(ア) 開催場所 名古屋国際センター

(イ) 開催日 ① 5 月～7 月 ② 9 月～11 月 ③ 1 月～3 月

(ウ) 参加者数 1,369 名

⑳ 「NIC 子ども日本語教室」の開催

ア 目的

日本語を母語としない 6 歳から 15 歳の子どもを対象に、生活や学校で役立つ日本語の学習を支援する日本語教室を開催している。

イ 内容

(ア) 開催場所 名古屋国際センター

(イ) 開催日 ① 5 月～7 月 ② 8 月 (夏休み期間) ③ 9 月～11 月 ④ 1 月～3 月

(ウ) 参加者数 1,552 名

㉑ 「NIC 高校生日本語教室」の開催

ア 目的

高校在学中または義務教育年齢を超えて高校進学を目指す外国人生徒を対象に、日常生活に必要な生活言語に加え、教科学習に必要な学習言語を指導している。

イ 内容

(ア) 開催場所 名古屋国際センター

(イ) 開催日 ① 5 月～7 月 ② 8 月 (夏休み期間) ③ 9 月～11 月 ④ 1 月～3 月

(ウ) 参加者数 728 名

(4) 英文表示等

① 英文表示

本市では、施設表示、道路案内、観光案内、交通機関等について、ローマ字の併記及び英文の表示を行っている。

最近設置の市民利用施設には、ほとんど英文あるいはローマ字で併記がなされているが、既設の施設についても、施設の改修や表示板の改修の機会をとらえ、表示の充実に努めている。

ア 名古屋市英文表示基準

昭和 61 年に、国際化施策の一環として名古屋に住む外国人や観光等で来名する外国人の便宜を図るため、『英文表示基準』を作成し、平成 7 年及び 12 年に改訂した。平成 15 年からは、市内インターネット上に掲載し、順次改訂している。

この基準は、第 1 章「英文表示基準」で、道路標識、施設名称、案内板等に使用する英文表示の表記の原則を定め、本市が行う英文表示の準拠すべき統一基準とし、第 2 章「組織の英文表記」では、本市の機構・組織の英文名を統一し、一覧表としている。

イ 緑政土木局関係分案内標識整備状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

種 別		全体数	このうち英文併記
大型案内標識	誘導案内	1,078	944
	著名地点	272	272
	主要地点	138	138
地点名標識	信号添加等	9,261	7,575
	歩行者用	494	494
歩行者系サイン		907	907
愛称標識（道路の通称名）		687	687
街路標識（街路の通称名）		386	386

ウ 地下鉄・市バスの英文表示（併記）については、全駅・全バス停において完了している。

エ ガイドウェイバス、あおなみ線、リニモの英文表示（併記）については、全駅において完了している。

オ 地下鉄、市バスの英語案内等

地下鉄では、各駅構内において、旅客案内表示装置により、電車の行先情報を英文表示している。車内においても、到着時等に英語による案内放送を実施しているほか、車内案内表示装置により、行先、次駅名等を英文で表示している。また、駅の記号・番号表示による案内を行っている。市バスでは、車内案内表示装置を設置し、次停留所名等の英文表示を行っている。

Ⅲ 国際化施策の概要

カ ガイドウェイバス、あおなみ線、リニモの英語案内等

ガイドウェイバス、あおなみ線、リニモでは、各駅構内において、案内表示装置により、電車等の行先情報等を英文表示しており、また、駅の記号・番号表示及び駅施設の英語または多言語による表示を行っている。車内においても車内案内表示装置により次駅名を英文で表示しており、あおなみ線では次駅名に加え乗換情報等多言語で表示している。さらに、リニモでは、駅到着時に英語による案内放送を、あおなみ線では、始発駅や一部の駅到着時に多言語による案内放送を実施している。

キ なごや観光ルートバス メーグル

バス車内で、英語による案内放送を実施している。

② 多言語表示

ア 地下鉄

(ア) 車両案内放送：4言語（日本語、英語、ハングル、中国語）実施

路線	行き先	区間	内容
東山線	藤が丘行	名古屋駅～伏見駅間	藤が丘行案内
	高畑行	伏見駅～名古屋駅間	他鉄道乗換案内
名城線・名港線	左回り、名古屋港行	東別院駅～金山駅間	他鉄道乗換案内

(イ) 案内サイン：地下鉄駅の「出口」「改札口」「きっぷうりば」「精算機」について5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））で表示

(ウ) LCD 旅客案内表示装置：名城線・名港線及び上飯田線（平安通駅）の各駅において、5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））で表示

(エ) 車内案内表示装置：一部の車両では液晶式車内案内表示装置において、5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））で表示

(オ) 運行情報提供大型モニター：名古屋駅、栄駅、金山駅の改札口付近において、5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））で表示

(カ) 旅行者向け券売機：5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））に対応した旅行者向け券売機を、名古屋駅、栄駅、金山駅に設置

イ 市バス

(ア) 名古屋駅バスターミナルでは、沿線に観光スポットの多いC-758系統、基幹2号系統、なごや観光ルートバス（メーグル）の乗り場付近に設置した総合案内版で5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））で表示

Ⅲ 国際化施策の概要

(イ) 都心ループバス (C-758)

バス車内に液晶式停留所名表示器を1両当たり2台設置し、次停留所名案内及び経由地案内を5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））で表示

ウ ガイドウェイバス

「出口」について、高架部分の全駅で5ヶ国語（日本語、英語、ハングル、中国語、ポルトガル語）で表示

エ あおなみ線

出口案内の看板類について、全駅で5ヶ国語（日本語、英語、ハングル、中国語、ポルトガル語）で表示

オ リニモ

「出口」「改札」「誘導」について、全駅で5ヶ国語（日本語、英語、ハングル、中国語、ポルトガル語）で表示

カ なごや観光ルートバス メーグル

バス停案内板を5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））で表示するとともに、車内の案内表示装置について5言語（日本語、英語、ハングル、中国語（簡体字、繁体字））で表示

キ 観光案内板等の多言語表記

市内の主要観光施設や主要駅周辺に設置されている全市案内板は名古屋市歩行者案内サインマニュアル（第3次改訂版）の基準に基づき、最大5言語（日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字、繁体字）、スペイン語）で表示

種 別	基 数
全市案内板	3
新たな観光案内板	85

（令和6年3月31日現在）

(5) 外国語版ウェブサイト、パンフレット、DVD等の作成 (名古屋市各局等)

①外国語版ウェブサイト

(名古屋市公式ウェブサイト <https://www.city.nagoya.jp/> 以外)

局名	名称	言語							アドレス
		英語	中国語	ハングル	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語	その他	
総務局	名古屋市立大学	○							https://www.nagoya-cu.ac.jp/english/
	名古屋市立大学病院	○	○						https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/english/ https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/chinese/
	名古屋市立大学大学院医学研究科・医学部	○							https://www.nagoya-cu.ac.jp/med/english/
	名古屋市立大学大学院薬学研究科・薬学部	○							https://www.nagoya-cu.ac.jp/phar/english/
	名古屋市立大学大学院経済学研究科・経済学部	○							https://eng.econ.nagoya-cu.ac.jp/
	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科・芸術工学部	○							https://www.nagoya-cu.ac.jp/sda/english/
	名古屋市立大学大学院看護学研究科・看護学部	○							https://www.nagoya-cu.ac.jp/nurse/english/
	名古屋市立大学大学院人間文化研究科・人文社会学部	○	○ (簡体字・繁体字)	○					https://www.nagoya-cu.ac.jp/human/english/ https://www.nagoya-cu.ac.jp/human/zh-cn/ https://www.nagoya-cu.ac.jp/human/zh-tw/ https://www.nagoya-cu.ac.jp/human/ko/
	名古屋市立大学大学院理学研究科・総合生命理学部	○							https://www.nsc.nagoya-cu.ac.jp/en/
	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター	○	○						https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/toubu/english/ https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/toubu/chinese/
	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	○	○						https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/seibu/english/ https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/seibu/chinese/
	名古屋陽子線治療センター	○							https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/seibu/nptc/english/
	名古屋市立大学医学部附属みどり市民病院	○							https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/midori/english/
	名古屋市立大学医学部附属みらい光生病院	○	○						https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/miraikousei/english/ https://w3hosp.med.nagoya-cu.ac.jp/miraikousei/chinese/
	中部国際空港	○	○ (簡体字・繁体字)	○				○ (タイ語・ベトナム語・インドネシア語)	https://www.centrair.jp/
	県営名古屋空港	○	○ (簡体字・繁体字)						https://nagoya-airport.jp/
経済局	国際デザインセンター	○							https://www.idcn.jp/en/
	名古屋ビジネス進出サポートサイト	○							https://nagoya-potential.jp/en/
	名古屋スタートアップ推進ポータルサイト	○							https://nagoya-innovation.jp/en/
観光文化 交流局	名古屋姉妹友好都市協会	○							http://www.nasca.gr.jp/
	名古屋国際センター	○	○	○	○	○	○	○ (ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タイ語)	https://www.nic-nagoya.or.jp/
	名古屋観光コンベンションビューロー	○	○	○				○ (タイ語・ベトナム語)	https://www.nagoya-info.jp/
	名古屋市国際展示場 ポートメッセなごや	○							https://portmesse.com/en
	名古屋国際会議場	○	○	○					https://www.nagoya-congress-center.jp/
	ユネスコ・デザイン都市なごや	○							http://www.creative-nagoya.jp/
	名古屋城公式ウェブサイト	○	○	○					https://www.nagoyajo.city.nagoya.jp
	Cultural Path Futaba Museum (文化のみち二葉館)	○							https://www.futabakan.jp/english/index.html
	Cultural Path Shumoku Museum (文化のみち榎木館)	○							https://shumokukan.jp/en/index.html
子ども 青少年局	名古屋市 教育・保育情報サイト 「ここなご」	○	○	○	○	○	○	○ (ネパール語・ベトナム語)	https://kodomokosodate.city.nagoya.jp/
住宅都市局	愛知高速交通株式会社	○	○	○				○ (タイ語)	http://www.linimo.jp/
	名古屋臨海高速鉄道株式会社	○	○ (簡体字・繁体字)	○	○	○	○	○ (タイ語)	https://www.aonamline.co.jp/
	名古屋ガイドウェイバス株式会社	○							https://guideway.co.jp/
	栄公園振興株式会社	○	○	○					https://www.sakaepark.co.jp/
緑政土木局	名古屋市東山動植物園	○	○	○	○				https://www.higashiyama.city.nagoya.jp/
	東山スカイタワー	○							http://skytoweren.sblo.jp/
	庄内緑地 ビクニック広場	○							https://shonai-ryokuchi.jp/bbqarea/
	白鳥庭園	○							https://www.shirotori-garden.jp/
	徳川園								https://www.tokugawaen.aichi.jp/
教育委員会	名古屋市図書館	○	○						https://www.library.city.nagoya.jp/guide/kokusai.html https://www.library.city.nagoya.jp/guide/english/annai.html https://www.library.city.nagoya.jp/guide/chinese/annai.html https://www.library.city.nagoya.jp/guide/vietnamese/annai.html
	名東高等学校	○							https://www.nagoya-c.ed.jp/school/meito-h/en/index.php
	名古屋商業高等学校	○							https://www.nagoya-ch.ed.jp/pages/english/english.html
	名古屋市科学館	○							http://www.ncsm.city.nagoya.jp/en/index.html
	名古屋市博物館	○	○	○		○			https://www.museum.city.nagoya.jp/language/english/index.html https://www.museum.city.nagoya.jp/language/chinese/index.html https://www.museum.city.nagoya.jp/language/korean/index.html https://www.museum.city.nagoya.jp/language/spanish/index.html
	名古屋市蓬左文庫	○							https://housa.city.nagoya.jp/english/index.html
	名古屋市美術館	○	○	○					https://art-museum.city.nagoya.jp/
上下 水道局	名古屋市上下水道局公式ウェブサイト	○	○	○	○	○	○	○ (ベトナム語)	https://www.water.city.nagoya.jp/
交通局	名古屋市交通局	○	○ (簡体字・繁体字)	○	○	○	○	○ (タイ語・ベトナム語)	https://www.kotsu.city.nagoya.jp/

②外国語版パンフレット、刊行物

本市では、生活や市政等に関する各種パンフレットを多言語で作成し、配布している。
 ※令和4年11月1日から市公式ウェブサイト全体のAI翻訳を導入開始し、外国語版ページは運用を終了しています。

言語：英語(英)、中国語(中)、ハングル(ハ)、スペイン語(ス)、ポルトガル語(ポ)、フィリピン語(フィ)ほか（対応言語は冊子により異なる）

局名	担当部署	タイトル	言 語								ウェブサイト への 掲載有無
			英	中	ハ	ス	ポ	フィ	その他	日本語併記	
市会事務局	調査課	市会のしおり	○	○							×
防災管理危機局	危機対策課	国民保護についてご紹介します。	○	○	○	○	○	○	ベトナム語		○
市長室	広報課	なごやマイタウン								○ (英語)	○
総務局	市政資料館	名古屋市市政資料館	○	○	○						○
	統計課	統計でみた名古屋のスケッチ	○							○	○
	名古屋市立大学広報室	大学概要	○							○	○
	総合調整課	Chiune Sugihara's "Walk of Humanitarianism" (Jindo no michi) Route Map	○								×
	アジア・アジアバラ競技大会推進課	第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）PRチラシ	○								×
	アジア・アジアバラ競技大会推進課	2026アジア競技大会NAGOYAビジョン（概要版）	○	○					タガログ語 ネパール語 ベトナム語		×
財政局	資金課	Financial Conditions of the City of Nagoya	○								○
	税制課	日本における個人税制のてびき	○							○	○
	税制課	外国人のかたへ住民税の納税について	○	○	○	○	○		ベトナム語 ネパール語		○
スポーツ市民局	地域振興課	加入しませんか町内会・自治会	○	○	○	○	○	○			×
	消費生活課	名古屋市消費生活センター相談窓口案内チラシ	○	○				○	ベトナム語		×
	スポーツ施設課	中スポーツセンターリーフレット	○	○	○	○	○				×
	スポーツ施設課	中村スポーツセンタートレーニング室案内らし	○								×
	スポーツ施設課	中村スポーツセンター温水プール案内らし	○								×
	スポーツ施設課	露橋スポーツセンター案内らし	○								×
	スポーツ施設課	天白スポーツセンター案内らし	○	○							×
	スポーツ施設課	名東スポーツセンター プール・トレーニング室案内らし	○								×

局名	担当部署	タイトル	言 語								ウェブサイト への 掲載有無
			英	中	ハ	ス	ポ	フィ	その他	日本語併記	
スポーツ 市民局	スポーツ施設課	稲永スポーツセンター トレーニング室案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	緑スポーツセンター トレーニング室利用案内	○								×
	スポーツ施設課	緑スポーツセンター 温水プール利用案内	○								×
	スポーツ施設課	千種スポーツセンター トレーニング室案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	千種スポーツセンター 温水プール案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	千種スポーツセンター 利用案内リーフレット	○								×
	スポーツ施設課	東スポーツセンター 案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	東スポーツセンター プール案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	東スポーツセンター トレーニング室案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	鳴海プール案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	香流橋プール案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	富田北プール案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	黒川スポーツトレーニングセンター 案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	黒川スポーツトレーニングセンター トレーニング室案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	日本ガイシスポーツプラザ トレーニング室案内ちらし	○				○				×
	スポーツ施設課	日本ガイシスポーツプラザ 25m温水プール案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	日本ガイシアリーナ 50m温水プール案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	枇杷島スポーツセンター トレーニング室案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	枇杷島スポーツセンター 温水プール案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	北スポーツセンター トレーニング室・温水プール案内 ちらし	○								×
	スポーツ施設課	南陽プール 温水プール・トレーニン グ室案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	山田西プール 案内ちらし	○								×

局名	担当部署	タイトル	言語								ウェブサイトへの掲載有無
			英	中	ハ	ス	ポ	フィ	その他	日本語併記	
スポーツ市民局	スポーツ施設課	志段味スポーツランド トレーニング室案内ちらし	○								×
	スポーツ施設課	パロマ瑞穂スポーツパーク トレーニング室・プール・アーチェリー場・弓道場	○								×
	スポーツ施設課	昭和スポーツセンター 案内ちらし	○	○							×
	スポーツ施設課	テラスボ鶴舞	○	△	△						×
経済局	産業立地交流課	Grow in Growing NAGOYA	○								○
観光文化交流局	名古屋城総合事務所	名古屋城	○	○	○						○
	名古屋城総合事務所	名古屋城本丸御殿（リーフレット）	○	○	○						×
	名古屋城総合事務所	名古屋城本丸御殿（冊子）	○								×
	名古屋国際会議場	名古屋国際会議場施設案内	○							○	×
	名古屋観光コンベンションビューロー	NAGOYA NAVI	○	○	○						○
	名古屋観光コンベンションビューロー	Nagoya Sightseeing Guide	○	○	○				タイ語 ベトナム語		○
	名古屋観光コンベンションビューロー	Welcome to Nagoya	○						タイ語 ベトナム語		○
	名古屋観光コンベンションビューロー	NAGOYA Coffee Shop & Wagashi Shop MAP	○								○
	観光推進課	名古屋観光ルートバス（メーグル）	○	○	○						○
	観光推進課	Nagoya Local Food Guide（なごやめし案内）	○							○	×
	観光推進課	COSPLAY HOST TOWN GUIDE（コスプレホストタウン名古屋）	○								×
	名古屋市国際展示場	PORT MESSE NAGOYA Nagoya International Exhibition Hall	○							○	×
	名古屋市国際展示場	FLOOR GUIDE	○							○	×
	名古屋国際会議場	NAGOYA CONGRESS CENTER（案内リーフレット）	○								×
	名古屋国際会議場	NAGOYA CONGRESS CENTER（平面図）	○							○	×
	名古屋能楽堂	名古屋能楽堂案内リーフレット	○	○	○						×
	文化芸術推進課	UNESCO CREATIVE CITIES NETWORK MONITORING REPORT 2016	○								×

局名	担当部署	タイトル	言 語								ウェブサイト への 掲載有無
			英	中	ハ	ス	ポ	フィ	その他	日本語併記	
観光文化 交流局	文化芸術推進課	ユネスコ・デザイン都市なごや	○							○	×
	名古屋市公会堂	Outline & How to use Nagoya Civic Assembly Hall	○								×
	国際交流課	なごやマイタウン		○						○	×
	国際交流課	名古屋市PRリーフレット「留学するなら名古屋！」	○	○					ベトナム語	○	×
	国際交流課	区役所・支所でテレビ電話通訳が利用できます！	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		○
	国際交流課	外国人のみなさんに覚えてほしい！ 防災のポイント（地震）	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		○
	名古屋国際センター	名古屋国際センター紹介リーフレット	○							○	×
	歴史まちづくり推進課	YOKISO 揚輝荘	○								×
	歴史まちづくり推進課	Cultural Path Futaba Museum「文化のみち二葉館」案内リーフレット	○								○
	歴史まちづくり推進課	Cultural Path Shumoku Museum「文化のみち榎木館」案内リーフレット	○								×
	歴史まちづくり推進課	Cultural Path 文化のみち案内リーフレット	○								○
環境局	作業課	なごやのごみ減量・資源化ガイド	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語 ウルドゥー語		○
	作業課	資源・ごみ分別アプリ さんあ〜る(3R)	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		○
	工場課	名古屋市大江破砕工場	○								×
	工場課	名古屋市猪子石工場	○							○	×
	工場課	名古屋市鳴海工場	○	○	○						×
	工場課	名古屋市五条川工場	○	○	○	○				○	×
	工場課	名古屋市富田工場	○	○	○	○					×
	工場課	名古屋市北名古屋工場	○								×
	環境企画課	生物多様性2050 なごや戦略(普及版)	○								×
	資源循環推進課	事業系ごみ・資源の分け方、出し方	○	○	○	○	○	○			○
	大気環境対策課	建設・解体工事を施工される皆様へ	○	○							○

局名	担当部署	タイトル	言語								ウェブサイトへの掲載有無
			英	中	ハ	ス	ポ	フィ	その他	日本語併記	
環境局	大気環境対策課	生活騒音防止リーフレット	○	○					ベトナム語		○
健康福祉局	介護保険課	介護保険制度のパンフレット	○	○	○	○	○			○	○
	感染症対策課	HIV/エイズ性感染症検査	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 インドネシア語		○
	保護課	生活保護のしおり	○	○			○		韓国語 タガログ語	×	×
	保険年金課	名古屋市国民健康保険のてびき	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語	○	○
	保険年金課	名古屋市の国民健康保険のてびき (概略版)	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語 シンハラ語 インドネシア語 クメール語 タイ語 ビルマ語		×
	医療福祉課	子ども医療費助成のご案内	○	○	○		○	○			×
	医療福祉課	ひとり親家庭等医療費助成のご案内	○	○	○		○	○			×
	衛生研究所	Nagoya City Public Health Research Institute	○								×
子ども青少年局	保育運営課	保育園のしおり	○	○	○	○	○	○			×
	保育運営課	健康診断と入園式のご案内	○	○		○	○				×
	保育運営課	保育料納入のおしらせ	○	○		○	○				×
	保育運営課	災害共済給付加入同意書	○	○	○	○	○				×
	保育運営課	保育料は便利な口座振替で	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		×
	保育運営課	幼児給食費の納入について	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		×
	子育て支援課	母子健康手帳	○	○	○	○	○		タガログ語 ベトナム語 ネパール語	○	×
	子育て支援課	赤ちゃん訪問事業のチラシ	○	○	○		○	○	ベトナム語 ネパール語	○	×
	子育て支援課	赤ちゃん訪問事業の事前連絡票	○	○	○		○	○	ベトナム語 ネパール語	○	×
	子育て支援課	赤ちゃん訪問事業の活動案内票	○	○	○		○	○	ベトナム語 ネパール語	○	×
	子育て支援課	赤ちゃん訪問事業の不在者連絡票	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		×
	子育て支援課	産前・産後ヘルプ事業チラシ	○								×
	子育て支援課	離乳期の食べ物	○	○							×

局名	担当部署	タイトル	言語								ウェブサイトへの掲載有無
			英	中	ハ	ス	ポ	フィ	その他	日本語併記	
子ども青少年局	子育て支援課	赤ちゃんの食事	○	○							×
	保育企画課	保育利用の手続きについて	○	○	○	○	○	○			×
	保育企画課	「病児・病後児デイケア事業」のご案内	○	○	○	○	○	○			×
	保育企画課	一時保育のご案内	○	○	○	○	○	○			×
	保育企画課	休日保育事業のご案内	○	○	○	○	○	○			×
	保育企画課	幼児教育・保育無償化に関するパンフレット	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		×
	放課後事業推進課	トワイライトスクールへの参加募集について	○	○	○	○	○	○			×
	放課後事業推進課	トワイライトルームへの参加募集について	○	○	○	○	○	○			×
住宅都市局	名古屋市住宅供給公社	名古屋市営住宅使用のしおり	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語	○	×
	名古屋市住宅供給公社	入居者募集総合案内	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		×
	名古屋ガイドウェイバス(株)	ゆとりーとラインの概要や新交通システムの紹介	○								○
	愛知高速交通㈱	リニモ体験乗車パンフレット	○								×
	名港開発振興課	歴史・景観ガイドマップ	○								×
緑政土木局	東山動植物園	東山動植物園	○	○ (簡体字・繁体字)	○		○				○
	東山動植物園	東山動植物園PRパンフレット	○								○
	東山スカイタワー	東山スカイタワー	○	○	○						○
	緑地利活用課	白鳥庭園	○	○							○
	河川計画課	堀川の歴史	○								○
	緑地利活用課	徳川園	○	○	○		○				○
	都市農業課	野鳥観察館	○								○
	緑地利活用課	鶴舞公園	○								○
教育委員会	学事課	就学援助のお知らせ	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		○
	学事課	特別支援教育就学奨励費のお知らせ	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		○

局名	担当部署	タイトル	言 語								ウェブサイト への 掲載有無
			英	中	ハ	ス	ポ	フィ	その他	日本語併記	
教育委員会	学事課	入学準備金貸付制度チラシ	○	○	○	○	○	○			×
	学事課	名古屋市奨学金申請案内	○	○	○	○	○	○	ネパール語		×
	義務教育課	こんにちは（児童生使用会話集）	○	○	○	○	○	○		○	×
	義務教育課	ようこそなごやへ（保護者用ガイドブック）		○	○	○	○	○		○	×
	義務教育課	なごやっ子防災ノート	○	○	○	○	○	○			×
	科学館	名古屋市科学館見学ガイド	○	○	○	○	○		フランス語 ドイツ語		○
	美術館	名古屋市美術館リーフレット	○	○	○						○
	博物館	名古屋市博物館リーフレット	○								×
	蓬左文庫	名古屋市蓬左文庫リーフレット	○	○	○		○				○
	鶴舞中央図書館	名古屋市鶴舞中央図書館リーフレット	○								×
	鶴舞中央図書館	図書館利用案内		○							×
	中村図書館	図書館利用案内	○								×
	中川図書館	図書館利用案内	○								×
	港図書館	港図書館利用案内	○	○			○				○
	楠図書館	Kusunoki Library	○								×
	富田図書館	図書館利用案内	○								×
	南陽図書館	Nagoy City Nanyo Library 名古屋市南陽図書館	○							○	×
	文化財保護課	歴史の里しだみ古墳群まるわかりガイド	○	○	○				繁体字 タイ語		×
消防局	総務課	名古屋の防火防災ガイド	○	○	○	○	○	○	ベトナム語	○	○
水道上下局	広報サービス課	なごやの水道・下水道	○								○
交通局	営業課	名古屋市バス地下鉄ガイド	○	○	○		○			○	×
	乗客誘致推進課	なごや得ナビ	○								○

局名	担当部署	タイトル	言 語								ウェブサイト への 掲載有無
			英	中	ハ	ス	ポ	フィ	その他	日本語併記	
交通 局	乗客誘致推進課	都心ループバスC-758系統ガイドMAP	○								○
千 種 区	千種区地域力推進課	千種区多文化共生推進パンフレット	○	○	○				ネパール語 ベトナム語		×
	千種区地域力推進課	ウェルカムリーフレット	○	○	○	○	○	○	ネパール語 ベトナム語		×
	千種区民生子ども課	千種区子育て応援ガイド	○	○					ネパール語 ベトナム語		○
中 区	中区地域力推進課	中区多文化共生推進パンフレット	○	○	○			○	ネパール語 ベトナム語		○
	中区民生子ども課	赤ちゃん訪問のちらし	○	○	○	○	○	○	ネパール語 ベトナム語		×
熱 田 区	熱田区地域力推進課	熱田区紹介冊子	○	○						○	×
港 区	港区地域力推進課	地震と津波	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語		○
	港区地域力推進課	なごや港区子育てチャート	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語 ウルドゥー語 タイ語	○	○
	港区地域力推進課	保育所・幼稚園の入り方	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語 ウルドゥー語 タイ語	○	○
	港区地域力推進課	使おう！日本語～生活をするとき～	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語 ウルドゥー語	○	○
	港区地域力推進課	使おう！日本語～子どもを育てるとき など～	○	○	○	○	○	○	ベトナム語 ネパール語 ウルドゥー語	○	○
	港区保健予防課	みんなと学ぼうさいBOOK	○	○	○	○	○		ベトナム語 ネパール語 ウルドゥー語		×
緑 区	緑区観光推進協議会 (事務局：緑区地域力推進 課)	みどりPHOTOもっと（観光リーフ レット）	○								×
	緑区観光推進協議会 (事務局：緑区地域力推進 課)	英語版緑区散策マップ	○								×

③外国語版DVD・ビデオ

本市では、各局の事業を紹介するDVDやビデオを多言語で作成し、一部貸出を行っている。

言語：英語、中国語、ハングル、スペイン語（対応言語は種類により異なる）

局名	担当部署	タイトル	言語				仕様	貸出
			英語	中国語	ハングル	スペイン語		
総務局	アジア・アジアパラ競技大会推進課	第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）PR動画	○	○			DVD 3分半/30秒	○
観光文化交流局	名古屋国際センター	名古屋国際センター事業紹介DVD					DVD 8分	ー
	名古屋観光コンベンションビューロー	COOL! NAGOYA	○	○	○		You Tube	ー
環境局	工場課	大江破砕工場概要	○				DVD 15分	ー
	工場課	猪子石工場概要	○				DVD 13分	ー
	工場課	富田工場概要	○	○			ブルーレイ 10分	ー
	工場課	五条川工場概要	○				DVD 14分	ー
	工場課	鳴海工場概要	○				DVD 15分	ー
	工場課	北名古屋工場概要	○				DVD 12分	ー
住宅都市局	交通事業推進課	ガイドウェイバス志段味線の概要	○				DVD 17分	ー
	市街地整備課	名古屋の街づくり (復興土地区画整理事業の記録)	○				ビデオ・DVD 53分	ー
	交通企画・モビリティ都市推進課	リニモの紹介	○				DVD 約5分(ショート) 約9分(ロング)	ー
委員会 教育	文化財保護課	志段味古墳群 歴史の里	○		○		DVD 14分	ー
千種区	地域力推進課	Life in Chikusaku「千種区の生活ルール・紹介動画」	○	○			YouTubeで公開 (他ベトナム語・フィリピン語・ネパール語)	ー
緑区	緑区観光推進協議会 (事務局：緑区地域力推進課)	いろとりどり緑区	○				DVD 約3分 (30秒版有)	ー

5 国際貢献

(1) 国際協力

① 国際協力機構（JICA）を通じた事業

ア 令和5年度 研修生の受入実績

局名	人数	期間	分野	相手国
上下水道局	7	33 日	水道	ブラジル2名、カンボジア1名、エジプト1名、エルサルバドル1名、ヨルダン1名、フィリピン1名
	4	1 日	水道 下水道	メキシコ合衆国
	6	13 日	水道 下水道	メキシコ合衆国
計	17			

イ 令和5年度 行政職員・技術職員の派遣実績

局名	人数	期間	分野	相手国
上下水道局	3	12 日	水道 下水道	メキシコ合衆国
	3	13 日	水道 下水道	メキシコ合衆国
計	6			

ウ 国際協力機構（JICA）発行の社会貢献債購入

本市の積立基金の運用の一環として、JICA発行の社会貢献債を平成28年9月に10年債4億円、30年債3億円、平成29年6月に20年債6億円、12月に20年債2億円、平成30年12月に20年債5億円、令和5年6月に20年債3億円をそれぞれ購入した。この債券の購入を通じ、途上国向けの円借款や海外投融資といったJICAの活動に貢献している。

② それ以外の事業（公所や関係施設で実施したものも含む）

ア 令和5年度 行政職員・技術職員の派遣実績

実績なし

イ 外国において発生した災害に対する見舞金・救援金の贈呈

風水害、地震、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により被害を受けた外国又は外国都市に対して見舞金、救援金を贈呈する。

贈呈基準等

- a. 日本国外において発生したもので、死者・行方不明者数が 5,000 人以上の被害の生じた災害については、見舞金の額は、原則 1,000 千円とし、在日大使館等を通じて贈呈する。また、救援金は、日本赤十字社の対応に準じ、市職員及び市民より募集する。寄せられた救援金は、日本赤十字社を通じて贈呈する。
- b. 日本国外において発生したもので、死者約 1,000 人以上、死者・行方不明者数が 5,000 人未満の被害の生じた災害については、救援金は、日本赤十字社の対応に準じ、市職員及び市民より募集する。寄せられた救援金は、日本赤十字社を通じて贈呈する。
- c. 日本国外において発生したもので、死者約 1,000 人未満の被害の生じた災害については、日本赤十字社の救援金受付口座が開設されている場合は、その口座を案内するものとする。また、国際交流団体などが募金箱を設置している場合で送付先が日本赤十字社のものについては、あわせて案内するものとする。
- d. 上記にかかわらず、本市と交流のある外国又は外国都市で災害が起きた場合等市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

過去の贈呈状況

	災害等発生年月	贈呈額*	(うち見舞金)
スマトラ沖地震・津波 (インドネシア、スリランカ、タイ)	H16. 12	6,572,838 円	(3,000,000 円)
米国・ハリケーン・カトリーナ	H17. 8	1,985,836 円	(1,000,000 円)
パキスタン等大地震	H17. 10	2,526,415 円	(1,000,000 円)
インドネシア・ジャワ島中部地震	H18. 5	2,822,820 円	(1,000,000 円)
ミャンマー・サイクロン	H20. 5	3,343,332 円	(1,000,000 円)
中国大地震	H20. 5	3,642,156 円	(1,000,000 円)
メキシコ新型インフルエンザ	H21. 4	1,000,000 円	(1,000,000 円)
ベトナム台風及びスマトラ沖地震	H21. 9	85,936 円	—
ハイチ大地震	H22. 1	2,972,426 円	(1,000,000 円)
チリ大地震	H22. 2	1,332,924 円	—
フィリピン・台風 30 号	H25. 11	1,995,366 円	(1,000,000 円)
ネパール大地震	H27. 4	2,686,716 円	(1,000,000 円)
メキシコ中部地震	H29. 9	1,122,573 円	(1,000,000 円)
インドネシア・スラウェシ島地震	H30. 9	367,069 円	—
オーストラリア森林火災	R1. 9	8,348,880 円	—
ハイチ地震	R3. 8	304,967 円	—
パキスタン洪水	R4. 6	203,245 円	—
アフガニスタン地震	R5. 2	204,937 円	—
トルコ・シリア地震	R5. 2	1,502,686 円	(1,000,000 円)
モロッコ地震	R5. 9	360,854 円	—
リビア洪水	R5. 9	206,317 円	—
アフガニスタン地震	R5. 10	209,589 円	—

*贈呈額・・・見舞金、救援金の合計額

ウ 書き損じはがきによる国際貢献

識字教育を支援する“世界寺子屋運動”の名古屋実行委員会の事務局として、公益財団法人名古屋国際センターでは書き損じはがき（年賀状・官製はがき等）の回収を行っている。本市では、国際化推進会議幹事会を通じて、職員から書き損じはがき等を収集し、国際貢献に寄与している。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本市分有効 回収枚数	1, 330	2, 710	796	3, 072	2, 476

（２）留学生施策

① 留学生交流促進

- ・名古屋の文化体験・発信事業

留学生に地域の伝統文化や産業等に触れる機会を創出するとともに、日本人学生らとの交流の機会を設け、留学生生活を充実させることで、留学生の定着を図り、留学生の誘致促進、留学生のネットワーク形成を促す。

② 国際留学生会館の運営（名古屋国際センター）

宿舍の提供や情報提供、地域住民との各種交流事業等の国際留学生会館の運営を支援する。

（参照）P.79 国際化推進施設

IV 国際化推進施設

1 名古屋国際センター

(1) 施設の概要

名古屋国際センターは、名古屋地域における国際交流の総合拠点施設として、昭和 59 年 10 月 12 日に開設され、翌日から一般の利用に供された名古屋市の「公の施設」である。

同センターは、泥江地区市街地再開発事業の一環として昭和 57 年 4 月 8 日着工、昭和 59 年 6 月 30 日竣工した地下 3 階、地上 26 階、高さ 102m の当時中部地域で最も高い建築物である名古屋国際センタービル(工費 128.8 億円、建築面積 1,502.54 m²、延床面積 46,946.69 m²)のうち 2 階の 1 室、3 階、4 階及び 5 階の全室、並びにホール(昭和 58 年 12 月 1 日着工、昭和 59 年 9 月 30 日竣工)を含めた総称である。

名古屋市は名古屋国際センターの指定管理者に公益財団法人名古屋国際センターを指定している。

(2) 経緯

昭和 52 年 12 月	「名古屋市基本構想」議決
昭和 53 年	国際文化村構想
昭和 54 年 3 月 17 日	国際文化村懇談会(第 1 回)開催
昭和 55 年 1 月	「名古屋市基本計画」策定
同年 2 月 26 日	国際文化センター懇談会(第 2 回)の開催
昭和 56 年 8 月 26 日	国際文化センター懇談会(第 3 回)の開催
昭和 57 年 4 月 8 日	泥江再開発ビル(名古屋国際センタービル)着工
同年 9 月 9 日	国際文化センター懇談会(第 4 回)の開催
昭和 58 年 3 月 30 日	国際文化センター設立推進委員会 (委員長 本城和彦 (財)国際開発センター理事)開催
同年 4 月 21 日	国際文化センター設立推進委員会幹事会(座長 長峯晴夫近畿大学教授)開催
同年 7 月 11 日	名古屋国際センターに名称変更
同年 11 月 10 日	名古屋国際センター開設準備委員会(会長 本山政雄名古屋市長)発足
同年 12 月 1 日	開発準備委員会事務局、市計画局から秘書室へ所管替
同年 12 月 1 日	名古屋国際センターホール着工
昭和 59 年 4 月 3 日	名古屋国際センター条例公布
同年 6 月 30 日	名古屋国際センタービル竣工
同年 7 月 2 日	名古屋国際センター(本棟部分)、市計画局から秘書室へ所管替
同年 7 月 13 日	財団法人名古屋国際センター設立発起人会開催
同年 8 月 1 日	財団法人名古屋国際センター設立(外務大臣許可)、法人登記
同年 9 月	名古屋国際センター設立推進委員会、名古屋国際センターの運営等について答申
同年 9 月 30 日	名古屋国際センターホール竣工
同年 10 月 1 日	名古屋国際センターホール、市計画局から秘書室へ所管替
同年 10 月 12 日	名古屋国際センター開設
同年 10 月 13 日	名古屋国際センター一般公開

Ⅳ 国際化推進施設

平成 18 年 4 月 1 日	指定管理者制度への移行に伴い、財団法人名古屋国際センターを指定管理者に指定
平成 22 年 4 月 1 日	財団法人名古屋国際センターを指定管理者に指定
平成 26 年 4 月 1 日	公益財団法人名古屋国際センターを指定管理者に指定
平成 28 年 4 月 1 日	名古屋国際センターを市長室から観光文化交流局へ所管替
平成 30 年 4 月 1 日	公益財団法人名古屋国際センターを指定管理者に指定
令和 5 年 4 月 1 日	公益財団法人名古屋国際センターを指定管理者に指定

(3) 主な施設内容

名古屋国際センターの面積4,131.14㎡

{	センタービル延面積	3,095.66 ㎡
	センターホール延面積	1,035.48 ㎡

区 分	階	面 積 等	用 途 等
ボランティア ルーム	2 階	61 ㎡	ボランティアの活動場所、民間国際交流団体がミーティングや行事等の準備に使用
情報サービス コーナー	3 階	226 ㎡	情報カウンターでの相談受付、通信機器による情報提供、掲示・閲覧物による情報提供
資 料 室	3 階	258 ㎡	国際理解や国際協力に関する図書、各国を紹介する図書、日本紹介図書等の閲覧・貸出
親 子 絵 本 コーナー	3 階	75 ㎡	世界の絵本の閲覧・貸出、外国語での絵本の読み聞かせに利用
読 書 室	3 階	101 ㎡	外国人に人気の高いペーパーバックスの配架、貸出
研修室 2 室	3 階	106 ㎡、77 ㎡	海外事情講座、研修会その他、会議・ミーティング等に利用
展示室 3 室	4 階	112 ㎡(2 室)、234 ㎡	写真展、作品展その他に利用
研 修 室	4 階	77 ㎡	海外事情講座、研修会その他、会議・ミーティング等に利用
会議室 6 室	5 階	54 ㎡～182 ㎡	国際会議から小規模なミーティングまで、多種多様な会議等に利用
和 室	5 階	12.5 畳	小規模のミーティング等に利用
ホ ー ル	別棟	250 ㎡	国際会議、シンポジウム、講演会、映画会、レセプション等に利用

(4) 利用実績

年 度	入 館 者 数	貸 出 施 設 利 用 件 数	情報カウンター 問い合わせ件数	貸出施設利用率 (区分ベース)
31	53,195	8,045	8,901	54%
R2	14,907	3,507	9,604	27%
R3	21,942	5,017	8,459	34%
R4	26,661	7,182	9,592	48%
R5	30,670	7,534	10,468	50%

(5) 公益財団法人名古屋国際センター

① 法人の概要

- ア 所在地 名古屋市中村区那古野一丁目 47 番 1 号
- イ 設立年月日 昭和 59 年 8 月 1 日
- ウ 基本財産（平成 31 年 4 月 1 日現在） 3 億 4,520 万円（うち名古屋市出捐 3 億 2,130 万円）

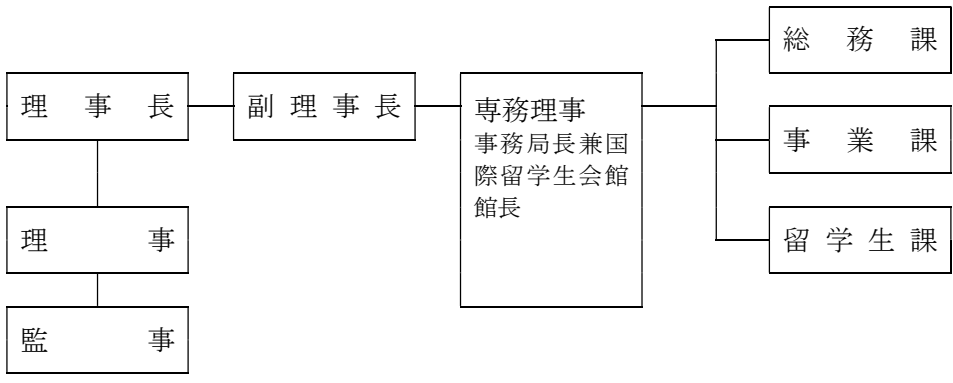
平成 2 年 1 月 23 日 財団法人名古屋国際センターが自治大臣により地域国際化協会として認定
平成 6 年 8 月 1 日 財団法人名古屋国際センターが外務大臣により特定公益増進法人として認定
平成 13 年 4 月 1 日 国際留学生会館（旧財団法人国際留学生会館）を財団法人名古屋国際センターに統合
平成 19 年 4 月 1 日 外壁改修工事のため、国際留学生会館を臨時休館（平成 20 年 3 月 31 日まで）
平成 23 年 4 月 1 日 公益財団法人名古屋国際センターへ移行

エ 役員 (令和 6 年 4 月現在)

理事長	眞野 隆 久	
副理事長	遠 藤 剛	名古屋市観光文化交流局部長（都市魅力・国際都市化担当）
専務理事	高 木 俊 孝	公益財団法人名古屋国際センター 事務局長兼国際留学生会館館長
理事	伊 藤 毅	名古屋市上下水道局担当部長（技術部門イノベーション担当） （前名古屋市観光文化交流局参事（都市魅力・国際都市化担当））
理事	遠 藤 和 重	国際連合地域開発センター 所長
理事	小 池 若 雄	独立行政法人国際交流基金 国際対話部 事業第 1 チーム長
理事	上 町 透	独立行政法人国際協力機構中部センター 所長
理事	陣 内 さ ゆ り	公益財団法人愛知県国際交流協会 常任理事兼事務局長
監事	後 藤 貞 明	後藤公認会計士事務所 所長（公認会計士・税理士）
監事	田 中 豊	名古屋商工会議所 常務理事・事務局長

(敬称略)

オ 機構図



② 設立の目的

名古屋を中心とした地域の歴史、文化、その他の特性を活かして、市民の国際理解及び多文化共生を推進する事業を行うことにより、市民レベルの相互理解に基づく多文化共生社会の形成を促進し、誰もが共に豊かに安心して暮らせる社会の実現に努め、もって普遍的な国際平和に寄与することを目的とする。

③ 事業内容

- ア 市民に対して外国に関する情報等を提供するとともに、外国人等からの生活全般に関する相談に応じる事業
- イ 語学や多文化共生等に関する講座、研修会等を開催する事業
- ウ 地域の国際化の推進に取り組む団体等との協働により講座等を開催するとともに、その活動を支援する事業
- エ 地域に暮らす外国人と市民との相互理解を図るイベント等を行う事業
- オ 留学生に対する宿舍の提供、相談等の支援を行うとともに、留学生と市民との交流を図る事業
- カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- キ 名古屋国際センター等の国際交流施設の管理及び運営
- ク その他公益目的事業を推進するために必要な事業

④ 令和5年度決算書（正味財産増減計算書より抜粋）（令和5年4月1日から令和6年3月31日）

科 目	金 額
I 一般正味財産増減の部	円
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
基本財産運用益	4,353,941
特定資産運用益	166,655
その他固定資産運用益	1,069,300
受取会費	2,769,484
事業収益	474,395,653
受取補助金等	88,068,721
受取寄付金	27,801,207
雑収益	672,882
経常収益計	599,297,843
(2) 経常費用	
事業費	502,309,877
管理費	56,900,206
経常費用計	559,210,083
評価損益等調整前当期経常増減額	40,087,760
特定資産評価損益等	△ 340,500
投資有価証券評価損益等	△ 1,145,640
評価損益等計	△ 1,486,140
当期経常増減額	38,601,620
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
経常外収益計	0
(2) 経常外費用	
経常外費用計	0
当期経常外増減額	0
当期一般正味財産増減額	38,601,620
一般正味財産期首残高	296,157,103
一般正味財産期末残高	334,758,723
II 指定正味財産増減の部	
受取補助金等	0
基本財産運用益	4,353,941
一般正味財産への振替額	△ 32,696,401
当期指定正味財産増減額	△ 28,342,460
指定正味財産期首残高	895,124,614
指定正味財産期末残高	866,782,154
III 正味財産期末残高	1,201,540,877

2 国際留学生会館

(1) 施設の目的

愛知県内の大学などに在学する外国人留学生に宿泊施設の提供、研修、相談、情報提供等の事業を行うほか、市民との交流事業等を実施し、留学生に対する理解を深めて当地の受入れ体制を築く。

(2) 施設の特徴

- ① 地方公共団体(名古屋市・愛知県の共同設置)が建設した初めての留学生施設である。
- ② 公益財団法人名古屋国際センターが所有、管理・運営する。
- ③ 宿泊施設の提供のほか、留学生に対する研修・相談・情報提供、地域住民との交流事業などを行い、留学生センター的な機能を持つ。

(3) 施設の概要

- ① 所在地 名古屋市港区港栄二丁目2番29号(名古屋市港保健センターとの複合施設)
- ② 敷地面積 1,580 m²
- ③ 建築面積 1,196 m²
- ④ 延床面積 3,824 m²(施設全体 6,804 m²)
- ⑤ 規模 11階建(留学生会館4～11階、港保健所1～3階)
- ⑥ 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ⑦ 宿泊定員 100名(単身室 80名 月額20,000円、夫婦室 20名 月額25,000円)
- ⑧ 開館 平成2年4月1日

(4) 主な施設内容

区 分		面 積	室数	用 途 等
居室	単 身 室	18 m ²	80 室	単身用 夫婦用 炊事設備、ユニットバス、 インターネット設備完備
	夫 婦 室	36 m ²	10 室	
共用施設	ソーシャルルーム	163 m ²	1 室	レクリエーション・交流親睦事業等 研修、会議、ガイダンス、セミナー等 留学生への情報提供、相談対応等
	研 修 室	52～56 m ²	3 室	
	インフォメーションカウンター (兼事務室)	68 m ²	1 室	
	和 室	50 m ²	1 室	茶道、華道等の日本伝統文化の紹介、ゲスト ルーム利用等 留学生用参考図書等 歓談、応接等 軽スポーツ等(保健所と共有)
	資 料 室	25 m ²	1 室	
	ロビー、ラウンジ	122 m ²	—	
	体 育 室	202 m ²	1 室	

(5) 主な事業

宿泊事業	1 入居者の募集及び選考 2 オリエンテーションの実施 3 歓迎会等の実施
研修事業	1 留学生向け講座の開催(日本文化理解講座) 2 日本文化紹介事業
就職支援事業	1 就職支援セミナー、就職相談、模擬面接など
情報提供・ 相談事業	1 奨学金やアルバイト等の情報提供 2 面接や電話等で学業や生活上の相談

IV 国際化推進施設

交流事業	1 日本人向け講座の開催（外国語講座、外国事情紹介講座など） 2 登録ボランティア制度の活用 3 地域住民との交流
会館元入居者のネットワーク化促進事業	1 現状調査 2 会館元入居者のネットワーク活性化・深化
その他の事業	1 居住留学生の地域貢献活動

3 名古屋市公館

(1) 施設の目的

市民に名古屋市の姉妹友好都市交流のあゆみと現状を紹介し、国際的な雰囲気に関心する場を提供するとともに、国際会議や式典など内外賓客との交歓の場として機能するものである。

(2) 施設の概要

- ① 所在地 名古屋市中区三の丸三丁目2番5号
- ② 敷地面積 3,667.68 m²
- ③ 建築面積 1,281.41 m²
- ④ 延床面積 6,557.26 m²
- ⑤ 規 模 地下1階・地上5階
- ⑥ 構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ⑦ 開 館 平成元年7月5日

(3) 主な施設内容

区 分	階	面積等	席 数 等	用 途 等
国際交流展示室	地下1階	383.15 m ²		姉妹友好都市等との交流記念品の展示、姉妹友好都市の紹介等を行う場。
レセプションホール	1階	303.26 m ²	立食形式で約200人 正餐形式で約100席 講演会形式で約200席	姉妹友好都市からの親善使節歓迎宴や市の各種式典、表彰式、会議の場。
特別会議室	3階	141.80 m ²	28席	内外賓客との会議、懇談等の場。
和室	3階	184.05 m ² (和室は20畳)	12席	茶室を含み日本的な雰囲気の中で、内外賓客の応接、懇談を行う場。
大会議室	4階	281.40 m ²	32席	自治体の首長会議、各種審議会等市の重要会議の場。
小会議室	4階	146.26 m ²	54席	内外賓客との会議、懇談等の場。
駐車場	地下1階	20台分		

I 在 名 外 国 人

資料編

1 国籍別外国人住民数

(単位：人) (各年12月末現在)

区 別	国籍別 年	中国	韓国又 は朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	ブラジル	米国	台湾	インドネシア	その他	合計
	年											
千種区	3 年	1,759	1,169	949	396	444	56	161	109	85	716	5,844
	4 年	1,985	1,166	769	406	758	57	178	128	98	1,031	6,576
	5 年	2,158	1,146	657	431	845	60	179	109	106	1,187	6,878
東区	3 年	1,230	767	252	361	183	57	60	84	35	351	3,380
	4 年	1,314	752	250	355	287	54	60	87	44	453	3,656
	5 年	1,393	747	253	371	337	51	54	88	66	482	3,842
北区	3 年	1,465	1,217	536	1,093	603	150	61	73	58	480	5,736
	4 年	1,445	1,193	554	1,116	773	149	56	78	115	618	6,097
	5 年	1,474	1,158	614	1,153	972	154	55	82	175	700	6,537
西区	3 年	884	817	470	445	406	130	92	45	32	401	3,722
	4 年	894	822	516	487	497	125	84	50	55	518	4,048
	5 年	912	792	623	508	529	129	83	76	98	616	4,366
中村区	3 年	1,090	1,242	969	347	975	66	50	60	39	468	5,306
	4 年	1,187	1,221	955	377	1,478	81	57	74	69	629	6,128
	5 年	1,229	1,220	909	395	1,839	94	64	86	106	749	6,691
中区	3 年	2,446	1,001	751	1,834	885	177	157	153	75	817	8,296
	4 年	2,527	964	738	1,867	1,486	189	152	154	84	969	9,130
	5 年	2,635	953	765	2,010	1,704	191	200	173	95	1,110	9,836
昭和区	3 年	1,476	590	385	211	147	43	76	64	87	749	3,828
	4 年	1,680	620	411	222	230	49	124	84	129	1,004	4,553
	5 年	1,641	613	413	243	282	42	126	101	158	1,037	4,656
瑞穂区	3 年	746	512	128	202	40	89	49	41	19	224	2,050
	4 年	781	491	126	194	119	78	46	48	27	257	2,167
	5 年	823	485	137	187	111	67	46	50	35	323	2,264

区 別	国籍別 年		中国	韓国又 は朝鮮	ベトナム	フィリピン	ネパール	ブラジル	米国	台湾	インドネシア	その他	合計
熱田区	3 年		564	389	347	181	93	131	53	40	26	276	2,100
	4 年		578	354	385	198	154	127	49	39	56	337	2,277
	5 年		659	357	472	206	211	135	46	35	74	358	2,553
中川区	3 年		1,763	1,505	1,014	830	423	507	50	73	81	790	7,036
	4 年		1,725	1,488	1,152	855	631	541	51	74	119	935	7,571
	5 年		1,825	1,442	1,336	928	842	546	55	76	249	1,063	8,362
港区	3 年		2,093	1,231	1,108	1,011	235	1,544	22	26	101	1,698	9,069
	4 年		2,123	1,156	1,154	1,098	508	1,514	23	39	201	1,990	9,806
	5 年		2,181	1,125	1,442	1,133	537	1,521	24	44	249	2,374	10,630
南区	3 年		1,607	1,217	1,101	843	263	437	29	25	95	502	6,119
	4 年		1,571	1,185	1,347	861	402	427	35	25	151	592	6,596
	5 年		1,613	1,157	1,552	916	490	458	32	28	260	640	7,146
守山区	3 年		986	1,323	493	476	238	175	47	23	50	467	4,278
	4 年		973	1,280	577	517	284	194	51	27	75	500	4,478
	5 年		1,009	1,241	716	551	349	202	56	27	144	589	4,884
緑区	3 年		1,804	845	934	532	148	414	38	39	121	516	5,391
	4 年		1,788	845	1,030	557	189	389	46	42	167	614	5,667
	5 年		1,832	825	1,165	568	207	383	48	39	246	637	5,950
名東区	3 年		1,256	728	216	318	86	83	123	90	62	592	3,554
	4 年		1,275	732	224	327	143	98	188	92	63	732	3,874
	5 年		1,353	718	308	351	154	95	207	100	100	731	4,117
天白区	3 年		1,067	748	369	297	164	131	82	55	63	385	3,361
	4 年		1,021	715	355	300	322	118	84	62	65	454	3,496
	5 年		1,073	672	471	322	402	106	79	66	102	504	3,797
計	3 年		22,236	15,301	10,022	9,377	5,333	4,190	1,150	1,000	1,029	9,432	79,070
	4 年		22,867	14,984	10,543	9,737	8,261	4,190	1,284	1,103	1,518	11,633	86,120
	5 年		23,810	14,651	11,833	10,273	9,811	4,234	1,354	1,180	2,263	13,100	92,509

名古屋市スポーツ市民局住民課調べ

2 外国人留学生（各年度5月1日現在）

(1) 外国人留学生数

(単位：人)

	年 度	1	2	3	4	5
区 分						
※1	名古屋 市	4,483	3,872	3,458	3,489	3,824
※2	名古屋市（専修、日本語教育機関等含む）	12,420	9,004	6,509	6,623	8,449
※1	愛 知 県	7,036	6,262	5,731	5,749	5,885
※2	全 国	146,041	136,133	129,258	127,512	138,357
※2	全国（専修、日本語教育機関等含む）	312,214	279,597	242,444	231,146	279,274

※1 愛知県留学生交流推進協議会調べ（名古屋市の人数については、市内にある大学（短大を含む）に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。）

※2 独立行政法人日本学生支援機構調べ（名古屋市の人数については、学校所在地を名古屋市として回答した学校に在学している者であり、市内に住所を有する者を意味しない。）

(2) 市内大学別留学生数

(単位：人)

大学名	年 度	1	2	3	4	5
名 古 屋 大 学		2,038	1,871	1,937	2,039	2,135
名 古 屋 工 業 大 学		354	345	307	242	239
名 古 屋 市 立 大 学		129	148	155	162	161
愛 知 大 学		252	246	219	225	219
愛 知 東 邦 大 学		15	24	31	18	19
金 城 学 院 大 学		36	20	7	7	11
椋 山 女 学 園 大 学		17	10	2	3	8
大 同 大 学		-	-	2	7	9
中 京 大 学		128	130	138	129	126
同 朋 大 学		14	12	10	9	5
豊 田 工 業 大 学		6	9	3	2	5
名 古 屋 音 楽 大 学		17	17	19	15	11
名 古 屋 学 院 大 学		76	48	31	35	42
名 古 屋 造 形 大 学		-	-	-	-	47
南 山 大 学		258	251	204	203	299
名 城 大 学		142	100	102	76	73
愛知学院大学短期大学部		-	-	-	-	1
名古屋女子大学短期大学部		-	-	-	-	1
名古屋文化短期大学		2	6	6	2	6
東京福祉大学名古屋キャンパス		999	635	285	315	406
国際ファッション専門職大学		-	-	-	-	1
計 （校数は留学生在籍校のみ）		16校 4,483	16校 3,872	17校 3,458	17校 3,489	21校 3,824

愛知県留学生交流推進協議会調べ

(注) 東京福祉大学名古屋キャンパスについては、平成30年度より算入している。

(注) 名古屋造形大学、愛知学院大学短期大学部、名古屋女子大学短期大学部、国際ファッション専門職大学については、令和5年度より算入している。

(3) 市内大学在学の国・地域別外国人留学生数

(単位：人)

国又は地域	年 度	1	2	3	4	5
中 国		1,926	1,841	1,906	1,828	1,843
台 湾		124	90	75	67	90
韓 国		308	300	279	311	324
イ ン ド ネ シ ア		110	104	98	102	95
タ イ		80	73	72	75	78
ネ パ ー ル		444	394	190	233	320
ベ ト ナ ム		541	310	162	141	135
マ レ ー シ ア		70	61	61	48	47
ア メ リ カ		99	82	27	37	161
そ の 他		781	617	588	647	731
計		4,483	3,872	3,458	3,489	3,824

愛知県留学生交流推進協議会調べ

(4) 経費別市内大学留学生数

(単位：人)

年 度	国費留学生	外国政府 派遣留学生	私費留学生等	合計
令和3年度	382	44	3,032	3,458
令和4年度	398	30	3,061	3,489
令和5年度	400	24	3,400	3,824

愛知県留学生交流推進協議会調べ

Ⅱ 国 際 会 議 等

1 都市別国際会議の開催件数 <令和4年上位10都市を記載>

	平成25 (2013)	平成26 (2014)	平成27 (2015)	平成28 (2016)	平成29 (2017)	平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)
東京 (23区)	531	543	557	574	608	645	561	63	3	134
京都市	176	202	218	278	306	348	383	26	4	70
横浜市	226	200	190	188	176	156	277	9	13	44
福岡市	253	336	363	383	296	293	313	15	0	33
札幌市	89	101	107	115	116	109	102	2	0	23
仙台市	77	80	221	115	120	116	136	10	1	23
名古屋市	⑥143	⑤163	⑥178	⑤200	⑤183	⑤202	⑥252	同列⑦9	同列⑫0	⑦21
神戸市	93	82	113	260	405	419	438	23	1	19
広島市	50	50	59	76	87	74	72	2	0	12
大阪市	172	130	139	180	139	152	204	9	0	11
全 国	2,427	2,590	2,847	3,112	3,313	3,433	3,621	222	29	553

(注) 1. 国際会議：日本を含む3ヶ国以上・50名以上の参加がある会議
(特定企業の利益を追求することを目的とした会議等を除く)

2. 名古屋の会議件数の前にある○内の数字は、その年における名古屋の日本国内順位を示す。

3. 令和2年および令和3年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、
各都市とも国際会議開催件数は大きく減少

4. 歴年統計

資料：日本政府観光局「2022年国際会議統計」

令和6年度に名古屋市内で開催される主なコンベンション(予定)

	会 議 名	会 期	内 容	参加者 (内海外・国数)	会 場
1	第44回日本脳神経外科コンgres 総会/ The 44th Annual Meeting of the Japanese Congress of Neurological Surgeons	5月9日～ 5月12日	日本脳神経外科コンgresは、脳神経外 科医の生涯教育と科学的研究による脳神 経外科学の進歩を通して、国民の健康・福 祉に貢献することを目的とした国際会議。	4,550人 (50人・3か国)	ポートメッセなごや
2	第23回乳幼児けいれん研究会国際 シンポジウム /The 23rd Annual Meeting of Infantile Seizure Society	5月30日～ 6月1日	新生児期から乳幼児期に発症するけいれ ん性疾患に焦点を当てた専門性の高い研 究会であり、ここでの議論を世界に発信し て行くというコンセプトのもと、年一回の ペースで乳幼児けいれんに関する様々な テーマを設定し開催されている国際会議。	380人 (180人・15か国)	名古屋国際会議場
3	第25回国際電気生理運動学会/ XXV Bi-ennial meeting of International Society for Electrophysiology and Kinesiology(ISEK2024)	6月26日～ 6月29日	電気生理学および運動学に関する最新知 見を、記念講演、シンポジウム、一般発 表、ワークショップなどを通して共有するこ とを目的とする国際会議。	500人 (400人・24ヶ国)	名古屋国際会議場
4	国際飛行検査シンポジウム2024 (IFIS2024)	7月8日～ 7月12日	飛行検査に係る技術情報共有と、「世界各 国の飛行検査関連機関による、技術情報 の交換、飛行検査実施方法に対する改善 の提案、新システムに対する飛行検査内 容の検討報告」などを目的とした国際会 議。	300人 (200人・40か国)	ポートメッセなごや
5	国際水頭症学会2024/ Hydrocephalus 2024	9月13日～ 9月16日	教育講演や発表を通して、水頭症に関連 する医学、工学の年次研究報告を行うこと を目的とした国際会議。	310人 (260人・30ヶ国)	ウインクあいち
6	第10回日韓医学物理学会学術合 同大会/ The 10th Japan-Korea Joint Meeting on Medical Physics	9月20日～ 9月22日	医学物理や放射線医学、境界医学の分野 の研究者による研究発表や各国の著名な 講演者による最新トピックの講演・教育セミ ナーを通して、医学物理学分野の国際的 学術交流を促進することを目的とした国際 会議。	500人 (150人・3か国)	名古屋国際会議場
7	第61回日豪経済合同委員会会義/ The 61 st Japan Australia joint business conference	10月23日 ～ 10月25日	両国の財界トップや政府高官が一堂に会 し、貿易・投資を中心に時代に即したテー マで、幅広く討議し、必要に応じて両国政 府へ提言も行う会議。	730人 (400人・1か国)	名古屋観光ホテル
8	第97回日本胃癌学会総会/ The 97th Annual Meeting of the Japanese Gastric Cancer Association	3月12日～ 3月14日	外科、内科、内視鏡、病理医などが集い、 胃癌治療に関する研究成果発表と活発な 議論、手術手技向上を目的とした教育講 演を実施する。また、医療機器の開発に携 わる企業および研究者も参加し、研究開発 の公表や意見交換を通じて、胃癌治療、手 術の技術向上につなげることを目的とした 国際会議。	2,000人 (200人・6か国)	名古屋コンベンション ホール

令和5年度に名古屋市内で開催された主なコンベンション(実績)

	会 議 名	会 期	内 容	参加者 (内海外・国数)	会 場
1	第14回日本プライマリ・ケア連合学会学術大会 The 14th Annual Conference of Japan Primary Care Association	5月12日～ 5月14日	プライマリ・ケアにおける学術研究の発表及び教育について大会長講演、特別講演、シンポジウム、教育講演、インタラクティブセッション、インタレストグループ、International Session、一般演題等を実施することを目的とする国際会議。	6,701人 (51人・12か国)	ポートメッセなごや
2	第38回日本脊髄外科学会／The 38th Annual Meeting of the Neurospinal Society of Japan (合同開催:The 14th Annual Meeting of Asia Spine joint meeting)	6月15日～ 6月17日	脊髄外科全般に関する臨床、研究および教育についての最新の研究成果を各国の臨床医、研究者が発表、討論することを目的とする国際会議。	720人 (108人・6ヶ国)	ウインクあいち (愛知県産業労働センター)
3	第38回宇宙線国際会議/The 38th International Cosmic Ray Conference(ICRC2023)	7月26日～ 8月3日	宇宙線物理学、ニュートリノ物理学、ガンマ線天文学、暗黒物質、およびこれらの分野の検出器技術に関わる研究成果を発表することを目的とする国際会議。	1,406人 (1,130人・54か国) うちリモート304人	名古屋大学豊田講堂、 野依記念学術交流館 ほか
4	第14回記憶認知応用研究学会定期総会/ The 14th Biennial Conference of the Society for Applied Research in Memory and Cognition(SARMAC XIV)	8月9日～ 8月12日	会員数約400名の学術団体としての隔年の研究発表大会として、数名の招待後援者による基調講演のほか、重要テーマに関するシンポジウムの開催、会員による研究発表(口頭／ポスター)を行い、記憶認知など人間の知的活動に関わる心理学的研究の司法、教育、公衆衛生などへの応用の推進を目的とする国際会議。	433人 (351人・27ヶ国)	ホテル名古屋ガーデン パレス
5	第25回国際木材加工セミナー/ 25th International Wood Machining Seminar	10月4日～ 10月7日	最先端の木材加工に関する研究成果を基調講演やポスター発表などを通して発表することを目的とする国際会議。	340人 (50人・9か国)	ポートメッセなごや
6	第24回日中韓三カ国環境大臣会合/ The 24th Tripartite Environment Ministers Meeting among Japan, Korea and China (TEMM24)	11月3日～ 11月4日	北東アジア地域及び地球規模の環境問題に関して、大臣間で率直な意見交換を行い、3か国の協力関係を強化することを目的とする国際会議。	255名 (50人・3か国)	名古屋コンベンション ホール

Ⅲ 在名古屋国際機関等一覧

1 外国公館等

(2024年4月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
在名古屋米国領事館	首席領事 マシュー・センザー	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル 6F	581-4501
在名古屋カナダ領事館	領事 デイヴィット・パデュー	〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目17-6 ナカトウ丸の内ビル 6F	972-0450
駐名古屋大韓民国総領事館	総領事 金星秀(キム ソンス)	〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目19-12	586-9221
中華人民共和国駐名古屋総領事館	総領事 楊 嫻 (ヤン シェン)	〒461-0005 名古屋市中区東桜2丁目8-37	932-1098
在名古屋トルコ共和国総領事館	総領事 ダムラ・ギュミュシュカヤ	〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目21-23 KSイセヤビル 4F	263-6200
在名古屋フィリピン共和国総領事館	総領事 ロイ バサーニェズ エクラ エラ	〒460-0008 名古屋市中区栄3-31-3	211-8811
在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	総領事 ルイス・フェルナンド・ア ボッチ・ガウヴォン	〒460-0002 名古屋市中区丸の内1丁目10-29 白川第8ビル 2F	222-1106
在名古屋ペルー共和国総領事館	総領事 ルイス・アルフレド・エス ピノサ・アギラル	〒460-0008 名古屋市中区栄2-2-23 アーク白川公園ビルディング 3F	209-7852
アリアンス・フランセーズ 愛知フランス協会	館長 オリヴィエ・オルティズ	〒464-0819 名古屋市中区千種区四ツ谷通2-13 ルーツストーンファーストビル 3F	781-2822
大韓貿易投資振興公社 (KOTRA) 名古屋貿易館	館長 崔 晟洛 (チェ・ジョンラク)	〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル 23F	561-3936
名古屋アメリカン・センター	—	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル 6F	581-8631
VCA日本事務所 (英国運輸省)	理事 マイケル・マルヴァニー	〒456-0018 名古屋市中区熱田区新尾頭一丁目6-9 金山大和ビル3F	683-8831
米国ウエストヴァージニア州政府 日本代表事務所	駐日代表 村山 敦子	〒460-0003 名古屋市中区錦三丁目25-11 日生村瀬ビル 7F	953-9798
フランスCEEJA・アルザス日本 事務所	代表 後藤 淳子	〒464-0804 名古屋市中区千種区東山元町1-36	789-0811
国際連合地域開発センター (UNCRD)	所長 遠藤 和重	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル 6F	561-9377

2 名誉(総)領事館

(2024年4月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
アンゴラ共和国名誉領事館	名誉領事 貸谷 伊知郎	〒450-8575 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号 センチュリー豊田ビル 豊田通商(株)名古屋本社内	584-8002
イスラエル国名誉領事館	名誉領事 鎌田 敏行	〒463-3535 名古屋市中区八剣2丁目118番	737-6835
インドネシア共和国名誉領事館	名誉領事 杉本 英雄	〒462-0841 名古屋市中区黒川本通2-46 3F (株)焼肉坂井ホールディングス内	910-5210

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
ウズベキスタン共和国名誉領事館	名誉領事 伊藤 博之	〒461-0015 名古屋市東区東片端町23 東片端サンコービル 5F南	265-9919
エチオピア連邦民主共和国 名誉領事館	名誉領事 松本 定道	〒460-0008 名古屋市中区栄3丁目35番1号 中京綜合警備保障（株）内	757-4312
オーストリア共和国名誉領事館	名誉領事 山口 千秋	〒450-6216 名古屋市中村区名駅4-7-1 ミッドランドスクエア 16F 東和不動産（株）内	584-7111
オランダ王国名誉領事館	名誉領事 岡谷 篤一	〒460-8666 名古屋市中区栄2丁目4-18 岡谷鋼機（株）内	204-8100
ガンビア共和国名誉総領事館	名誉総領事 ビントウ・クジャビ・ジャ ロ	〒452-0822 名古屋市西区中小田井5-16 2F	684-5911
カンボジア王国名誉領事館	名誉領事 高田 誠喜	〒464-0073 名古屋市中村区高見2-7-7 ユニオンビル 3F	753-5024
ケニア共和国名誉領事館	名誉領事 加留部 淳	〒450-8575 名古屋市中村区名駅4-9-8 センチュリー豊田ビル 16F 豊田通商（株）内	584-5019
コスタリカ共和国名誉総領事館	名誉総領事 豊田 章男	〒450-8711 名古屋市中村区名駅4-7-1 トヨタ自動車（株）名古屋オフィス内	552-2111
コロンビア共和国名誉領事館	名誉領事 中村 規脩	〒460-0017 名古屋市中区松原2丁目10番7号 （株）萬葉庵 5F	332-1124
シンガポール共和国 名誉総領事館	名誉総領事 川浦 康嗣	〒460-0006 名古屋市中区葵3-21-19 （株）メニコン内	935-1258
スペイン王国名誉領事館	名誉領事 山本 亜土	〒450-8501 名古屋市中村区名駅1丁目2-4 名古屋鉄道（株）内	571-2141
スリランカ民主社会主義 共和国名誉領事館	名誉領事 小倉 忠	〒451-8501 名古屋市西区則武新町3丁目1-36 （株）ノリタケカンパニーリミテド内	561-7123
タイ王国名誉総領事館	名誉総領事 三輪 芳弘	〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目6-29 興和（株）内	963-3451
デンマーク王国名誉領事館	名誉領事 豊田 周平	〒448-8651 愛知県刈谷市豊田町1-1 トヨタ紡織（株）内	080- 6987-0070
ドイツ連邦共和国名誉領事館	名誉領事 神野 吾郎	〒440-8533 愛知県豊橋市駅前大通1-55 サラタタワー （株）サラコーポレーション内	0532-51- 1277
ニュージーランド名誉領事館	名誉領事 林 謙治	〒454-0802 名古屋市中川区福住町2-26 リンナイ（株）内	361-8415
ハンガリー名誉領事館	名誉領事 寺西 和子	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-5-27 第一名駅ビル 1F	551-5177
バングラデシュ人民共和国名誉 領事館	名誉領事 佐藤 昌考	〒450-6212 名古屋市中村区名駅4-7-1 ミッドランドス クエア12階 東海東京証券（株）内	527-1170
フィンランド名誉領事館	名誉領事 柘植 康英	〒450-6101 名古屋市中村区名駅1丁目1-4 J Rセントラルタワーズ東海旅客鉄道（株） 内	564-5105
フランス名誉領事館	名誉領事 川合 尊	〒461-0005 名古屋市東区東桜1-1-1 アーバンネット名古屋ネクスタビル 19F 日本特殊陶業（株）内	218-6159

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
ベトナム社会主義共和国 名誉領事館	名誉領事 夏目 長門	〒464-0057 名古屋市中千種区法王町2-5-G10D	715-6755
ベルギー王国名誉領事館	名誉領事 豊田 鐵郎	〒451-6017 名古屋市中西区牛島町6-1 名古屋ルーセントタワー (株) 豊田自動 織機内	589-9440
ポルトガル名誉領事館	名誉領事 深谷 紘一	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-5-28 桜通豊田ビル 15F	586-5423
ミャンマー連邦共和国名誉領事館	名誉領事 西村 利夫	〒452-0818 名古屋市中西区山田町上小田井東古川3117	508-5105
メキシコ合衆国名誉領事館	名誉領事 豊田 章男	〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動車 (株) 内	0565-28- 2121
モンゴル国名誉領事館	名誉領事 安藤 琢弥	〒454-0926 名古屋市中川区打出2-70 松蔭病院内	352-3251
モンテネグロ名誉領事館	名誉領事 判治 誠吾	〒484-0061 犬山市大字前原字天道新田 大同メタル工業(株)犬山事業所内	0568-65- 6627
ラオス人民民主共和国 名誉領事館	名誉領事 大原 康之	〒460-8330 名古屋市中区上前津2-9-29 (株) 榎屋内	331-4399

3 国際研修機関

(2024年4月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
公益財団法人 アジア保健研修所	理事長 斎藤 尚文	〒470-0111 愛知県日進市米野木町南山987-30	0561- 73-1950
公益財団法人 オイスカ	代表理事 中野 悦子	＜中部日本研修センター＞ 〒470-0328 愛知県豊田市勘八町勘八27-56	0565- 42-1101
独立行政法人国際協力機構 中部センター	所長 上町 透	〒453-0872 名古屋市中村区平池町4丁目60-7	533-0220

4 愛知県内の国際交流団体

下記のインターネットサイトにて検索することができます。

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/topj/index.html>

(愛知県国際交流協会ホームページ)

* 市内民間交流団体数 132

資料：公益財団法人 愛知県国際交流協会「国際交流ハンドブック 2022年度版」

5 その他

(2024年4月末現在、50音順、敬称略)

名 称	代 表 者	所 在 地	電 話
公益財団法人 愛知県国際交流協会	会長 神田 真秋	〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目6-1 愛知県三の丸庁舎内	961-8744
特定非営利活動法人 名古屋NGOセンター	代表理事 中島 隆宏 坂 茂樹	〒460-0004 名古屋市中区新栄町2丁目3番地 YWCAビル7階	228-8109
名古屋国際交流団体協議会	会長 滝 リンダ	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル4F NIA事務局	581-5630
公益財団法人 名古屋国際センター	理事長 眞野 隆久	〒450-0001 名古屋市中村区那古野一丁目47-1 名古屋国際センタービル内	581-5674
日本貿易振興機構(JETRO) 名古屋貿易情報センター	所長 平野 修一	〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 愛知県産業労働センター18階	589-6210

IV 関 係 条 例 等

1 名古屋市国際交流事業積立基金条例

昭和 63 年 3 月 31 日

条例第 37 号

(設置の目的)

第1条 国際交流事業の推進を図る資金に充てるため、名古屋市国際交流事業積立基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金には、国際交流事業を推進するための寄附金及び市長が必要と認めた額を積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、国際交流事業の推進を図る資金に充て、又は基金に編入するものとする。

(運用)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 7 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 名古屋市国際化推進会議規程

昭和 62 年 8 月 1 日

達第 29 号

(設置)

第 1 条 国際都市をめざした生活、文化及び経済などの各方面における国際化施策を円滑に推進するため、名古屋市国際化推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 国際化の推進に関する諸施策の協議及び調整に関すること。
- (2) 国際化の推進に関する諸施策の情報収集に関すること。
- (3) その他国際化の推進に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

2 会長は観光文化交流局主管副市長とし、副会長は観光文化交流局長とする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 推進会議の会議は、必要の都度会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 推進会議には、専門の事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

(幹事)

第 6 条 推進会議に幹事を置き、別表に掲げる職にある者その他会長が必要と認めて指定する職にある者をもって充てる。

2 幹事は、会長の命を受け、推進会議の事務について委員を補佐する。

(事務局)

第7条 推進会議の所掌事務を処理させるため、推進会議に事務局を置く。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成元年達第8号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成2年達第6号)抄

1 この達は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成4年達第5号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成6年達第1号)

この達は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年達第7号)抄

1 この達は、発布の日から施行する。

附 則(平成12年達第62号)

この達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年達第4号)抄

1 この達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成16年達第22号)抄

1 この達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年達第4号)抄

1 この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年達第22号)抄

1 この達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年達第11号)

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年達第10号)抄

1 この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年達第45号)

この達は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年達第31号)

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年達第7号)抄

1 この達は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年達第7号)抄

1 この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年達第5号)抄

この達は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年達第6号)抄

この達は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年達第9号)抄

この達は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年達第9号)抄

この達は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年達第5号)抄

この達は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年達第11号)抄

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年達第4号)抄

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年達第1号)抄

この達は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年達第12号)抄

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表

(令2達5・令3達11・令5達4・令6達1・令6達12・一部改正)

委員	会計室長
〃	防災危機管理局長
〃	市長室長
〃	総務局長
〃	財政局長
〃	スポーツ市民局長
〃	経済局長
〃	環境局長
〃	健康福祉局長
〃	子ども青少年局長
〃	住宅都市局長
〃	緑政土木局長
〃	上下水道局長
〃	交通局長
〃	消防局長
〃	選挙管理委員会事務局長
〃	監査事務局長
〃	人事委員会事務局長

〃	教育長
〃	市会事務局長
〃	総務局担当局長（企画調整）
〃	総務局企画部長
〃	観光文化交流局観光交流部長
〃	観光文化交流局担当部長（都市魅力・国際都市化）
〃	中村区長
〃	中区長
幹事	会計室出納課長
〃	防災危機管理局総務課長
〃	市長室秘書課長
〃	総務局総務課長
〃	総務局企画部企画課長
〃	財政局総務課長
〃	スポーツ市民局総務課長
〃	経済局産業労働部産業企画課長
〃	観光文化交流局総務課長
〃	観光文化交流局観光交流部観光推進課長
〃	観光文化交流局観光交流部国際交流課長
〃	観光文化交流局観光交流部担当課長 （多文化共生・国際貢献）
〃	環境局総務課長
〃	健康福祉局総務課長
〃	子ども青少年局企画経理課長
〃	住宅都市局担当課長（企画調整）
〃	緑政土木局企画経理課長
〃	上下水道局企画経理部経営企画課長
〃	交通局営業本部企画財務部担当課長 （企画調整・外郭団体）
〃	消防局総務部総務課長
〃	選挙管理委員会事務局次長
〃	監査事務局監査第一課長
〃	人事委員会事務局審査課長
〃	教育委員会事務局総務部企画経理課長
〃	市会事務局総務課長
〃	中村区政部企画経理課長
〃	中区政部企画経理課長

3 名古屋市国際化推進会議の運営について

第1条 この定めは名古屋市国際化推進会議規程(昭和62年名古屋市達第29号)第8条の規定に基づき、名古屋市国際化推進会議(以下「推進会議」という。)の運営の細目に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 規程第7条により設置する事務局を観光文化交流局観光交流部国際交流課に置き、事務局長を観光文化交流局担当部長（都市魅力・国際都市化）をもって充てる。

第3条 推進会議及び事務局の庶務は、観光文化交流局観光交流部国際交流課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和62年8月1日から施行する。
 この要綱は、昭和63年6月12日から施行する。
 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
 この定めは、平成18年4月1日から施行する。
 この定めは、平成28年4月1日から施行する。
 この定めは、令和2年4月1日から施行する。
 この定めは、令和3年4月1日から施行する。
 この定めは、令和5年4月1日から施行する。
 この定めは、令和6年4月1日から施行する。

4 名古屋国際センター条例

昭和59年4月3日
条例第38号

(設置)

第1条 地域の国際化を推進し、住民の福祉と文化の向上を図るため、次のように名古屋国際センターを設置する。

名称 名古屋国際センター

位置 名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

(事業)

第2条 名古屋国際センター（以下「センター」という。）は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域の国際化推進のための情報提供及び相談

(2) 地域の国際化推進のための講座及び研修の実施

(3) 地域の国際化推進に取り組む団体及び個人の活動の促進

(4) センターの施設の供用

(5) その他地域の国際化を推進するため市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第3条 センターの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可(以下「使用の許可」という。)をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあるとき。

(2) センターの管理上支障があるとき。

3 市長は、使用の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第4条 センターの施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第11条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 使用者は、利用料金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(利用料金の減免)

第5条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号の一に該当するときは、センターの施設の使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 許可された使用目的に違反したとき。

(3) 使用の許可の条件に違反したとき。

(4) 公の秩序又は善良な風俗をみだしたとき、又はみだすおそれのあるとき。

(5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第8条 使用者は、センターの施設の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第9条 使用者は、使用を終わったとき、又は第7条の規定により使用の停止若しくは使用の許可の取消しがなされたときは、直ちに前条の規定による承認を受けて設けた特別の設備を撤去し、かつ、センターの施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償等)

第10条 建物、設備その他器具を損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示に従い、これらを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者)

第11条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第12条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

- (1) 市民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が、センターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (4) 指定管理者の指定を受けようとする者が、地域の国際化推進に取り組む団体との連携協力が円滑に得られる体制を整えているものであり、かつ、センターを地域の国際化推進活動の拠点として、その事業を安定的かつ円滑に行うことができる能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第13条 指定管理者は、センターの開館時間及び休館日の定めに従い、当該施設を適正に市民の

利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、開館時間以外の時間及び休館日に開館することができる。

4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市長令第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) センターの施設の使用の許可に関すること。
 - (3) センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
 - (4) その他市長が定める業務
- (委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和59年規則第91号で昭和59年8月1日から施行。ただし、第1条及び第9条の規定は、昭和59年10月12日から施行する。)

附 則(平成6年条例第7号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年条例第38号)

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に名古屋国際センター条例第3条第1項の規定による許可を受けている者及び同項の許可を申請し、受理されている者に係る前項の日以後の使用については、なお従前の例による。

附 則(平成17年条例第90号)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋国際センター条例の規定に基づく利用料金の承認その他

指定管理者が利用料金を定めるために必要な
 手続並びに同条例第12条の規定による指定管
 理者の指定の手続その他の行為は、この条例の
 施行前においても行うことができる。

- 3 この条例の施行の際現に使用の許可を受け
 ている者及び使用の許可を申請し、受理されて
 いる者の使用料の額については、なお従前の例
 による。

附 則(平成21年条例第66号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
 別表(略)

5 名古屋国際センター条例施行細則

昭和 59 年 8 月 1 日

規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋国際センター条例
 (昭和 59 年名古屋市条例第 38 号。以下「条例」
 という。)の施行に関し必要な事項を定めるもの
 とする。

(開館時間)

第 2 条 名古屋国際センター(以下「センター」
 という。)の開館時間は、午前 9 時から午後 7
 時までとする。ただし、条例別表に掲げる施設
 にあつては、午前 9 時から午後 9 時までとする。

- 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項
 の規定にかかわらず、臨時に、開館時間を変更
 することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は次のとおりとする。

- (1) 月曜日(条例別表に掲げる施設を除く。)
 (2) 1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日か
 ら 12 月 31 日まで
 (3) 施設点検日(2 月及び 8 月の第 2 日曜日)

- 2 市長は、特に必要があると認めたときは、前項
 の規定にかかわらず、臨時に、休館日に開館し、
 又は休館日以外の日に休館することができる。

(使用許可申請の手続)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定によるセンタ
 ーの施設の使用の許可(以下「使用許可」とい
 う。)を受けようとする者は、名古屋国際センタ
 ー使用申込書(第 1 号様式)を指定管理者に提出
 しなければならない。

- 2 前項の使用申込書は、使用しようとする日(2
 日以上連続して使用しようとする場合は、その
 初日をいう。)の属する月の前 12 月以後におい
 て、提出することができる。ただし、市長が特
 別の事由があると認めたときは、この限りでな
 い。

(使用期間)

第 5 条 センターの施設の使用期間は、同一人
 が同一施設を使用する場合は、ホール及び展示
 室については、引き続き 30 日以内、会議室、
 和室及び研修室については、引き続き 5 日以内

とする。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(使用許可)

第6条 使用許可は、名古屋国際センター使用許可書(第2号様式)を申請者に交付することによって行う。

(附属設備の利用料金の基準額)

第7条 センターの附属設備の利用料金の基準額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第5条の規定による利用料金の減免の申請は、名古屋国際センター利用料金減免申請書(第3号様式)により行うものとする。

2 条例第5条に規定する規則で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める額を減免する。

- (1) 名古屋市が主催又は共催する地域の国際化推進に資する行事に使用するとき 利用料金の全額
- (2) 地域の国際化推進に資する行事で市長が特に有益と認めるものに使用するとき 利用料金の全額又は2分の1相当の額

(利用料金の還付)

第9条 条例第6条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)の責に帰することのできない事由によって施設又は附属設備の使用ができないとき。
- (2) 使用者が、使用許可を受けた使用の日(2日以上連続する場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。)の前14日までに使用許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき。

2 利用料金の還付額は、次のとおりとする。

- (1) 前項第1号に当たるとき 利用料金の全額
- (2) 前項第2号に当たるとき 利用料金の額の2分の1相当の額
- (3) 前項第3号に当たるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(特別の設備)

第10条 条例第8条の規定による承認の申請は、使用許可の申請の際に併せて行うものとする。

2 前項の承認の申請をする際には、仕様書、図面その他市長が必要と認める資料を併せて提出しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(行為の禁止等)

第12条 センターにおいては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- (2) 承認を受けないで寄附金品の募集又は飲食物その他の物品の販売若しくは陳列をすること。
- (3) 承認を受けないで広告類を掲出し、又は頒布すること。
- (4) 建物その他の工作物を汚損し、又はき損するおそれのある行為をすること。
- (5) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある行為をすること。
- (6) その他管理上支障があると認められる行為をすること。

2 使用者は前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 入館者の安全確保の措置を講ずること。
- (2) 入館者に前項各号に掲げる行為をさせないこと。

(立入り)

第13条 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可をしたセンターの施設に自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(退館)

第14条 市長は、この規則に違反し、又は指定管理者若しくはその管理するセンターの管理の業務に従事している者の指示に従わない者に対し退館を命ずることができる。

(指定管理者の公募)

第15条 条例第12条第1項に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務(以下「管理業務」という。)の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第12条第1項の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第16条 条例第12条第2項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、名古屋国際センター指定管理者指定申請書(第4号様式)によって行わなければならない。

2 条例第12条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの

(3) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の選定)

第17条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、名古屋国際センター指定管理者選定委員会を開催するものとする。

(指定等の告示)

第18条 条例第12条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
 - (2) 指定管理者の指定の期間
- 2 条例第12条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日

(協定の締結)

第19条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) センターの管理費用として、本市が支払う金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) センターの使用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度4月30日までに、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの使用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
(委任)

第21条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第80号)

- 1 この規則は、平成3年7月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則に基づいて作成されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成4年規則第1号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第79号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成5年規則第125号)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届、報告書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に第1条から第3条までの規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

5 この規則の施行の際現に第4条の規定による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、同条の規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第56号)

この規則は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第18号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用許可申請書は、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成16年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の名古屋国際センター条例施行細則の規定は、平成16年4月1日以後の使用について適用する。

附 則(平成17年規則第174号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項から附則第6項までの規定は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋国際センター条例施行細則(以下「新規則」という。)の

規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続は、平成18年4月1日以前においても行うことができる。

- 3 平成18年4月1日において現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正前の名古屋国際センター条例施行細則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいて提出されている使用申込書及び使用料減免申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて交付されている使用許可書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 6 平成18年4月1日において現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成24年規則第59号)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申込書及び申請書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則(平成24年規則第121号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第42号)抄

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第10号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第10号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和元年規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第123号)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

別表(略)